

経営強化計画

(金融機能強化のための特別措置に関する法律附則第9条第1項)

平成24年9月



目 次

はじめに	．．．	1
第 1 経営強化計画の実施期間	．．．	2
第 2 金融組織再編成の内容及び実施時期		
2－1 金融組織再編成の内容	．．．	3
2－2 実施時期	．．．	7
第 3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等 （きらやか銀行、以下「業務実施金融機関」）が主として業務を行う地域 における経済の活性化に資する方策		
3－1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	．．．	8
3－2 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	．．．	23
3－3 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に 資する方策	．．．	44
第 4 協定銀行による株式等の引き受け等に係る事項		
4－1 株式会社整理回収機構による株式等の引受け等を求める額及び その内容・金額及び条件	．．．	54
4－2 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針	．．．	56
4－3 対象組織再編成子会社（きらやか銀行）に対して行う株式等の 引受け等の額、内容及び実施時期	．．．	58
第 5 経営強化計画実施に伴う労務に関する事項	．．．	61
第 6 業務実施金融機関における収益の見通し		
6－1 平成24年3月期決算の概要	．．．	62
6－2 収益の見通しの概要	．．．	64
第 7 剰余金の処分の方針		
7－1 配当に関する方針	．．．	66
7－2 配当に向けた態勢整備	．．．	66
7－3 役員に対する報酬及び賞与についての方針	．．．	67
第 8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策		
8－1 経営管理に係る体制及び今後の方針	．．．	68
8－2 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	．．．	68
8－3 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場 リスクを含む各種リスクの管理の状況及び今後の方針	．．．	69

はじめに

平成 19 年 5 月に“きらやか銀行”が誕生し 5 年が経過いたしました。平成 24 年度より、“きらやか銀行らしさ”をより強く打ち出していくことにより、お客さま、地域社会、株主から、“もっともっと喜ばれる銀行”を目指して、本業支援・最適提案の徹底・進化を根幹とした第 3 次中期経営計画を策定し、全行を挙げて取り組んでおります。

また、平成 22 年 10 月には、仙台銀行との経営統合を発表し、平成 23 年 10 月の持株会社設立へ向けて準備を進めておりました。しかしながら、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、経営統合協議の中断を余儀なくされ、両行は、甚大な被害を被った地域経済の復興に向けた支援を最優先する見地から、経営統合日を延期することといたしました。その後協議を再開し、平成 24 年 10 月 1 日を共同持株会社の設立日として、両行間での経営統合に係る協議を進めることを決定、諸準備を進めているところであります。この間、当行と経営統合を行う仙台銀行では、復興支援に本格的に取り組んでいくための堅確な財務基盤を構築するべく、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成 23 年 9 月に第 I 種優先株式を発行し、自己資本の増強を実施し、大震災に係る復興支援、地元経済活性化に向けて積極的に対応しております。

未曾有の被害をもたらした大震災の発生から 1 年余りが経過いたしました。当行の営業エリアにおきましても、宮城県、福島県はもとより、直接的な被害が少なかった地元山形県においても風評等による 2 次的被災により、多大な被害、損失が発生し回復の途上にあります。また、山形県では、現在においても被災地から多数の被災者を受け入れ、被災者支援を継続しております。未だ被災地域におきましては厳しい経済環境にあり、今後の復興支援に向けては地域金融機関の役割が非常に重要であると考えております。

当行は、今般、仙台銀行との組織再編成による共同持株会社の設立にあたり、両行同一歩調による震災復興支援を共同して推進していくことが必要であると考えており、持株会社グループとして、自己資本の充実をはかり、当行の自己資本を増強し貸出余力を創造することにより、大震災からの復興支援並びに中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献していく所存でございます。

第 1 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 10 月（計画の始期）より平成 27 年 3 月（計画の終期）までにおいて経営強化計画を策定し実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合は、遅滞なく金融庁に報告いたします。

第2 金融組織再編成の内容及び実施時期

2-1 金融組織再編成の内容

(1) 設立する会社の概要

① 名称

株式会社 じもとホールディングス
(英文表示: Jimoto Holdings, Inc.)

② 主たる事務所

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号(仙台銀行本店9階)

③ 業務の内容

ア. 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
イ. その他、アに付帯又は関連する一切の業務

④ 資本金等の額

ア. 資本金の額	2,000 百万円
イ. 資本準備金の額	500 百万円
ウ. 純資産の額(連結・見込み)	81,534 百万円
エ. 総資産の額(連結・見込み)	81,534 百万円

⑤ 上位10位までの株主

	株主の氏名	職業	議決権の数	議決権比率
1	株式会社みずほコーポレート銀行	銀行業	60,178	3.36%
2	きらやか銀行行員持株会	持株会	54,951	3.07%
3	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	銀行業	53,758	3.01%
4	三井住友海上火災保険株式会社	損害保険業	32,853	1.84%
5	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	銀行業	29,644	1.66%
6	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険業	14,045	0.79%
7	株式会社七十七銀行	銀行業	12,870	0.72%

8	仙台銀行職員持株会	持株会	11,880	0.66%
9	清水建設株式会社	建設業	11,011	0.62%
10	高橋 明	個人	10,795	0.60%
総計			1,788,776	100.00%

(注)平成24年3月31日現在における両行株主名簿に記載された株主の株式数を、株式移転比率(きらやか銀行1:仙台銀行6.5)で調整後に合算したものです。なお、議決権数は、単元株式数100株で計算しております。

⑥ 取締役及び監査役(予定)

ア. 取締役(※を付した取締役は、平成24年10月より持株会社の常勤取締役となる予定。)

代表取締役会長	三井 精一	(現仙台銀行)	取締役頭取
代表取締役社長	栗野 学	(現きらやか銀行)	取締役頭取
取締役	馬場 豊	(現仙台銀行)	専務取締役
取締役	東海林賢市	(現きらやか銀行)	常務取締役
取締役	鈴木 隆	(現仙台銀行)	常務取締役
取締役	須藤庄一郎	(現きらやか銀行)	常務取締役
取締役	御園生勇郎	(現仙台銀行)	常務取締役
取締役	佐川 章	(現きらやか銀行)	常務取締役
取締役	田中 達彦	(現きらやか銀行)	常務取締役
※取締役	芳賀 隆之	(現仙台銀行)	取締役
※取締役	坂本 行由	(現きらやか銀行)	取締役
取締役(社外)	熊谷 満	(現仙台銀行)	取締役(社外)

イ. 監査役(※を付した監査役は、平成24年10月より持株会社の常勤監査役となる予定。)

※監査役	長谷部俊一	(現仙台銀行)	監査役
監査役(社外)	笹島富二雄	(現きらやか銀行)	監査役(社外)
監査役(社外)	菅野 國夫	(現仙台銀行)	監査役(社外)
監査役(社外)	伊藤 吉明	(現きらやか銀行)	監査役(社外)

(注) ()内は平成24年6月末現在の役職であります。

⑦ 役職員数(予定)

108名(取締役12名、監査役4名、従業員92名(うち銀行兼務者90名))

⑧ 経営管理体制

ア. 持株会社の位置づけ

持株会社（当社）は、子銀行及びグループ各社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、グループ全体の経営計画・経営戦略を策定し、その進捗状況を管理するとともに、グループ経営において発生するリスク全般について管理する体制とします。

また、子銀行において重複している業務及び今後高い専門性が求められる業務・機能（コンプライアンス、リスク管理）については、持株会社に当該業務及び機能を集約することにより、経営効率化を図るとともに高い専門性を発揮する体制とします。

イ. ガバナンス体制

経営管理組織として、グループ経営の方針や重要事項について審議・決定を行う取締役会、取締役会の方針に基づき業務執行に係る審議・決定を行う経営会議をはじめ、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会、並びに監査役会の機能を充実させ、ガバナンス体制を確立するとともに、リスク管理及びコンプライアンス態勢の充実を図ってまいります。

業務運営組織としては、総合企画部、経営戦略部、総務部、リスク統括部、経理部、監査部を設置し、グループ戦略を展開することで、統合効果を早期に最大化することを目指します。

⑨ 決算期

3月31日

⑩ 上場証券取引所（予定）

東京証券取引所

⑪ 会計監査人（予定）

新日本有限責任監査法人

⑫ 株主名簿管理人（予定）

みずほ信託銀行株式会社

⑬ 設立の目的

- ア. 東日本大震災からの復興・再建へのスピーディかつ幅広い対応の実現
- イ. 県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービス向上の実現
- ウ. 両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果の実現
- エ. スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現

⑭ 設立の方法

両行の共同株式移転方式による完全親会社（持株会社）設立

⑮ 設立予定日

平成 24 年 10 月 1 日（月）共同持株会社設立登記日（株式移転効力発生日）

（2）株式移転の概要

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	きらやか銀行	仙台銀行
株式移転比率	1	6.5

② 株式の割当比率

- ・きらやか銀行・普通株式 1 株に対し、共同持株会社の普通株式 1 株を割当交付。
- ・仙台銀行・普通株式 1 株に対し、共同持株会社の普通株式 6.5 株を割当交付。
- ・きらやか銀行・第Ⅲ種優先株式 1 株に対し、同一商品内容である共同持株会社の A 種優先株式 1 株を割当交付。
- ・仙台銀行第Ⅰ種優先株式 1 株に対し、同一商品内容である共同持株会社の B 種優先株式 6.5 株を割当交付。

2-2 実施時期

(1) 持株会社設立までの日程 (予定)

平成 22 年 10 月 26 日 (火)	経営統合の検討開始に関する基本合意書締結 (両行)
平成 24 年 3 月 31 日 (土)	定時株主総会及び種類株主総会に係る基準日 (両行)
平成 24 年 4 月 26 日 (木)	経営統合合意書及び株式移転計画書承認取締役会 (両行)
平成 24 年 4 月 26 日 (木)	経営統合合意書締結及び株式移転計画書作成 (両行)
平成 24 年 6 月 26 日 (火)	株式移転計画承認定時株主総会及び種類株主総会 (両行)
平成 24 年 9 月 26 日 (水)	東京証券取引所上場廃止日 (きらやか銀行)
(予定)	
平成 24 年 10 月 1 日 (月)	共同持株会社設立登記日 (効力発生日)
(予定)	
平成 24 年 10 月 1 日 (月)	共同持株会社株式上場日
(予定)	

第3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

3-1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

3-1-1 山形県の経済情勢及び東日本大震災の影響

(1) 山形県の経済環境

平成 23 年度におけるわが国経済は、東日本大震災により経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が続くなど、厳しい状況からのスタートとなりました。その後、サプライチェーンの急速な復旧等と共に持ち直しの気配が見られたものの、夏以降の急速な円高の進行や欧州の政府債務危機等を背景とした世界経済の減速が、景気の持ち直しを緩やかなものにしております。

当行が主として業務を行っている山形県における経済状況におきましては、東日本大震災の発生に伴い厳しい状況となりましたが、その後、震災からの復興に資する需要増加等も見られ、雇用、所得環境におきましても改善傾向を辿っているほか、消費についても回復傾向にあります。今後、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化が予想され、先行きの山形県内経済に対しプラスの影響を及ぼすことが期待されております。

山形県の金融環境におきましては、当行を含めた地元の地域銀行が3行、信用金庫が4機関、信用組合が4機関のほか、山形県外に本店を置く金融機関として主要行1行、地域金融機関2行が営業店を配備しております。山形県内における、当行の貸出金のシェアは、平成 24 年 3 月末で 21.9%を占め、県内経済を支えていくに大きな役割を担うものと認識しております。

(2) 東日本大震災による影響

平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災により、東北・関東の広範囲が被災し、特に太平洋側の被害は、津波による人的被害を始め様々な社会・生活インフラ、物流ネットワーク等過去にない甚大な規模となりました。

当行の営業エリアにおきましては宮城県、福島県はもとより、直接的な被害が少なかった地元山形県においても、観光業を中心に風評等による2次的被災、物流インフラの停止に伴う影響等、多大な被害、損害が発生いたしました。また、現在においても被災地から多数の被災者を受け入れ被災者支援を継続しております。未曾有の被害をもたらした大震災の発生から1年余りが経過いたしました。未だ被災地域におきましては厳しい経済環境にあり、今後の復興支援に向けては地域金融機関の役割が非常に重要であると考えております。

3-1-2 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

(1) 経営方針

「地元中小企業等への安定的かつ円滑な資金供給機能を通じた地域経済の活性化」に資するために、当行は地域に根ざす金融機関として、地域経済・取引先との共存共栄を目指し、地域密着型金融を推進してまいりました。平成22年10月からは地域の皆様と共に「活きる」を経営方針に掲げ、地元中小企業のお客さまに対し「本業支援」、個人のお客さまに対しては「最適提案」に全力で取り組むビジネスモデルを再構築し営業推進の強化に努めること、「ルールを守る」を合言葉に、徹底した内部管理の強化に努めることを最重点施策として進めてまいりました。

平成24年度より、“きらやか銀行らしさ”をより強く打ち出していくことにより、お客さま、地域社会、株主から、“もっともっと喜ばれる銀行”を目指して、本業支援・最適提案の徹底・進化を根幹とした第3次中期経営計画を策定し、全行を挙げて取り組んでおります。「本業支援」の徹底・進化により、地域経済の更なる活性化に繋げ、中小規模の事業者に対する信用供与の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、当行は平成24年10月に仙台銀行と共同で持株会社「じもとホールディングス」を設立し経営統合する予定であります。山形県と宮城県は、産業・文化・生活・アクセス等あらゆる面で密接な関係にあり、今後同一経済圏としての役割の期待も大きく、じもとホールディングスが山形県、宮城県の情報を「つなぎ」、東日本大震災の復興支援を契機とした資金供給機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

【仙台銀行との連携】



【第三次中期経営計画より】

新中期経営計画において目指す姿

きらやか銀行らしさ = “もっともっと喜ばれる銀行”

お客様から喜んでいただくために「お客様と同じ目線で、お客様と一緒に考える」ことがきらやか銀行らしさであり、今後はもっともっと喜んでいただける銀行を目指すことで、より強くきらやか銀行らしさを出していく。



皆様の満足度が向上し“喜んでいただく”ことは、銀行の更なる成長・発展にも繋がる。

(2) 経営戦略

① ビジネスモデルの徹底と進化

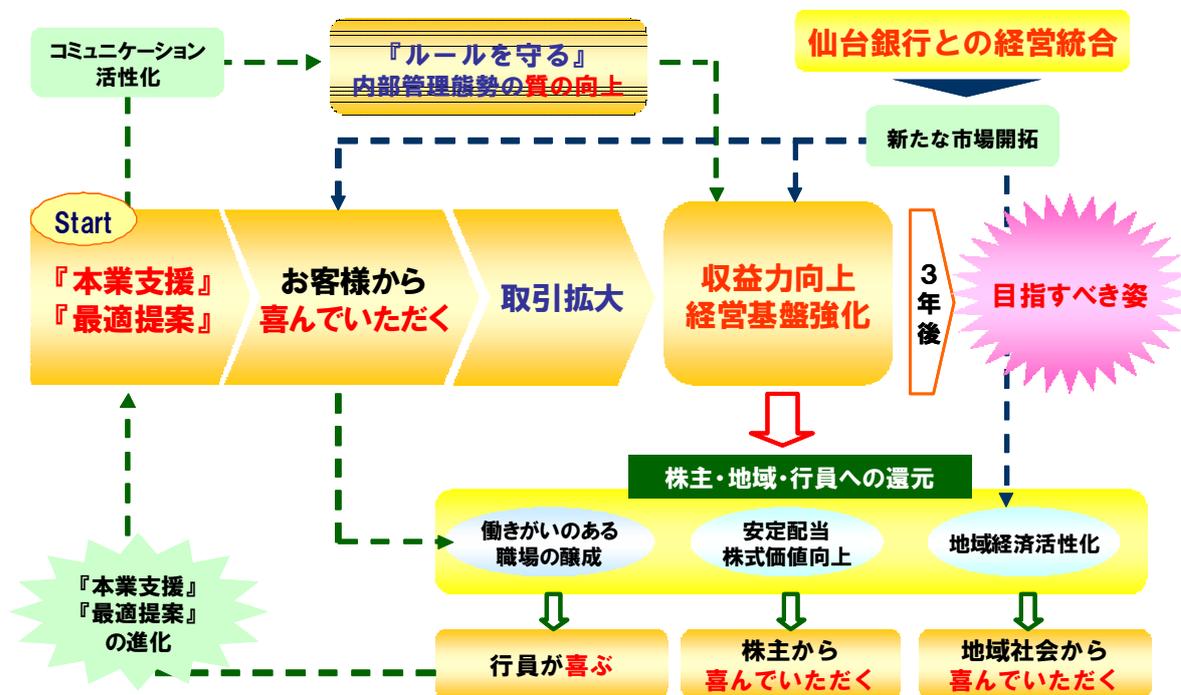
「本業支援」「最適提案」を主軸としたビジネスモデルを土台として、更なる進化を図ることで資金量・融資量・取引先総数の増強を目指します。

② 仙台銀行との経営統合と震災復興支援と地域経済活性化の強化

ア. じもとホールディングス「じもと復興戦略」を柱とし、両行シナジーを早期に最大限発揮し、復興支援取り組みを強化することで地域経済の活性化に努めてまいります。

イ. じもとホールディングス「じもと経済活性化戦略」を柱とする、山形・宮城の両県をつなぎ仙山圏一体での経済活性化を目指してまいります。

新中期経営計画における経営戦略ストーリー



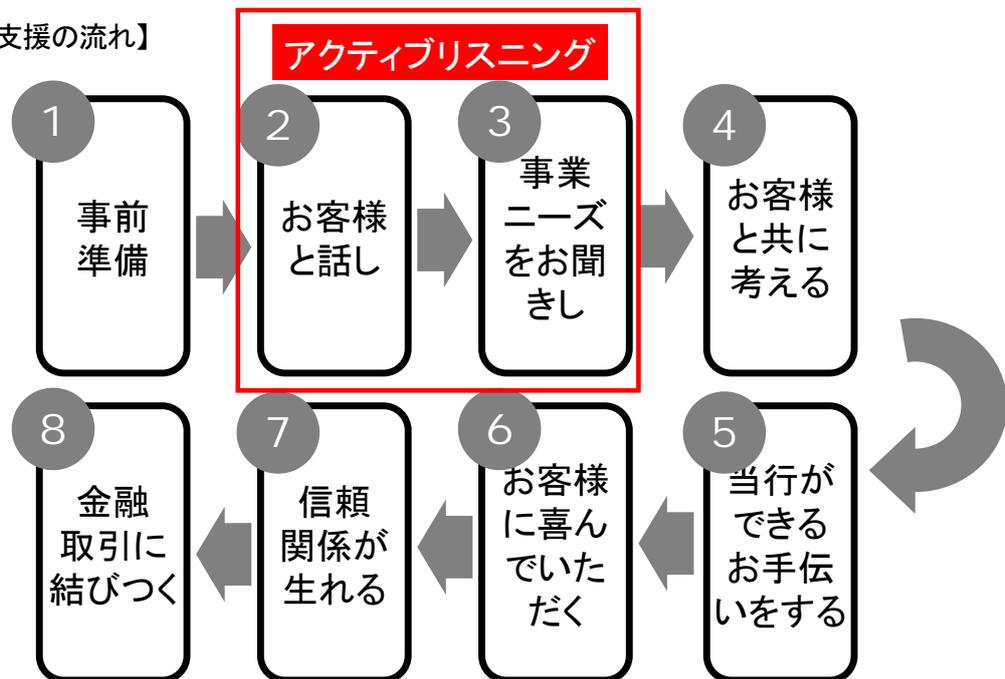
(3) 本業支援の更なる定着に向けて

① 本業支援の定着に向けた営業店支援策

当行で取り組んでおります本業支援の本質は、単なるビジネスマッチング先の紹介に止まらず、お取引先の経営課題を解決するために事業ニーズ（想い・悩み・関心等）をお聴きし、一緒に考え課題を解決することでお取引先に喜んでいただくことにあります。

本業支援を行うことでお客様の事業を深く理解し、お客さまと一緒に考え、コミュニケーションも図り、その結果お取引先紹介やキャッシュフロー改善等の提案を行うことで経営状況も良化されていきます。経営状況が良化されるとお客様からは喜ばれ、そこに信頼関係が生まれます。その信頼関係から金融取引に結びついていきます。これが本業支援の流れであると考えています。

【本業支援の流れ】



営業店の本業支援を定着させ、レベルアップを図るため、営業統括部内に設置している「本業支援推進応援隊」による¹アクティブリスニング研修や本業支援を理解し行動するための啓蒙活動等を継続する研修態勢を充実してまいります。

② 本業支援のスピード化に向けた営業店支援策

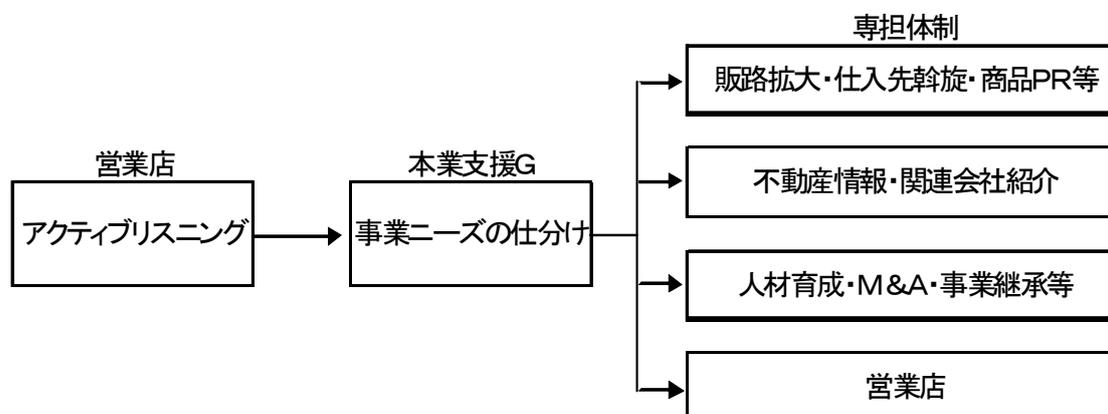
お取引先の経営課題の解決の「スピード化」に向けて、平成24年2月営業統括部内に「本業支援グループ」（情報の仕分けチーム）を設置し体制強化を図りました。営業店で「アクティブリスニング」によりヒアリングしたお客様の事業ニーズを、統合顧客管理システム（通称：Fキューブ）に登録し情報を蓄積しております。その大量に集積される情報を、情報の仕分けチームが本部のサポートが必要なものと、営業店で独自に対応するものに仕分けし、営業店に対し具体的な方向性を示してまいります。

今後も集積し続けるお客様の事業ニーズ等の情報に対し、適切に対応するため、営業店のシステムへの情報入力負担の軽減を図り、より効果的な活用が可

¹ 「アクティブリスニング」 経営者との会話を通じて、企業の問題点・課題などを聞き出し、共有するためのコミュニケーション活動

能となる統合顧客管理システムの改良に着手することといたします。

【事業ニーズの仕分けと専担体制】



③ 本部組織の再編による推進体制の強化

中小企業向け貸出の積極的な推進を行うべく、営業統括部内に「中小企業融資推進室」を設置いたしました。中小企業融資推進室には、法人融資企画グループ他 3 グループを置くことにより、ニーズに合った魅力ある商品の開発・改定やソリューション支援を通じた付加価値の高いサービスの提供等を行ってまいりました。また平成 24 年 2 月からは、全行的に取り組んでいます「本業支援」の推進強化を図るべく、「本業支援グループ」を新設し、更なる推進体制の強化を行いました。

これまで行ってまいりました取組みの結果、平成 24 年 3 月末の中小企業者向け貸出残高は 4,820 億円と、前計画の始期から 232 億円の増加となり、中小企業融資推進室の設置は中小企業向け貸出の推進に一定の役割を果たしました。

更なる取組みの強化を図るべく、平成 24 年 8 月 1 日付けで営業統括部の組織を改正いたしました。これまでの「中小企業融資推進室」を「法人融資推進室」「本業支援推進室」に区分し、「中小企業向けの貸出推進」と「本業支援推進」の機能に特化した組織へ再編いたしました。

「法人融資推進室」には、これまでの「法人融資企画グループ」「新規開拓グループ」を配備し、中小企業向けの貸出推進に特化した役割を担います。法人融資企画グループ 3 名、新規開拓グループ 10 名体制といたしました。

「本業支援推進室」には、これまでの「本業支援グループ」「企業価値創造グループ」を再編し、「情報トレーディングチーム」「事業コーディネーターチ

ーム」「人材育成チーム」を配備し、本業支援推進に特化した役割を担います。

情報トレーディングチームは情報トレーダーとして 3 名を配備し、営業店にて収集した情報の集約、仕訳を行い、営業店における交渉履歴の管理把握を行うほか、本部からの情報発信等を行ってまいります。

事業コーディネートチームは、戦略的コーディネーター6名と、マッチングコーディネーター2名、合計8名を配備いたします。戦略的コーディネーターは個別案件の相談等を実践するほか、本業支援に係るイベント企画運営を行います。特に事業承継（M&A）提案等戦略的な本業支援に注力してまいります。マッチングコーディネーターは具体的な紹介先の選定や、他店への情報提供依頼等本業支援取組全般の営業店のサポート、指導を行い、高難度の案件成就のため、必要に応じて、お客さまへの直接訪問及び営業店行員との帯同訪問を実施してまいります。

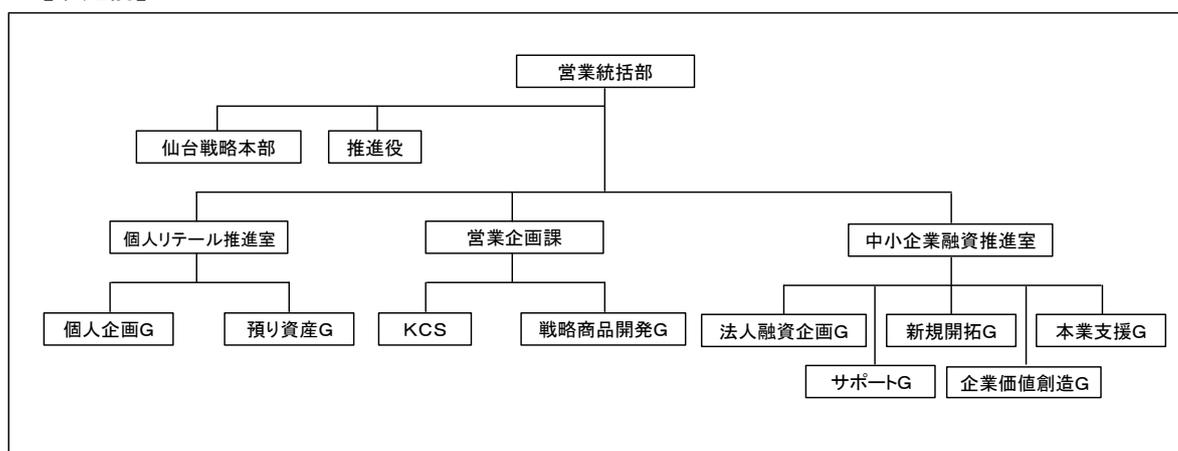
人材育成チームは、スキルアップインストラクター2名を配備し、本業支援の実践力を向上させるため研修実施するとともに、意識改革等の啓発を行い、営業店等現場のリーダー育成に努めてまいります。

以上の組織再編により、これまでの中小企業融資推進室 21 名から、法人融資推進室・本業支援推進室合計で 5 名増員の 26 名となりました。今後も増員を検討していきたいと考えております。

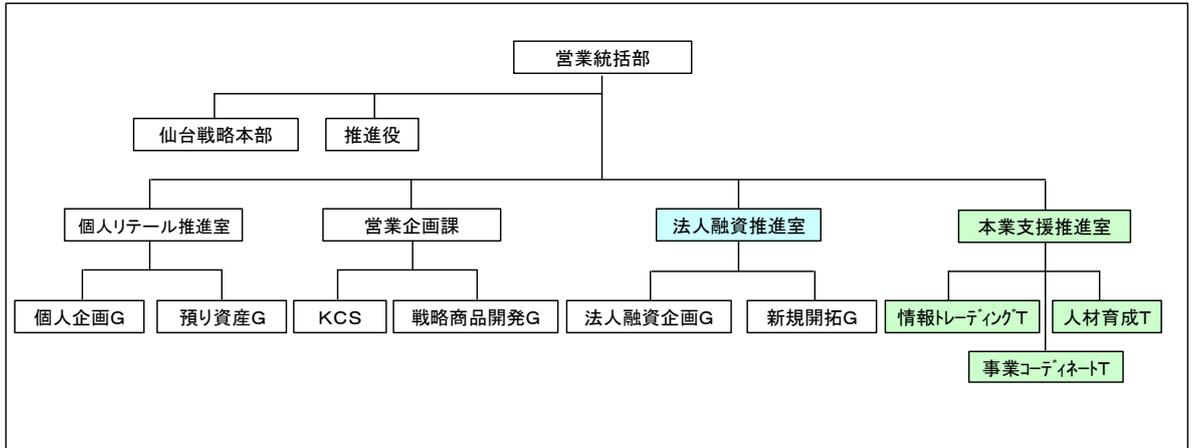
取組のスピード化や人材育成により「本業支援」を更に定着させていくことで、中小企業向け貸出の推進の強化へと繋げたいと考えております。

《営業推進体制》

【改定前】



【改定後】



④ 行員のスキルアップに向けた研修の実施

当行は本業支援の“啓発”を行うべく、本部担当部署における訪問研修を実施してまいりました。今後におきましても、訪問研修を継続するとともに、階層別研修、選抜研修を行い、本業支援を“実践”するための知識、ソリューションスキル（財務会計や企業分析に関する専門知識とコミュニケーションや問題解決力関連スキル）習得に向けて強化してまいります。最終的に「考える行員」の育成を目指してまいります。

ア. 訪問研修

営業統括部本業支援推進室人材育成チームが、個別に営業店を訪問し、本業支援実践力向上、意識改革を目的に行います。対象は全行員とし、2ヶ月に1回の訪問を実践してまいります。事例研修を行い、財務力、事業内容及び課題把握力、改善力等の強化を図ります。

イ. 階層別研修

新任者を対象とした研修を階層別に1年に1回開催してまいります。一般、主任クラスの研修内容としては、決算書の見方から融資審査のポイント等、代理、課長クラスの研修内容としては、事例研修、問題解決力向上に向けた内容を実施してまいります。

上記とは別に、希望者を対象とした、知識向上を目指した研修を実施してまいります。5つのテーマ（事業承継・事業再生・法人税等の税務知識・建設業・財務分析）毎にカリキュラムを作成、3ヶ月に1回ずつ行います。基礎知識の習得から、個々のスキル、実践力の向上へとステップアップを図

ってまいります。

また、営業統括部法人融資推進室新規開拓グループにおいては、渉外課長を対象とした事業性新規開拓トレーニーを年2回開催してまいります。

ウ. 選抜研修

実践力向上を目的として、選抜者による研修を半年に1回合宿形式で開催してまいります。現場訪問（工場訪問）等の事例研修を行い、問題解決に向けた実践力を向上し、営業店等現場のリーダー育成に努めてまいります。

エ. OJTの推進

各研修会により得た知識をもとに、各営業店において徹底したOJTを実施し行員のレベルアップに努めてまいります。

⑤ 営業店の取組姿勢強化策（業績評価等）

営業店の業績評価につきまして下記の改定を行うことで、本業支援をより定着化させ、営業店の取組姿勢の強化を図ってまいります。

- ア. 平成24年3月末基準の中小企業融資先リストに基づき、中小企業融資先に対する本業支援実践先の割合（本業支援網羅率の向上）を評価いたします。
- イ. アクティブリスニング件数（新規取引先を含む）につきましては、事業ニーズのリスニング件数を評価いたします。
- ウ. 本業支援成約件数をポイント制としまして、特に優秀な成約事例には「ファインプレー」として評価いたします。毎月末締め集計時に、各営業店の成約内容を本部内で集約、協議し「ファインプレー」対象事案を決定し業績評価に加算いたします。同時に、行内に水平展開を図るべく「推進ニュース」に掲載し好事例の周知を図ってまいります。
- エ. 商流データをより充実させ活用促進を図るべく、営業店がデータベースに入力する商流データの蓄積（更新・追加）件数を評価します。

⑥ 本業支援サイト（行内情報掲示板）の充実

当行では、行内用の情報掲示板として「本業支援サイト」を開設しており、毎月30件から40件の取引先等の情報が掲載されております。

営業店からの取引先情報として、事業用地や建物の購入希望、購入希望業者の紹介依頼、設備の紹介等が掲載されております。

本部からは、各種セミナーのご案内、官公庁が発信する各種手引書、厚生労働省が作成した「業務改善助成金の申請の手引き」や、中小企業庁が作成した「中

小企業施設利用ガイドブック」等を掲載しております。

今後は、当該掲載情報の内容を充実するために、山形県を始めとする官公庁、民間企業等との連携をさらに強化してまいります。各種セミナー、作成手引書の情報を常時入手し、本業支援サイトに掲載、お取引先への提案を推進してまいります。

⑦ 人材を活かした中小企業向け融資推進支援体制の強化

当行は、中小規模の事業者に対する信用供与を積極的に推進するために、今まで以上に「本業支援」の取組みを徹底し、進化してまいりたいと考えております。これまで、当行に本業支援の取組みを社外コンサルタントとして指導してきた担当者を平成24年7月に執行役員として採用し、営業統括部本業支援推進室担当として、研修等人材育成を行い、全行的なレベルアップを図ってまいります。

また、中小企業を中心とする法人推進に精通しております人員を、営業統括部本業支援推進室情報トレーディングチームに、平成24年8月に1名配備いたしました。営業店から寄せられた情報の仕訳、情報の連携、営業店への助言等を行い、中小規模の事業者に対する信用供与の増強を図ってまいります。

⑧ 本部と営業店が連携した融資取組推進の強化

本業支援を進化させるために、営業店においては徹底したアクティブリスニングを継続実施してまいります。営業店がお客様からお聴きした事業ニーズに対しましては、営業統括部を中心に本部一丸となって示唆・助言を行う体制を構築し、事業ニーズのスピーディーな仕分けとビジネスマッチングの取組などを強力に支援いたします。

また、本部の融資審査業務に精通した行員が営業店へ訪問し、事業計画の把握・分析等を含めた指導を行ってまいります。融資・渉外担当行員のスキルアップによる融資取組推進体制の強化を図ってまいります。

(4) 営業推進体制の強化

① 既往取引先に対する推進策

既往取引先に対する推進策といたしましては、営業店においては既往取引先全先に対し担当者を配置し、本業支援を絡めたりレーションシップ強化を図ってまいります。また、本部営業統括部内の地区担当推進役が営業店の支援強化を図ってまいります。

特に取引先減少に歯止めをかけるため、返済が終了間近のお取引先にはリレー

ションシップ強化を図り、事業ニーズの把握や資金ニーズの掘り起こしを行い、取引継続を推進してまいります。加えてコールセンターより、特に小規模事業者の皆様に対し、電話やFAXを活用して季節商品のご案内等の情報提供を実施してまいります。

② 新規開拓先に対する推進策

新規融資開拓の取組を強化することにより、取引先数の拡大、中小企業向け貸出の増加に努めてまいります。今後の新規開拓の取組みについては以下の計画としております。

【新規開拓取組計画】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件数	500 件	550 件	600 件
金額	50 億円	55 億円	60 億円

現在、営業統括部法人融資推進室内に設置しております「新規開拓グループ」につきましては、法人推進スキルの高い行員を中心に 10 名配置し、取組地区や業種を絞り込み、新たな取引先拡大を図ってまいります。今後更なる人員の増員を検討し、復興支援も含めました新規開拓推進の強化を図ってまいります。

効率的且つ機動的な新規開拓を実現するため、帝国データバンクを活用した見込先リストの策定や、きらやかお客様サービスステーション（コールセンター）による新規見込先へのアポイントコール等により、営業店との連携を強化することで、新規開拓先への訪問件数の更なる拡大を図ってまいります。

また、過年度融資取引解消先に対するお取引復活交渉、地元を代表する中堅企業に関連会社への紹介、お取引先の商流先（主に仕入先）の紹介運動等を行い、新規開拓先の獲得、融資実行に結びつけてまいります。

③ 地域別市場特性に合った営業推進

仙台市内においては、今後増加が予想される復興需要に対応するため、新規開拓グループの拠点を山形から仙台に移し、市場動向・顧客動向等を調査するとともにマーケティングに基づく営業戦略を展開してまいります。

また、山形県内を含む他の地域については、地域特性にあった人員配置や営業戦略を策定し、効率的な営業活動を行ってまいります。

ア. 山形県内

当行の最も重要な営業基盤である山形県内におきましては、製造業・建設業を中心としました中小企業事業者が多く、当行の中小企業融資の基盤となる地域となっております。県内全域におきまして、地域経済を活性化すべく全行的に取り組んでおります「本業支援」を基本戦略とし、中小企業のお客様を支援してまいります。特に事業所数が多く経済活動が盛んであります山形市・天童市・米沢市・酒田市・鶴岡市（表「山形県内事業所数」）を重点地区としまして、営業推進を強化してまいります。

山形県内には当行店舗網の約8割にあたります63ヶ店の店舗を配置しております。当該店舗ネットワークを活用し、きめ細やかな情報収集を行い、県内全域を絡めた、より深度のある「本業支援」を実現してまいりたいと考えております。

特に山形県内の中小企業事業者の多くは、後継者不在等による「事業承継」の問題を深刻な経営課題として抱えております。企業が存続し、雇用が維持されることは、地域経済を活性化していくためには不可欠であると考え、「事業承継」課題への対応を重要項目の一つとしまして、当行は専門チームの設置など体制強化を図り課題解決に向けた取組を強化してまいります。

また積極的かつ円滑な資金供給機能を十分発揮するために従来の中形山形県・各市町村、ならびに山形県信用保証協会等との連携により制度融資の積極的活用を強化するとともに、ABLの積極的な活用や新たな商品として中小零細企業向けのプロパービジネスローン開発を検討するなど、担保・保証に過度に依存しない融資の取組も強化してまいります。機動的な顧客ニーズに合致する資金供給を安定的に提案してまいります。

<山形県内事業所数>

業種	山形県	山形市	天童市	米沢市	酒田市	鶴岡市	5市以外
全産業合計	64,257	14,618	3,260	5,193	6,616	7,538	27,032
農林水産業計	528	38	16	29	45	61	339
非農林水産業計	63,729	14,580	3,244	5,164	6,571	7,477	26,693
鉱業	43	0	3	3	5	5	27
建設業	7,397	1,224	360	453	718	862	3,780
製造業	5,643	960	280	577	405	571	2,850
電気・ガス・熱供給・水道業	100	13	4	5	12	10	56
情報通信業	428	173	9	54	43	52	97
運輸業	1,139	257	69	78	136	113	486
卸売・小売業	17,178	4,029	839	1,308	1,930	2,089	6,983
金融・保険業	1,078	344	47	102	138	139	308
不動産業	2,924	1,120	223	391	206	204	780
学術研究、専門・技術サービス業	1,996	609	87	165	250	232	653
宿泊・飲食サービス業	7,681	1,840	429	652	836	971	2,953
生活関連サービス・娯楽業	6,784	1,393	357	471	702	851	3,010
医療、福祉	2,145	487	115	169	227	256	891
教育・学習支援業	3,610	863	203	299	415	411	1,419
複合サービス業	665	107	32	30	73	84	339
サービス業(他に分類されないもの)	4,312	1,081	171	371	408	559	1,722
公務(他に分類されるものを除く)	606	80	16	36	67	68	339

※総務省：平成21年度経済センサス

<山形県内市町村内総生産>

(単位：百万円)

	山形県	山形市	天童市	米沢市	酒田市	鶴岡市	5市以外
1 産業	3,155,862	773,330	186,701	293,069	339,629	381,989	1,181,144
(1)農林水産業	124,207	7,042	6,634	4,095	12,533	15,867	78,036
①農業	116,601	7,010	6,630	3,986	11,094	14,256	73,625
②林業	5,446	11	1	102	647	474	4,211
③水産業	2,160	21	3	7	792	1,137	200
(2)鉱業	3,750	85	95	256	171	645	2,498
(3)製造業	679,099	66,228	48,561	102,015	73,530	89,533	299,232
(4)建設業	196,423	47,770	10,229	10,800	17,653	25,769	84,202
(5)電気・ガス・水道業	86,870	18,395	7,956	8,015	14,925	11,309	26,270
(6)卸売・小売業	324,463	112,905	20,022	26,060	39,496	30,718	95,262
(7)金融・保険業	168,348	67,798	6,674	14,088	14,338	26,403	39,047
(8)不動産業	557,239	139,249	32,245	45,163	53,147	63,341	224,094
(9)運輸・通信業	193,120	56,042	13,827	14,813	22,847	18,525	67,066
(10)サービス業	822,343	257,816	40,458	67,764	93,989	99,879	262,437
2 政府サービス生産者	528,018	124,390	17,591	34,881	45,589	54,055	251,512
3 対家計民間非営利サービス生産者	101,669	26,587	3,579	10,521	10,590	14,343	36,049
4 小計	3,785,549	924,307	207,871	338,471	395,808	450,387	1,468,705
5 輸入品に課される税・関税	34,383	8,395	1,888	3,074	3,595	4,091	13,340
6(控除)総資本形成に係る消費税	18,217	4,448	1,000	1,629	1,905	2,167	7,068
7(控除)帰属利子	110,757	44,605	4,391	9,269	9,433	17,371	25,688
8 市町村内総生産	3,690,958	883,649	204,368	330,647	388,065	434,940	1,449,289

※山形県総務部統計企画課：山形県市町村民経済計算(平成21年度)

イ. 仙台市

仙台市は山形市の東部に隣接しており、山形市からは公共交通機関で約1時間の近距離にあります。古くから商業や物流など経済交流は活発で仙山圏として山形県と深く繋がっております。

仙台市は東北経済の中心であり、下記表の通り仙台市単独で山形県全域に

匹敵する経済規模となっております。当行といたしましても営業推進上、特に重要な地域と位置付け店舗網も6支店1出張所と充実しております。

平成24年10月に経営統合する仙台銀行と連携を強化し、お客さまの商流の拡大と新たな商流の創造を図るとともに、資金供給機能を十分発揮してまいります。

【宮城県・仙台市のマーケットに関するデータ】

	人口 (千人)	農業算出額 (億円)	海面漁業 漁獲量 (100t)	事業所数 (事業所)	製造業 事業所数 (事業所)	製造業 付加価値額 (10億円)	商業 事業所数 (事業所)	年間商品 販売額 (10億円)	サービス業 事業所数 (事業所)	サービス業 年間事業 収入額 (10億円)
宮城県	2,336	1,824	2,326	110,227	3,194	950	29,498	10,601	38,596	2,590
うち仙台市	1,046			51,864	574	144	12,757	8,191	17,071	1,748
うち仙台市以外	1,290	1,824	2,326	58,363	2,620	806	16,741	2,410	21,525	842
山形県	1,179	2,022	72	64,263	2,970	683	16,906	2,703	23,088	836

※農業産出額：農林水産省「生産農業所得統計」平成21年

※海面漁獲量：農林水産省「平成21年漁業・養殖業生産統計」

※事業所数・従業員数：総務省統計局「経済センサスー基礎調査」

※製造業事業所数・製造業付加価値額：経済産業省「平成21年工業統計表」

※商業事業所数・年間商品販売額：経済産業省「平成19年商業統計」

※サービス業事業所数・サービス業年間事業収入額：総務省統計局「サービス業基本調査確報結果」

(5) 持株会社の態勢整備による資金供給機能の強化

平成24年10月に予定しております仙台銀行との経営統合において、共同で設立する持株会社「じもとホールディングス」における態勢を整備し、仙台銀行との連携を強化することで、積極的かつ円滑な資金供給機能を強化してまいります。被災地に営業基盤を持つ金融機関と経営統合する当行は、今後本格化する復興需要を契機とした地域経済の再生に共同で取り組んでまいります。単独行では対応が難しい大型案件等におきましても円滑に対応するべく、協調融資等に積極的に取り組んでいくことにより、資金供給機能を十分発揮していくよう努めてまいります。

当行の「本業支援」を経営戦略とした態勢整備、仙台銀行の地元企業応援部を主体とする復興支援態勢を、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により更なる強化を図ってまいります。山形県、宮城県の人・情報・産業を「つなぐ」ことで、東日本大震災からの復興、被災地域・企業・個人への支援をスピーディーかつ幅広く対応してまいります。

3-1-3 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

(1) ABL及び私募債の推進

当行における動産担保融資につきましては、これまで製造業、小売業、卸売業に対しまして、家具類、靴、果実、建設金物、山菜、きのこ、建具、肥料等を担保として取り扱ってまいりました。平成21年度から平成23年度の3年間において、9件、4億27百万円を実施しております。

今後、お客さまのABLのニーズを的確に判断するために、動産担保に係る知識習得に向けた人材育成に努めてまいりたいと考えております。平成24年5月には、外部講師を招いて「ABLの動向について」動産担保の実態と活用について研修会を開催いたしました。本部担当部署行員、営業店支店長、融資担当者約90名に加え、山形県信用保証協会の担当者10名も参加しております。今後、本部、営業店、協会の連携のもとABLを推進してまいりたいと考えております。今後も、行内集合研修会の開催、外部研修への積極的参加等、行員の知識レベル向上に努めてまいります。

また、企業活動の基盤となる動産（集合動産・個別動産）を適正に評価することにより、企業の実態を把握するための「目利き力」を養成するため、動産評価アドバイザー認定者の育成を目指します。平成24年10月に開講される「動産評価アドバイザー養成認定講座」に参加し、その後の認定試験に臨みます。資格取得者を10名程度励行することにより行員のスキルアップを図ってまいります。

私募債につきましても、お取引先企業のニーズを踏まえながら継続的に引受けを行っております。平成21年度から平成23年度の3年間において、建設業、百貨店・スーパー等小売業、印刷業、金属製品製造業等幅広い業種のお取引先に対して累計46件48億1千万円の引き受けを行いました。

今後もABL、私募債については、取引先のニーズに応じて積極的に推進してまいります。

(2) スコアリングモデルを活用したビジネスローンの取り扱い

当行はスコアリングモデルを活用したビジネスローンを取り扱いしております。今後お客様のニーズに合わせた見直しを行い、新たな商品として中小零細企業向けのプロパービジネスローンを検討し、利便性の向上に努めることで充実を図ってまいります。

3-2 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

3-2-1 被災者への信用供与の状況

(1) 地域別被災状況

① 仙台地区における直接的被災状況

ア. 震災直後の調査方法

東日本大震災発生に係る当行取引先の被災状況、今後の影響等を把握するために、平成23年3月22日に、リスク管理部担当役員を委員長とする「東日本大震災」対応プロジェクトチーム（略称：震災対応PT）を組成いたしました。リスク管理部が事務局となり、融資部、営業統括部、経営企画部、企業支援部、事務部、内部管理態勢強化室のメンバーを委員とし、各部横断的に一元管理する態勢を整備いたしました。

信用リスクの状況の調査といたしましては、仙台地区6店舗の営業店別の融資取引先リスト（宮城県公告掲示の浸水エリア地区）を融資部が作成し、担当者（営業点担当者やローンLA）において個別に訪問、ヒアリング、チェックリストにより被災状況、担保状況を調査、平成23年4月15日まで調査を行いました。

仙台地区の浸水エリア以外につきましては、事業性貸出先の全取引先についてリストを作成し、担当営業店が調査、連絡可否、経営者安否、事業所被害有無、事業継続可否、取引先被害による2次被害、資金繰り影響、融資対応要・不要について調査いたしました。住宅ローン、アパートローン先につきましてはDMを全先に発送し被災状況を確認いたしました。

イ. 震災直後の状況

仙台地区の事業性貸出先の状況につきまして、浸水地区の対象先は50件の11,053百万円でしたが、担保等の毀損は見られませんでした。浸水地区以外の地域でも、担保等の毀損は見られませんでした。

住宅ローン、アパートローン先につきましては、対象先は189件、5,937百万円について、「住宅ローン・アパートローン被災状況チェックリスト」に基づき物件の状況等を調査し、その結果、建物流出は11件377百万円、建物全壊は14件327百万円、建物半壊は5件102百万円、一部損壊は16件

367 百万円、浸水は 36 件 1,114 百万円となりました。担保等の毀損の認定としては、建物流出、全壊先とし 25 件、毀損認定額は 704 百万円となりました。調査対象以外先における DM の発送に基づく調査においては、毀損はないことが確認されました。

【被災地（水害地域）担保物件状況】

《調査対象件数》

（単位：百万円）

	件数	債務者数	金額
住宅ローン	140	136	2,621
アパートローン	49	43	3,315
合計	189	179	5,937

《調査結果》

（単位：百万円）

調査件数	189 件	
債務残高	5,937 百万円	
被害状況	件数	残高
建物流出	11	377
建物全壊	14	327
建物半壊	5	102
一部損壊	16	367
浸水	36	1,114

《担保毀損認定額》

（単位：百万円）

		件数	債務者数	金額
住宅ローン	建物流出	6	6	113
	建物全壊	10	8	72
	小計	16	14	185
アパートローン	建物流出	5	5	264
	建物全壊	4	2	254
	小計	9	7	518
合計	建物流出	11	11	377
	建物全壊	14	10	327
	合計	25	21	704

② 当行取引先間接的被災状況

宮城県以外の地区の被災状況につきましては、建物崩壊等の大規模な直接的な被害は少ないものの、間接的な被害を調査するために、全営業店に事業性貸出先の全取引先リストを配信し、取引先罹災により自社に影響あり、資金繰り影響あり、融資対応要等、今般の震災において何らかの影響があるかどうかについて調査いたしました。なお、宮城県内におきましても同様の調査を行いました。

調査は当行の全事業性の取引先（仕組みローン、シンジケートローン先を除く）7,858先を対象に行いました。うち仙台地区は782先、仙台地区以外は7,076先です。調査対象先の総貸出残高は平成23年3月末時点で540,591百万円となっており、うち仙台地区は62,216百万円、仙台地区以外は478,375百万円です。

調査の結果、東日本大震災において何らかの影響がある先は、全体で1,254先でした。うち仙台地区は266先、仙台地区以外では988先です。影響ありとした先の貸出残高は、全体で156,376百万円となっており、うち仙台地区は23,351百万円、仙台地区以外は133,025百万円です。

全事業性取引先（調査対象先）に占める、震災において何らかの影響があるとした取引先の割合は、全体で15.96%となっており、うち仙台地区で34.02%、仙台地区以外で13.96%です。残高に占める割合では、全体で28.93%となっており、仙台地区で37.53%、仙台地区以外で27.81%です。

【間接的被害調査】

《先数》

（単位：先）

	対象先（調査先）	影響あり	比率
全体	7,858	1,254	15.96%
仙台地区	782	266	34.02%
仙台地区以外	7,076	988	13.96%

《貸出残高》

（単位：百万円）

	対象先（調査先）	影響あり	比率
全体	540,591	156,376	28.93%
仙台地区	62,216	23,351	37.53%
仙台地区以外	478,375	133,025	27.81%

(2) 地区別信用状況

① 仙台地区の信用状況

当行の宮城県内の営業拠点は仙台地区 6 支店 (+1 出張所) となっております。震災後のお取引先の事業ニーズを把握し、資金供給をはじめ販路拡大、下請け先の仲介等復興に向けた取組みに積極的な対応を実施してまいりました。このような震災直後からの本業支援の取組みにより、震災以降平成 24 年 3 月末迄の仙台地区 6 支店における震災関連対応新規融資は 230 件の 7,934 百万円となりました。当地区の新規融資額は、当行の震災関連融資合計の 28,234 百万円に対し 28.1%を占め、当行の総融資量に占める仙台地区融資シェア (3 月末時点 13.8%) を大きく上回っており、同地区で金融支援の一翼を担っているものと考えております。

仙台地区 6 支店における法個人に対する融資は震災以降 9,938 百万円 (個人向け融資、法人向け融資合計) の増加となっております。

【仙台 6 カ店融資量推移】

(単位：百万円)

	23/2	23/3	23/9	24/3	増加
仙台地区	114,416	116,629	119,866	128,791	14,375
うち個人	69,883	70,014	72,272	73,813	3,930
うち法人	34,864	36,983	38,225	40,872	6,008

② 福島地区の信用状況

福島県には福島市内中心部に 1 支店を配置しております。震災後も業務を継続してまいりました。人口の流出の影響もあり、個人向け融資は減少しておりますが、地元中小企業においては事業継続意欲が強いことから積極的に融資対応を行ったため、法人融資は 366 百万円増加しております。

【福島支店融資量推移】

(単位：百万円)

	23/2	23/3	23/9	24/3	増加
福島支店	10,752	10,550	10,639	10,879	127
うち個人	4,631	4,610	4,520	4,489	▲142
うち法人	5,457	5,325	5,553	5,823	366

③ 山形県、その他地域の信用状況

東日本大震災により被災されたお客様に対する新規融資の状況は、全体で1,151件の、28,235百万円となっております。うち直接被害に係る新規融資の実行は113件の2,959百万円、風評や、物流インフラの停止に伴う影響等の間接被害に係る新規融資の実行は1,038件の25,276百万円となっております。

(平成24年3月末現在)

新規融資	全体	1,151件	28,235百万円
	(うち直接被害)	113件	2,959百万円
	(うち間接被害)	1,038件	25,276百万円

うち山形県においては、850件181億45百万円の新規融資実行がありました。

【地域別新規融資実行金額】

(単位：百万円)

地域	直接被害		間接被害		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
山形県	18	377	832	17,768	850	18,145
宮城県	92	2,495	138	5,440	230	7,934
福島県	2	7	27	1,230	29	1,237
新潟県	0	0	37	782	37	782
関東	1	80	4	57	5	137
合計	113	2,959	1,038	25,276	1,151	28,235

④ 山形県における震災融資対応先に係る信用状況

山形県において当行が取組んだ震災関連新規融資実行の850件の対象融資先は655先となります。当該融資先に対する当行の総与信残高(既融資対応分含む)は、平成24年3月末で3,663件、100,474百万円となっております。震災の影響として、最大約1,000億円の被害も想定されます。

また、当行の全融資先及び融資残高に占める、震災融資対応先に対する融資残高の割合は、融資顧客数では10.0%、融資件数で21.9%、総与信残高で23.9%となっております。

【震災関連事業性新規融資実行先の既信用実績】

(単位：百万円)

地域	震災関連新規融資実行 顧客数 (A) (全先に対する割合)	左記 (A) の先に係る 既総融資件数 (全先に対する割合)	左記 (A) の先に係る 既総与信残高 (全先に対する割合)
山形県	655 (10.07%)	3,663 (21.95%)	100,474 (23.91%)
宮城県	176 (17.48%)	526 (28.32%)	16,827 (19.05%)
福島県	23 (22.54%)	145 (66.51%)	6,744 (74.25%)
新潟県	23 (5.62%)	89 (8.49%)	3,522 (7.21%)
関東	5 (1.81%)	27 (5.04%)	487 (0.49%)
合計	882 (10.37%)	4,450 (21.48%)	128,054 (18.94%)

【事業性融資の全先数、件数、残高】

(単位：百万円)

地域	全融資先数	全融資件数	総与信残高
山形県	6,502	16,682	420,168
宮城県	1,018	1,857	88,322
福島県	102	218	9,082
新潟県	409	1,048	48,795
秋田県	195	376	11,939
関東	275	535	97,509
合計	8,501	20,716	675,815

また、山形県の全金融機関の総貸出金残高に占める当行の貸出シェアは20.4%となっております。当行の震災関連新規融資実行の850件、181億円から、山形県全体における震災関連新規融資実行は、約4,200件、約890億円と推定されます。

(3) 業種別対応

業種別の特徴としては、建設業で件数・金額とも比率が高く282件、6,062百万円となっております。震災によって受注工事の延期・遅延が発生して手元流動性資金確保を目的に資金手当てを行ったものと推察されます。また、小売・卸売業は合わせて273件、8,111百万円で、震災当時サプライチェーンが寸断され、仕入・販売先を一時的に変更せざるを得ず、運転資金ニーズが増加したものとされます。

【震災関連新規融資の業種状況】

(単位：百万円)

業種	件数	金額
農業	3件	128
製造業	202件	4,738
建設業	282件	6,062
運輸業	34件	980
情報通信業	11件	171
卸売業	133件	5,380
小売業	140件	2,731
飲食業	43件	543
不動産業	33件	542
宿泊業	107件	3,151
医療・福祉業	8件	149
サービス業	155件	3,658
合計	1,151件	28,235

(4) 信用保証協会への対応

① 山形県信用保証協会実績

山形県信用保証協会の「震災緊急保証制度」の利用実績は、全体で平成24年3月迄に933件、21,057百万円となっており、その内当行は298件、7,904百万円となっております。件数・金額とも県内で3割を超える高いシェアであり、震災復興に向け地域における資金供給機能で大きな役割を果たしているものと考えております。

【山形県信用保証協会「震災緊急保証制度」の利用状況(24年3月末)】

(単位：百万円)

銀行名	件数		金額	
		シェア		シェア
当行	298	31.94%	7,904	37.54%
その他	637	68.06%	13,153	62.46%
合計	933	100.00%	21,057	100.00%

② 宮城県信用保証協会実績

当行の宮城県信用保証協会の「震災緊急保証制度」の利用実績は、平成 24 年 3 月迄に 106 件、2,348 百万円となりました。なお、宮城県信用保証協会における当行の平成 24 年 3 月末の保証債務残高は 708 件の 10,513 百万円となっており、以前より宮城県経済への関わりは強いものと認識しております。

(5) 震災対応に関わる条件変更（平成 24 年 3 月末現在）

① 中小企業者に対する条件変更の対応状況

平成 23 年 3 月 11 日以降の「中小企業金融円滑化法」に基づく貸出条件変更等の件数、金額は以下のとおりです。

【中小企業者】

全体		うち「東日本大震災」関連			
受付	実行	受付	(割合)	実行	(割合)
2,404 件	2,271 件	522 件	21.7%	502 件	22.1%
645 億円	613 億円	160 億円	24.8%	155 億円	25.3%

当行全体の受付に占める「東日本大震災」関連の受付は、件数で 21.7%、金額で 24.8%となっております。

(ご参考：四半期毎の申込件数)

	22/12	23/3	23/6	23/9	23/12	24/3
申込件数	585	783	600	472	502	604
(震災関連件数)		(72)	(222)	(99)	(54)	(59)

四半期毎の申込み件数の推移をみると、東日本大震災の発生した平成 23 年 3 月期第 4 四半期（平成 23 年 1 月～3 月）に 783 件に増加し、以降は減少傾向にありますが、震災関連による申込み件数は未だ 24/3 期における総申込件数のうち 9.8%を占めており、今後も適切な対応を必要とするものと考えております。

② 住宅ローン貸出先に対する条件変更の対応状況

【住宅資金借入者】

全体		うち「東日本大震災」関連			
受付	実行	受付	(割合)	実行	(割合)
322 件	274 件	101 件	31.3%	88 件	32.1%
47 億円	40 億円	17 億円	36.1%	15 億円	37.5%

当行全体の受付に占める「東日本大震災」関連の受付は、件数で 31.3%、金額で 36.1%となっております。

(ご参考：四半期毎の申込件数)

	22/12	23/3	23/6	23/9	23/12	24/3
申込件数	59	83	110	68	53	47
(震災関連件数)		(18)	(61)	(12)	(5)	(5)

四半期毎の申込件数の推移をみると、平成 24 年 3 月期第 1 四半期（平成 23 年 4 月～6 月）に東日本大震災の関連で 110 件（震災関連は 61 件、55.4%）と一時的に増加しました。しかし、生活環境が落ち着きを取り戻したこれからも申請は継続するものと予想され、債務者の状況を十分に把握したうえで真摯に対応してまいります。

(6) 今後の見込み

今後想定される復興事業計画に基づく被災地におけるニーズに応えるとともに、当行の営業エリア（山形、新潟、秋田）における震災の影響への対応等、資金供給機能の強化を図り、貸出金の増加を図ってまいります。

今後の東日本大震災の復興事業費に占める宮城県の事業費及び宮城県における当行のシェア等から、当行の貸出金の増加額を 200 億円から 300 億円と推計しており、宮城県以外の資金需要を含め今後 400 億円から 500 億円の増加が見込まれると考えております。

復興需要を踏まえた両行の貸出金増加額等の推計

1. 宮城県復興事業費の推計

	阪神・淡路大震災／兵庫県(実績)	東日本大震災／全域(推計)	宮城県(推計)
復興事業費	16.3兆円	23.0兆円(内閣府) 当初5年で19兆円 10年で24兆円	9.1～12.8兆円 (阪神・淡路大震災の55.95～78.54%) (A) ※9.1兆円は、復興事業費予算23兆円に宮城県の被害総額割合39.65%を乗じたもの。12.9兆円は、宮城県が国に要望している復興事業費の必要額推計。
(参考) 被害総額	9.6兆円	16.9兆円(内閣府) 16.3兆円(日本政策投資銀行)	6.5兆円(日本政策投資銀行) (全域における被害総額の39.65%)

2. 宮城県における両行の貸出金増加額等の推計(1. で算出した宮城県の復興事業費の比率(A)をベースに算出)

	阪神・淡路大震災／兵庫県(実績)(B)	東日本大震災／宮城県(推計)	仙台銀行(推計)	きらやか銀行(推計)
貸出金増加額	1兆2,662億円 (平成6年度→平成9年度) ※平成10年度以降は不良債権処理により貸出金は減少傾向	7,084～9,943億円 ※阪神・淡路大震災実績(B)に1. で算出した宮城県の復興事業費の比率(A)を乗じて算出	720～1,011億円 ※平成23年9月の宮城県内シェア10.16%に基づき算出	172～242億円 ※平成23年9月の宮城県内シェア2.44%に基づき算出
信保付貸出金増加額	4,344億円 (平成6年度→平成9年度) ※平成10年度は金融危機を背景とした金融安定化資金により残高急増	2,430～3,411億円 ※阪神・淡路大震災実績(B)に1. で算出した宮城県の復興事業費の比率(A)を乗じて算出	364～511億円 ※当期の宮城県信保保証承諾シェア15.0%に基づき算出	43～61億円 ※当期の宮城県信保保証承諾シェア1.8%に基づき算出
信保付震災復旧関連貸付実行額	5,456億円 ※県・神戸市の緊急災害復旧資金・緊急特別資金、その他市町村の災害復旧貸付実績の合計	3,052～4,284億円 ※阪神・淡路大震災実績(B)に1. で算出した宮城県の復興事業費の比率(A)を乗じて算出	457～642億円 ※当期の宮城県信保保証承諾シェア15.0%に基づき算出	54～77億円 ※当期の宮城県信保保証承諾シェア1.8%に基づき算出

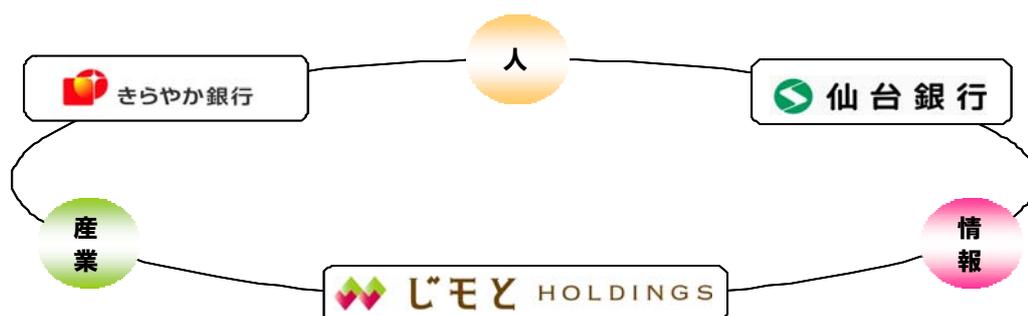
3-2-2 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

(1) 基本方針

当行における東日本大震災の震災復興への対応として、津波等により未曾有の被害を受けた宮城県はもとより、直接的な被害は少ないものの風評等による2次的被害が発生している、山形県のお取引等に対し、その課題解決に向けて、当行の経営方針である「本業支援」を徹底して展開してまいります。お取引先の課題を解決するために、行内の情報を集約、仕訳を行い共有化を図り、経営統合を予定している仙台銀行を始め、他金融機関、復興専門機関、その他外部機関との連携を密にし、スピードのある対応に努めてまいりたいと考えております。

(2) 仙台銀行との経営統合に係る「経営戦略」の明確化

当行は平成24年10月に仙台銀行と共同で持株会社「じもとホールディングス」を設立する予定であります。宮城・山形両県にまたがる新たな金融グループとして、「お客さまに喜ばれ、信頼され『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループの創設」を経営理念とし、両県の人・情報・産業を「つなぐ」架け橋となり、共同商品の開発やサービスの向上、経営資源の戦略的な配分を通じて、多面的な金融サービスを創造・提供してまいりたいと考えております。



じもとホールディングスのグループが取り組む『じもとを元気にする4つの戦略』の柱に「じもと復興戦略」、「じもと経済活性化戦略」を掲げ、両行のシナジーを早期に最大限発揮し、山形・宮城の両県をつなぎ仙山圏一体で復興支援取り組みを強化することを明確化しております。

じもと復興戦略



被災地の金融グループとして両行の力を結集し、大震災からの復興応援に全力で取り組みます。



じもと経済活性化戦略



両行の情報をつなぐことで、商流の形成に取り組んでまいります。また、両行のノウハウを融合・活用することで、産業再生と活性化に貢献してまいります。



① 協調融資取組み等による資金供給機能の強化

震災復興融資枠の創設に向けた検討や両行における協調融資の取組を検討することによる大口資金への対応等、復興支援に向けた資金供給機能の強化を図ってまいります。

仙台銀行は、中小規模事業者等への震災復興支援及び貸出等の積極支援を図る目的で平成23年6月に「地元企業応援部」を設置しております。当行営業統括部 法人融資推進室 新規開拓グループは仙台銀行地元企業応援部と情報交換を密にし、単独行だけでは対応が難しい案件について取組みを検討してまいります。

現在、仙台銀行との協調融資案件2件について取組みに向けた準備を進めております。具体的には高齢者向け住宅建築資金、介護福祉施設建設資金への融資案件で、今後着実に実行に向けて対応してまいります。

協調融資については、その他被災地金融機関や大手金融機関と連携を図り、被災企業向けのシンジケートローン等による支援も検討してまいります。

また、仙台銀行と共同で被災者向け（事業者向け）の新融資商品の導入を検討し、円滑な資金の供給に努めてまいります。

② 事業再建サポートの強化

ア. ビジネスマッチングの強化

被災地である宮城県内の、じもとホールディングスグループのお客さまが抱えている様々な問題を隣県であります山形でサポートするために連携を強化してまいります。具体的には、震災による人手不足への対応、販売先・仕入先の紹介等を実施してまいります。

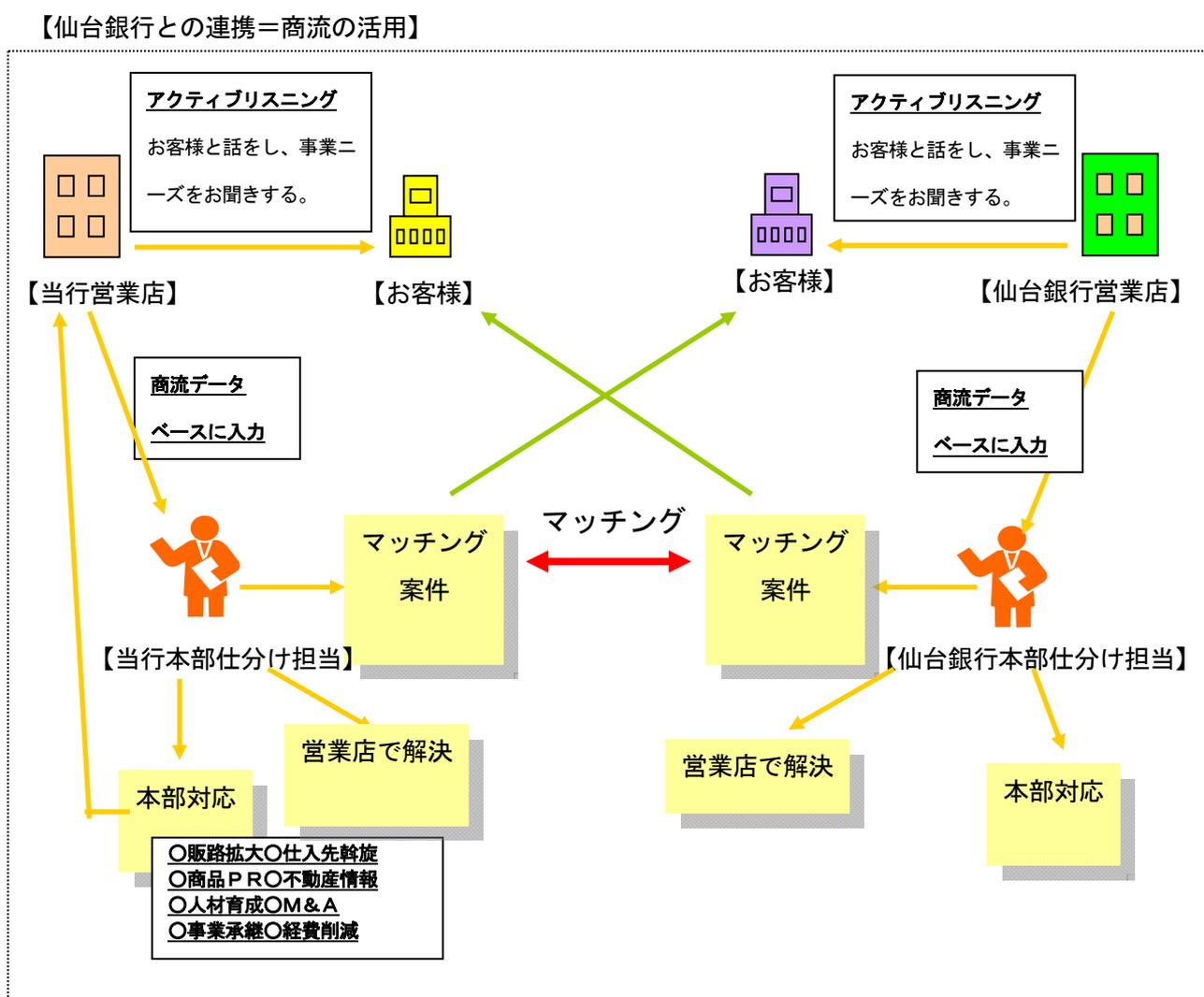
当行と仙台銀行は平成23年6月に「震災復興支援に向けた連携に係る契約」を締結し、両行の営業及び情報ネットワークを活用することで連携を強化する態勢を整備いたしました。

当行の営業統括部本業支援推進室と仙台銀行地元企業応援部が営業店からの情報の窓口となり、両行のお客さまの課題解決に向けて、情報交換を行うことといたしました。平成24年6月末までに集約された情報は93件、うち課題解決に向けて対応済みまたは進捗中の案件は20件となっております。

復興に向けた事業の本格化が想定される中、仙台銀行お取引先の企業が代表を努める、復興に向けた土木工事、舗装工事のJVの業者募集の情報について、当行のお取引先の建設業者を紹介し、正式なオファーとなった最

近の事例があります。

今後は、営業統括部本業支援推進室情報トレーディングチームが情報の窓口として、集約と仕訳を行い、仙台銀行の情報集約担当部署と連携を強化し、震災復興に向けた取組み（人手不足対応・JV企業募集等）への対応を始め、両行のお客さまの現在の商流の拡大、新たな商流の創造のため、ビジネスマッチングの実践等によりお客さま同士をつなぐ役割を強化してまいります。



イ. 事業再生支援の強化

当行は、事業再生業務の専門部署として、「企業支援部」を設置し、担当取引先のバランスシート改善、売り上げ増強策、合理化効率化策の検討を

企業と一緒にやって行い、事業再生に向けた対応を行ってまいりました。

DDS対応の実績のある当行は、仙台銀行のお取引先の既存の借入れのDDS対応について、担当部署がノウハウの提供を行いました。

今後も両行担当部署が、積極的な情報交換を行い、事業再生支援に向けた両行のノウハウの共有化を強化してまいりたいと考えております。また、事業再生に関する研修の共同開催を計画してまいります。

③ 復興応援イベントの共同開催

復興応援のイベントとして、宮城県内の中小企業の業者が販売している特産品等を山形に紹介いたします。また、山形での復興市の開催等を行ってまいります。

これまで当行は、仙台市内（泉、卸町）を主な開催地としまして、山形県の“食”を中心とする物産市を「きらやか横丁」と銘打ってビジネスマッチングの実験的な形態として取り組んでまいりました。

平成24年4月には、仙台銀行の取引先に対する復興支援と両県の交流を図るため、山形市中心部にある「七日町ほっとなる広場」を会場に「がんばれ東北！がんばれ宮城！ふれあい市」を開催いたしました。

今後も、復興応援イベントとしまして、両行の地域の特産品などをお互いに紹介するべく、共同イベントを企画、開催いたします。

④ 仙台銀行との情報共有・連携の強化

当行の営業統括部法人融資推進室新規開拓グループは、仙台地域における、山形からの業者紹介、販売、仕入れ先について様々な情報や状況を両行で把握するため、仙台銀行地元企業応援部と仙台圏業種動向の共有化及び定期的な情報交換を実施（月2回程度）してまいります。

当行の行内本業支援サイトに、仙台地区における、好調業種、不調業種、その他の情報について、仙台銀行地元企業応援部が作成した資料を掲載しており、当行全行員が閲覧できるようにしており、今後も継続してまいります。

また、持株会社設立後は、グループの戦略について両行行員が共通認識を持てるように、合同での支店長会議を開催してまいります。第1回目は、平成24年10月13日の土曜日に山形を会場として開催予定であります。

さらにお客さま、株主の方には、じもとグループのIRを行い、行内的にも、対外的にも経営方針・戦略の周知徹底を図ってまいります。

⑤ 外部機関との連携強化

復興専門機関である、財団法人宮城産業復興機構や、東日本大震災事業者再生支援機構、政府系金融機関、コンサルタント等との連携を両行共同で行うことで、被災者の様々な要望への的確に対応できる体制を構築してまいります。

宮城産業復興機構は、東日本大震災により被災した宮城県内の事業者に対する債権の買取りをはじめ、事業継承の課題に係る相談窓口の設置や、中小企業基盤整備機構等の復興支援事業の取扱い窓口となるなど、被災企業の事業再生に向けて、多様な支援策を有効に相談・利用できる体制となっております。

仙台銀行との経営統合と共同で実践する震災復興の取組みを強化するため、当行からも、同機構の「宮城県産業復興相談センター」に融資経験のある職員を1名派遣し、事業再生に向けた様々な相談を受け、その対応のアドバイスを行っております。今後当該派遣行員と情報交換を行い、相談事例をもとに同機構活用案件の発掘に向けた取組みを強化してまいりたいと考えております。

東日本大震災事業者再生支援機構は、事業再生にあたり、既往債務の負担により、新規資金調達が困難である被災者に対し、債権の買取りの要請や、新規融資に対する保証業務を行っております。既往債務の負担軽減の必須な被災者に対し、当該機構の活用を積極的に行うとともに、同機構から求めによる買取対象債権に係る引当状況の提示や、同機構から買取り価格が提示された場合の判断について可能な限り迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

直接被害の影響が大きいお取引先が多い仙台銀行との連携において、宮城産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の取組み案件について、原則月1回の情報交換を定期的に行い、当行取引先において対応案件の発掘に向けた取組みを強化してまいりたいと考えております。

⑥ 私的整理ガイドラインの活用等

当行は、震災の影響により既往債務の弁済に困難を来している個人債務者が、自助努力による生活や事業の再建に取り組むことを支援するため、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」等を活用し、第三者機関（個人版私的整理ガイドライン運営委員会）や弁護士・税理士等とも連携し、事案に応じて債務整理を含めた支援を積極的に対応してまいりたいと考えております。

当行はこれまで、被災者との個別面談により、本ガイドラインの利用を案内してまいりましたが、水害地域を中心に建物流出、建物全壊等直接的な被害を受けたお取引先が限定的であったことから、対象先も限られているものと考えております。今後は、当該対象先はもとより、間接被害の対象先についても、電話や個別訪問を通して現状を把握するとともに、フォローアップを行い、制

度利用のメリットや効果等について案内してまいりたいと考えております。

また、経営統合を予定している仙台銀行においては、個人版私的整理ガイドライン設立・運営にあたり、同宮城支部へ職員1名を出向させ、相談受付の業務を担当、本ガイドラインの運営に積極的に関与しております。今後、当担当者の受付案件の情報をもとに、仙台銀行と本ガイドライン対応事例等について定期的に情報交換を行い、当行のお取引先への案内、照会の積極的対応に努めてまいります。

⑦ 仙台地区店舗の融資渉外担当の強化

仙台銀行との経営統合、東日本大震災に係る復興支援の施策を強化するために、仙台地区6店舗における融資渉外担当者の増員を検討し、仙台地区の営業強化を図ってまいりたいと考えております。

⑧ 無担保ローン共同商品発売

当行は、個人のお客さまのニーズにあった商品（車、教育、リフォーム）を仙台銀行と共同で発売してまいります。

(3) 当行独自での復興支援に係る施策

① 震災直後の被災状況調査に基づく対応

震災直後に事業性貸出先の全取引先約1万先の状況の調査において、「何らかの影響の懸念あり」、「資金繰りに影響の懸念あり」、「融資対応が要と想定」の先について、お取引先の課題解決に向けた対応に努めるとともに、資金供与にも積極的に対応してまいりたいと考えております。

② 震災復興関連の課題抽出件数及び成約件数

全営業店におけるヒアリングにより、取引先企業の課題、問題点のシステム登録（Fキューブ入力件数）のうち、平成24年3月末で震災復興関連の課題抽出件数は631件となっております。その課題解決のために対処したビジネスマッチングの件数は159件となっております。

今後も当該情報に基づいた課題解決対処件数の増加に努めてまいります。

③ 新規開拓グループによる対応強化

ア. 新規開拓グループによる調査

当行では平成23年11月から平成24年1月にかけて「新規開拓グループ」が中心となり、「復興計画」「人」「土地」「建物」の動きを中心に、仙台圏内の行政、建設業者、ハウスメーカー、不動産業者等から情報を収集し、被災地域の実態を的確に把握することにより、多様なニーズの掘り起しを行いました。また、各業態における復興需要や土地・建物の動向を調査することで、復興支援に向けた具体的行動を検討してまいりました。

【宮城県における用途別物件の現状と今後の見通し】

		需 要 動 向	現 状	需 要 の 多 い 地 域	見 通 し
一般住宅	中心部	△	富裕層の立替需要は大きい。ただし、自己所有の土地のため、緊急性が少なく、着工動向は鈍い。	国道4号線沿い～愛島地区 名取市周辺	着工は1～2年後の見通し 北部トヨタの影響で着工数増加見込み
	被災地沿岸部	○	着工数は沿岸部ほど前年比増加（気仙沼297%・石巻222%・登米190%）	避難区域以外の地域 若林区荒井・六丁目地区（移転候補地）	潜在需要多いが諸問題あり
マンション		◎	被災者2年間家賃補助のため満室状態	中心部高級マンション	将来の需給バランスが崩れるのも予想し、満室状態でオーナーが物件を売却する可能性あり
アパート		△	家族向け賃貸物件僅少	地下鉄沿線・集団移転候補地	家賃補助終了で滞納者増加が懸念されるため、安易な新築は避ける傾向あり
事業用土地・建物		◎	倉庫・寮・事務所の需要が大きい	多賀城地区及び沿岸部近辺	大型公共工事開始に伴い需要増加見込み
高齢者施設		◎	復旧大幅遅延	全エリア入居待多数	修繕、新築ともに増加見通し

イ. ターゲット先及び対応

新規開拓グループは調査結果による現状分析を踏まえ、今後活況が予想される以下業種を新規開拓ターゲット先として強化に取り組んでまいります。

i. 高齢者対応施設関連（サービス付高齢者住宅）

高齢者対応施設関連につきましては、行政でも最優先の設備復旧計画の認識もありました。沿岸部施設のダメージも大きいのに加え、入居待機者が多数存在しており、約100億円のファイナンス需要が見込まれるものと想定しております。

宮城県内に24先ある施設運営母体及び建設業者への訪問、情報収集を強化するとともに、仙台地区店舗取引先大手地主への訪問、情報収集を強化してまいります。仙台銀行との協調融資案件にも取り組んでまいりたいと考えております。

ii. 建設工事関連業及び周辺業種関連

建設工事関連業及び周辺業種関連につきましては、大型公共工事の着工が予想されます。大手ゼネコンが元請となり地元関連業者への発注が期待でき、今後3年から5年は好調基調が継続するものと考えております。

見込み先をリストアップし訪問を継続してまいります。

宅地造成等開発案件の情報については、当行ローンアドバイザーと連携し、住宅ローンニーズに繋げてまいります。

iii. 物流・倉庫業関連

物流・倉庫業関連につきましては、インフラ未復旧にてトラック輸送が活況を呈している一方で、保管施設の復旧も遅れており、今後修復と新規設備の需要が見込まれます。

見込み先をリストアップし訪問を継続してまいります。

④ 仙台市内における店舗戦略及びローンセンター充実

当行の仙台長町支店は東日本大震災において建物の一部が崩壊し、営業を同じ仙台市内の富沢支店内で行ってまいりました。今般、新築建て替えを行っており、平成24年12月3日より営業を開始いたします。完成後は個人のお客様が住宅ローン等の各種相談を休日に行えますよう検討しております。

この他個人ローンを主としたローンサポートセンターも含めた店舗戦略につきましても検討してまいります。

⑤ きらやかお客様サービスステーション（コールセンター）との連携

きらやかお客様サービスステーション（コールセンター）と新規開拓グループが連携を強化し、新規開拓ターゲット先に係る電話によるコールを行い支援機能を活用することで、営業時間に店舗に来店することができないお客様も含めまして、震災復興に向けた資金需要をより深く把握してまいります。

⑥ 外部機関との連携

ア. 宮城県産業復興相談センターとの連携

平成 23 年 12 月に「宮城県産業復興相談センター」設置に伴い、被災した中小企業の経営改善のために、企業の目利き等再生業務に精通した人員として、融資部から 1 名を派遣し企業復興に向けた取組み支援を行っております。

平成 24 年 7 月には、宮城県産業復興相談センター内に設置される「宮城県事業引継ぎ支援センター」と取引先企業の事業承継支援のための連携を目的として、秘密保持契約を締結しました。宮城県事業引継ぎ支援センターは、被災企業の将来的な事業存続に関する悩み、後継者不在等の問題解決に向け、円滑な事業承継を支援するため、財団法人みやぎ産業振興機構が運営されております。当行は、取引先企業の事業承継課題の解決に向け、営業統括部本業支援推進室情報トレーディングチームを担当部署として支援を強化してまいりたいと考えております。同センターと連携することで、より幅広く支援の選択肢を広げてまいりたいと考えております。

イ. 企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会との連携強化

当行は中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージの主旨に基づき、企業再生支援機構および中小企業再生支援協議会と連携強化を図ってまいります。また、今般の震災におきまして、仕入先、販売先の罹災、風評等の影響により、業況の悪化が見られる取引先の対応として、両機構を積極的に活用してまいりたいと考えております。特に企業再生支援機構との連携につきましては、取引先に直接被害の多い仙台銀行と、取組み案件事例等の情報交換を積極的に行い、案件の発掘等を図ってまいります。両機構との連携案件については、新たな計画期間において 36 件を目標として積極的に取組んでまいります。

ウ. 他金融機関との連携

震災復興に係る取引先企業の様々なニーズ、具体的には事業計画、経営計

画策定の支援や商流形成支援、さらには海外事業展開のサポート支援を強化するために、政府系金融機関、他金融機関、コンサルタント等との連携を強化することで、被災者の様々な要望に的確に対応できる体制整備に努めてまいります。

⑦ 地区別支店長会議開催による進捗管理

当行は、毎月月初に地区別（10 地区）支店長会議を開催しております。地区担当役員、営業統括部の地区担当推進役が参加し、中小規模事業者向け融資推進の前月の進捗状況、実績管理、当月の見通し等を協議し監督を行っております。

⑧ 営業推進会議による進捗管理

頭取、全取締役が出席する営業推進会議を原則毎月 2 回開催し、全店における中小規模事業者向け融資推進の前月の進捗状況、実績管理、当月の見通し等の協議を行っております。計画との乖離が生じた場合は、問題点の洗い出しを行い、改善策を検討し、推進策を構築してまいります。

営業統括部には地区担当推進役を 4 名配置、担当地区の個別営業店の計画進捗状況、実績管理、今後の見通し等を日別で管理し、担当営業店への指導、支援するとともに、営業推進会議の協議において必要な詳細な状況把握、営業店における改善対応策のとりまとめに努めております。

⑨ 取締役会による進捗管理

取締役会は、定期的に経営強化計画の進捗状況の報告を受け、取締役のほか、社外監査役からも積極的意見をいただくなど、計画の進捗管理に適切に関与してまいります。

3-3 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

3-3-1 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能強化のための方策

(1) 創業・新事業支援融資制度等の活用

当行は、創業・新事業の開拓に対する支援に係る対応として、制度融資である山形県商工業振興資金融資制度の「開業支援資金」・「地域活力強化資金」を活用し、資金面での支援を行ってまいります。

山形県商工業振興資金融資制度は、山形県内企業の経営の安定と競争力の強化のために必要な資金を融資し、山形県商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としています。

(2) 成長応援ファンドの取扱い

当行は成長企業分野の事業に取り組むお客さまを対象とした「きらやか成長応援ファンド」を設定しております。医療・介護・健康関連事業に対する取組み、高齢者・保育・育児事業に対する取組み、観光事業に対する取組み、地域経済の発展に資する取組みの各ファンドを設定し、お客さまのニーズにマッチした商品提供を行ってまいります。

(3) 外部機関連携強化等

関連子会社「きらやかキャピタル株式会社」が主幹事として運営しております「ビジパスクラブ」を通じました経営相談、支援などを実施しております。一方、海外への進出等新事業へ対する支援におきましては、当行が提携する海外に拠点を持つ金融機関や日本貿易振興機構（ジェトロ）や県庁等の公的機関と連携し、ニーズに合わせた形で支援してまいります。

山形県との連携では、県が実施する人材育成事業に当行が後援、若手経営者向けの「事業構想力向上講座」等の開催にあたり、当行の取引先に紹介しております。

今後も、官公庁、民間業者のセミナー等との連携を強化し、セミナー等の情報を積極的に発信してまいりたいと考えております。

(4) ベンチャービジネス奨励賞の贈呈

ベンチャービジネスを育成するための支援を行い、山形県内企業の技術やノウハウ等の促進を図ることを目的に、きらやか銀行産業振興基金において、「ベンチャービジネス奨励事業」を展開しております。対象先は、創造的な新技術・

新製品・新サービス開発のための研究やその事業化を図る企業及び団体、個人で、50万円の奨励金を贈呈しています。毎年2先から3先に贈呈しており、今後も継続してまいります。

3-3-2 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための施策

（1）取引先企業のライフステージ等に合わせたソリューションの展開

当行は、取引企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けまして、取引先企業のライフステージ等を見極め、適時に最適なソリューションを提案するとともに最大限のサポートを行い、取引先企業の育成・強化に努めてまいります。

ソリューションを強化していくため、他の金融機関、外部専門家や外部機関等との連携のほか、国や地方公共団体の中小企業支援施策の積極的な活用をすべく取組んでまいります。

特に、取引先企業が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合につきましては、当該支援の客観性の確保や実効性を高める観点から、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用してまいります。

① 体制の整備等

当行では、取引先企業の実権者に面談し、事業内容をアクティブリスニング（傾聴）する機会を増やしていくことで、取引先企業の事業内容および課題把握を行っております。本業支援のスピード化、実践力の向上、人材育成のため、本業支援推進室を新たに設置し機能拡充を図ってまいります。

また、取引先企業の最も提案ニーズが高いと考えられます事業承継につきましては、営業統括部内の担当部署を増員するとともに、専担者として特化させることにより、本部支援の強化を図ってまいります。

② ライフステージ等の見極め

取引先企業の実権者と直接面談し、事業内容および課題把握を行うことにより取引先企業のライフステージ等を見極めるとともに、取引先企業が自らの経営目標や課題を正しく認識できるよう助言を行い、その実現・解決に主体的に取り組んでいただけるよう適切に対応いたします。

③ 適切な提案

ライフステージ等を見極めた上で、経営課題の解決に向けました最適な提案を本支店一体で考え、提案の合理性や実行可能性を十分に検証した上で提案を行ってまいります。また、必要に応じまして、他の金融機関、外部の専門家や外部機関等の連携も図ってまいります。

④ 取引先企業のライフステージ等に応じた施策

取引先企業のライフステージ等の類型	ライフステージ等に応じた施策	外部専門家・外部機関等との連携
創業・新事業開拓を目指す取引先企業	<p>本支店が連携し、将来性のある企業創業や新事業の発掘・育成に取り組めます。</p> <p>事業立上げ時の資金需要に対応するべく、制度融資である山形県商工業振興資金等を積極的に活用し、また当行子会社であるきらやかキャピタル(株)と連携し、資本投資によるベンチャー企業の成長を支援してまいります。</p>	<p>県の工業技術センター等の公的機関との連携による技術評価、製品化・商品化支援を実施いたします。</p> <p>宮城産業振興機構や山形県企業振興公社等と連携し、創業、新事業展開等に向けた取組みを総合的に支援いたします。</p> <p>地方公共団体の補助金や制度融資の紹介を行います。</p>
成長段階における更なる飛躍が見込まれる取引先企業	<p>全行的に取り組んでおります「本業支援」を実施していくことで、ビジネスマッチングによる新たな販路拡大等を支援いたします。</p> <p>また事業拡大のため資金需要に対応するべく、担保・保証に過度に依存しない、ABLや私募債等の事業価値を見極めた融資手法も積極的に活用いたします。</p>	<p>仙台銀行、地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチングを実施いたします。</p> <p>提携している他の銀行との連携による海外情報の提供・相談、現地での資金調達手法の紹介等を行います。</p> <p>産学官金連携による技術開発を支援いたします。</p>

<p>経営改善が必要な取引先企業 (自助努力により経営改善が見込まれる取引先企業など)</p>	<p>ビジネスマッチングや技術開発支援など「本業支援」による新たな販路拡大等を支援いたします。 その他、個社別に経営改善支援が必要と判断した取引企業につきましては、「指導企業」と指定することで、本部（企業支援部・融資部）に専担者を配置し、財務内容改善に向けた積極的な指導・管理をまいります。また「指導企業」以外でも、「中間管理強化先」として、「経営（改善）計画」の達成状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて「経営（改善）計画」の策定・修正を支援してまいります。 上記以外にも、金融円滑化法に基づく支援を行った取引先企業につきましては、「経営改善計画」の策定を原則必須とし、計画の策定支援だけでなく、定期的なモニタリング実施による進捗管理を徹底することで、経営改善を支援いたします。</p>	<p>中小企業診断士、税理士等からの助言・提案を活用いたします。 (第三者の知見の活用) 業務提携先の金融機関、信用保証協会等と連携した返済計画の見直しを行います。 仙台銀行、地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチングをサポートいたします。 産学官金連携による技術開発支援を行います。 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージの主旨に基づき、企業再生支援機構および中小企業再生支援協議会と連携強化を図ります。</p>
<p>事業再生や業種転換が必要な取引先企業 (抜本的な事業再生や業種転換により経営の改善が見込まれる取引先企業など)</p>	<p>さらやかターンアラウンド・パートナーズ㈱を最大限に活用した事業再生支援に加え、DES・DDSやDIPファイナンスの活用も検討いたします。 上記の方策を含んだ経営再建計画の策定の支援を進めながら、再生の目途が立つ可能性がある先につきましては、債権放棄等も検討してまいります。</p>	<p>企業再生支援機構、信用保証協会、宮城県産業復興相談センター、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生方策の策定を支援いたします。</p>
<p>事業の持続可能性が困難な取引先企業 (事業の存続がいたずらに長引くことで、却って、経営者の生活再建や当該顧客企業の取引先の事業等に悪影響が見込まれる先など)</p>	<p>取引先企業による貸付条件の変更等の申込に対しましては、慎重かつ十分な検討を行います。事業の持続可能性の検討だけでなく、経営者の生活再建への影響や当該企業の取引先をはじめとする地域経済への影響も十分に検討し、当行の財務の健全性確保の観点等も総合的に勘案しながら、慎重に対応いたします。 その上で、取引先企業が再起に向けた場合は適切な助言を行います。また自主廃業等を選択する場合は、取引先への対応等も含め、企業自身や関係者が真に望ましいソリューションを実施いたします。</p>	<p>慎重かつ十分な検討と取引先企業の納得性を高めるための十分な説明を行った上で、税理士、弁護士等との連携により取引先企業の再起に向けた方策を検討いたします。</p>
<p>事業承継が必要な取引先企業</p>	<p>後継者の有無や事業継続に関する経営者の意向等を踏まえつつ、M&Aのマッチング支援、相続対策支援等の事業承継取組を強化するべく、専担チームの配置を検討し、人員の増強による態勢強化を図ってまいります。 また、事業承継時の資金需要につきましても積極的に対応いたします。</p>	<p>M&A支援会社等の活用を行います。 税理士等を活用した自社株評価・相続税試算等を行います。信託業者、行政書士、弁護士を活用した遺言信託も検討いたします。</p>

(2) 産学官金連携等外部連携強化

当行は、産学官金の連携を強化する取組みの一環として、山形大学、山形県中小企業家同友会及び山形県信用金庫協会と「連携協力協定」を締結し、お互いの強みやネットワークを活用し、地域活性化に係る研究支援、研修会開催及び参加、地域活性化に係る支援等について協力しております。

今後も、個別案件に係る相談やセミナー等の開催、参加により、地元企業の活性化に努めてまいります。

また、山形県等官公庁との連携を強化し、県主催のセミナー等への積極的な後援を行ってまいります。

(3) きらやか産業賞の贈呈

山形県の中小企業を育成し、産業活性化を図る目的で、技術革新、経営改善などに優れた実績をおさめた企業に対し、きらやか銀行産業基金において、「きらやか産業賞」として100万円の贈呈を行っております。毎年3先に贈呈しており、今後も継続してまいります。

3-3-3 早期の事業再生に資する方策

(1) 子会社による集中的再生支援

平成24年5月に当行100%子会社である「きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社」(平成23年2月設立)に対し、従来当行事業再生部が所管していたお取引先及びその貸出債権約125億円を会社分割し、日本政策投資銀行から人材派遣と優先株式による出資を受け、集中的且つ抜本的な企業再生支援を共同で運営する体制を整えました。

当行といたしましては「究極の本業支援」の実施であり、今後各企業における再生シナリオとスケジュールによって、計画的に再生支援を進めてまいります。子会社には当行から6名が出向し、7名(平成24年5月末現在)が専任で再生支援業務を行ってまいります。

この子会社活用によるスキームにおいて、多様な企業再生が可能となり、不良債権処理を計画的に図ってまいります。銀行単体での不良債権比率は平成24年3月期5.38%から移管実施後において4.10%程度に低下します。子会社との連結における不良債権比率におきましては、平成25年3月期の試算で約4.6%程度となり、前年比0.83%程度低下する見込であります。同子会社は事業期間約3年を目途としており、3年後の最終的な不良債権比率は、地域銀行

平均値（金融庁公表）3.2%に近づけるものと試算しております。

また、子会社による企業再生支援業務を通じて、日本政策投資銀行の豊富なノウハウや知識が伝承されることなどで、事業再生のスペシャリストを育成してまいります。当行並びに地域経済の活性化に大きく貢献が出来るものと考えており、今後とも再生支援業務を強化して取り組んでまいります。

具体的には当行及び子会社による建設関連事業会社4社に対する事業再生支援を下記の事例の通り実施しております。

平成24年6月、お取引先である建設関連業者4社が、山形県中小企業再生支援協議会関与のもと策定した第二会社方式による会社分割を柱とした再生計画について当行が同意の上、債権放棄も含めた事業再生の支援を行うこととなりました。

支援対象の4社は、それぞれの営業所が所在する市町村において中核的な建設事業者として永年にわたる事業実績を有し、地域経済の発展と雇用の確保に貢献してまいりました。しかし、近年の建設業界を取り巻く外部環境は、公共事業の減少と過当競争の激化により目を追うごとに厳しさを増しており、各社は、これら外部環境の変化に対する対応の遅れや、過去における事業投資等に起因する過大な借入金負担などから、窮境に至っておりました。

このような状況の中、各社は経営体制と過剰債務の抜本的な見直しによる事業再生を行うため、山形県中小企業再生支援協議会および中小企業再生支援全国本部等の専門家による助言を受けながら、第二会社方式による分社型吸収分割スキームを用いて、収益事業について新会社へ再編することを骨子とする再生計画を策定いたしました。

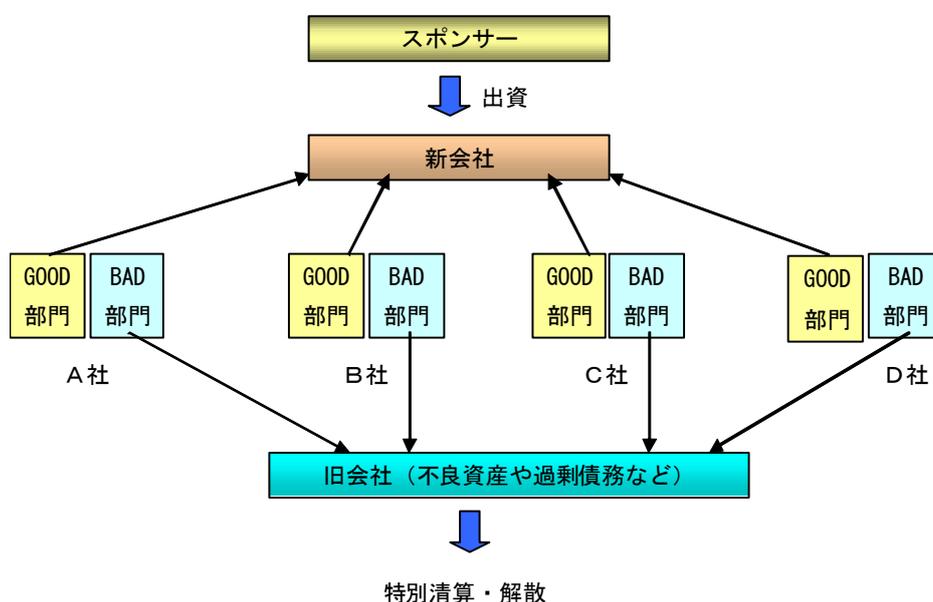
同社のメイン行である当行及びきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社（以下当行グループ）は、各社から当該再生計画の提示を受け、その内容の合理性、実現可能性について検証した結果、同計画の実施により再建を図ることが地域経済にとって最善の方法であると判断いたしました。各社の所在する地域においては建設関連従事者の割合が高く、建設業が基幹産業と位置付けられることから、本再生計画の実行が各社の事業再生のみならず、従業員の雇用の確保や、周辺地域における建設関連事業者等の事業基盤の維持・拡大につながるなど、地域経済の活性化に寄与するものであり、地域全体の面的再生として大きな意義を持つものと考えております。

当該スキームは、第二会社方式による分社型吸収分割と呼ばれるスキームで、まずスポンサーからの出資により新会社を設立いたします。その後4社は、自社を収益性のある事業や営業債権・債務、不動産などの「GOOD部門」、不良資産や過剰債務などの「BAD部門」に分けた上で「GOOD部門」だけを

切り離して新会社に承継させます。旧会社には不採算部門である「BAD部門」だけが残し、一部の金融債務などを返済した後、取引金融機関から債権放棄の支援を受ける形で特別清算し、解散いたします。一般債権は全額新会社に引き継がれます。

当行グループとしましては、今後も地域金融機関として積極的に事業再生への取り組みを通じ、地域経済の活性化に寄与していきたいと考えております。

【第二会社方式による分社型吸収分割スキーム】



(2) 経営改善取組企業に対する方策

① 「指導企業」の指定による改善支援及び管理の実施

当行お取引先の中から特に個社別に経営改善支援を要すると判断した先を「指導企業」に指定し、本部（企業支援部及び融資部）において専任担当者を配置し、財務内容の改善に向け積極的な指導及び重点的な管理を行うことにより業績の向上を目指してまいります。

② 「中間管理強化先」の指定によるモニタリング及び経営改善支援の実施

「指導企業」以外の当行お取引先の中から、大口与信供与先で外部調査機関の格付評点が一定点以下の先及び赤字・債務超過・借入急増等当行の自己査定

抽出要件に該当する先を「中間管理強化先」に指定し、「経営（改善）計画」の達成状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて「経営（改善）計画」の策定（修正）支援、経営改善支援を実施いたします。

③ 中小企業等金融円滑化法対応先に対する支援の実施

中小企業等金融円滑化法に基づき条件変更等を実施したお取引先のうち、債務者区分が要注意先及び破綻懸念先となっている先については、「経営改善計画」の策定を原則必須とし、お取引先の「経営改善計画」策定に向けた支援及び「経営改善計画」の達成状況の定期的なモニタリング、モニタリング結果に基づく改善支援を実施いたします。

④ 指導企業へのサポート強化

当行では、財務改善、事業再生など積極的な支援と重点的サポートを行うお取引先を「指導企業」に選定し、現在、企業支援部と融資部が65先を所管しております。企業支援部では、2名の中小企業診断士有資格者を含む5名の専任者を業種別に配置し、経営改善計画の策定から計画達成までを月次管理により把握すると共に、企業先の経営会議に営業店をはじめ本部担当者が毎月出席し、経営課題を共有することで本支店一体となってサポートする体制をとっております。外部との連携において、平成23年5月にあおぞら銀行とM&A及び事業再生アドバイザー業務契約を締結し、事業再生に豊富な経験を有する人材1名の派遣を受け、各中小企業が抱える問題点や課題に対し、これまでと違った視点からアドバイスを受けるなど新たな取り組みを実施しております。また昨年6月より、あおぞら銀行の企業再生関連専門部署のチーム（11名）と当行企業支援部が当行の指導企業先に対し、収益改善、過剰債務構造の解消、早期再生に向けた個別企業の検討会を実施し、具体的な提案をするなどサポート体制を充実、強化を図っております。

現在当行の中小企業診断士は23名となっております。今後、経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化を図るため、戦略的な人員配置を検討してまいります。

また当行OBで企業支援業務に精通している人員を執行役員として招聘しサポート体制の強化を図っております。

3-3-4 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(1) 専任チームによる事業承継案件への対応

平成24年8月に、営業統括部の組織を変更いたしました。

事業承継案件につきましては、今まで、営業統括部中小企業融資推進室企業価値創造グループにおいて、担当業務の一部として対応してまいりましたが、今後は、営業統括部本業支援推進室事業コーディネートチームに戦略的コーディネーターを6名配置し、事業承継を主としたソリューションビジネスを担当いたします。平成25年3月までは1名増員の予定であります。専門性を追求し、これまで相談の多い事業承継に係る課題解決に対応特化させることで、計画期間3年間における事業承継取組み目標件数を85件と大幅に増加し、お客様の課題解決の支援を強化してまいります。また営業店行員との帯同訪問を増加し、営業店行員のOJT等を通じ専門知識の習得等レベルアップを図ってまいります。

専門的知識の向上や情報収集を図るため、主要行や山形県等官公庁との連携を強化してまいります。

(2) 後継者育成プログラムの検討

当行は、多くのお取引先企業が経営課題として認識している「後継者育成」「事業承継」ニーズにお応えするため、後継者育成セミナー「きらやか未来塾」を開講しております。今後もセミナーの開催を継続し、後継者育成のための支援研修の企画・プログラムの開発を行ってまいります。

企業の後継者との関係強化は、当行との将来にわたるお取引の維持、拡大につながるものであり、企業後継者の多様なニーズに専門性を持って支援してまいります。

(3) 外部機関との連携

宮城県産業復興相談センターとの連携をはじめ、政府系金融機関等外部機関との連携を強化し、事業承継に係る相談業務を強化する体制を構築してまいります。

【経営改善支援等取組率実績】

	24/3 実績	24/9 計画	25/3 計画	25/9 計画	26/3 計画	26/9 計画	27/3 計画
創業・新事業	16	10	10	15	15	15	15
経営相談	424	520	620	550	640	550	640
事業再生	26	20	20	25	25	25	25
事業承継	28	5	10	15	15	20	20
担保・保証	53	100	130	110	140	120	150
合計	547	655	790	715	835	730	850
取引先総数	8,322	8,342	8,372	8,402	8,432	8,462	8,502
比率	6.57%	7.85%	9.43%	8.50%	9.90%	8.62%	9.99%

*取引先総数については住宅ローン、消費者ローン等の個人借入先を除いております。

*経営改善支援取組先の定義

- 創業・新事業
 - ・きらやか起業家ローン「夢キャンパス」、山形県商工業振興資金融資制度「開業支援資金」と「地域活力強化資金」、創業新事業に係るプロパー融資を行った先
- 経営相談
 - ・当行が積極的に支援を行う先として「支援企業」に指定している先（「指導企業」先及び金融円滑化法に基づく対応を行っている先）
 - ・当行独自の「本業支援」の成約のうち、本部が認定した成約件数（事業ニーズを聞き出し、アクションプランを策定し、成約した件数）
- 事業再生
 - ・当行から人材を派遣し再生計画作成、その他支援を行った先
 - ・企業再生にあたり、DES、DDS、DIPファイナンス等の手法を活用した先
 - ・中小企業再生支援協議会、公的機関と連携し再生計画の策定に関与した先
- 事業承継
 - ・本部の専門部署が事業承継策の相談を実施した先
 - ・営業店において「本業支援」として事業承継相談に対応した先
- 担保・保証
 - ・CRDスコアリングモデルを活用したビジネスローンを実行した先
 - ・ABL（Asset Based Lending）手法の活用により流動資産担保融資を行った先（融資実行件数）
 - ・私募債、PFIの取組み件数（実行件数）

第4 協定銀行による株式等の引き受け等に係る事項

4-1 株式会社整理回収機構による株式等の引受け等を求める額及びその内容・金額及び条件

	項目	内容
1	種類	株式会社じもとホールディングスC種優先株式
2	申込期日（払込期日）	平成24年12月28日
3	発行価額	1株につき200円
	非資本組入れ額	1株につき100円
4	発行総額	20,000百万円
5	発行株式数	100百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	12ヶ月日本円TIBOR+1.15% （平成25年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成25年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。ただし、8%を上限とする。）
	優先中間配当金	本優先配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 （転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当社が本優先株を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成24年12月29日
	取得請求期間の終了日	平成36年9月30日
	当初取得価額 （当初転換価額）	当社普通株式の平成24年12月21日（当日を含む）までの直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額
	取得請求期間中の取得 価額修正	毎月第3金曜日の翌日以降、当該第3金曜日まで（当該日含む。）の直近の5連続取引日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	55円
10	金銭を対価とする取得 条項	当社は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り。）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額。
11	普通株式を対価とする 取得条項	当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。当社は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	55円

	項目	内容
1	種類	株式会社じもとホールディングスD種優先株式
2	申込期日(払込期日)	平成24年12月28日
3	発行価額	1株につき200円
	非資本組入れ額	1株につき100円
4	発行総額	10,000百万円
5	発行株式数	50百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	預金保険機構が公表する各事業年度(公表年度の前事業年度)の「優先配当年率としての資金調達コスト」 (平成25年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成25年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。) 但し、日本TIBOR(12ヶ月)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
	優先中間配当金	本優先配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 (転換予約権)	本優先株主は、取得請求期間中、当社が本優先株を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成25年6月29日
	取得請求期間の終了日	平成49年12月28日
	当初取得価額 (当初転換価額)	取得請求期間の開始日に先立つ(当該日は含まない。)5連続取引日における毎日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
	取得請求期間中の取得 価額修正	毎月第3金曜日の翌日以降、当該第3金曜日まで(当該日含む。)の直近の5連続取引日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
10	取得価額の下限	当社がD種優先株式の発行を決議する日の前営業日(当日を含む。)までの直近の5連続取引日における毎日の当社普通株式の終値の平均値の70%に相当する金額 但し、上記の計算の結果が25円を下回る場合の取得価額の下限は25円
	金銭を対価とする取得 条項	当社は、平成34年12月29日以降、取締役会が別に定める日(当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において当社普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り。)が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。
11	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額。
	普通株式を対価とする 取得条項	当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。当社は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	当社がD種優先株式の発行を決議する日の前営業日(当日を含む。)までの直近の5連続取引日における毎日の当社普通株式の終値の平均値の70%に相当する金額 但し、上記の計算の結果が25円を下回る場合の取得価額の下限は25円

4-2 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

(1) 金額の算定根拠

平成24年3月末における当行の連結自己資本比率は9.13%、単体自己資本比率は9.10%であり、国内基準である4.00%を上回っております。

しかしながら、東日本大震災の中長期的な影響による信用リスク拡大懸念に対応するため、さらなる財務基盤の健全性を確保し、また、今後本格化する復興支援に係る資金需要拡大に向け、地域への円滑な資金提供機能を果たしていくためには、予防的に自己資本の増強が必要と判断いたしました。

今般の震災は当行の営業エリアにおきまして、宮城県、福島県はもとより、直接的な被害が少なかった地元山形県においても風評等による2次的被災により、多大な被害、損失が発生し回復の途上にあります。未だ厳しい経済環境にあり、今後の復興支援に向けては地域金融機関の役割が非常に重要であると考えております。

また、平成24年10月には被災地の中心である宮城県を主たる営業エリアとしております仙台銀行と、共同で持株会社を設立し経営統合設立する予定であります。両行同一歩調による震災復興支援を共同して推進していくことが必要であると考えており、今回の経営強化計画を着実に実践するため、100億円の資本増強により、自己資本の充実を図り、貸出余力を創造し、大震災からの復興支援並びに中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献していく所存でございます。

(2) 活用方針

当行の営業基盤である山形県経済活性化において、当行が担うべき役割は非常に大きく、加えて仙台銀行との経営統合によるグループとしての、経営戦略の柱と位置付けている東日本大震災からの復興支援に向け、中小規模事業者をはじめとするお取引先への安定的かつ円滑な資金供給機能を積極的に果たすことを目的として活用してまいります。

【単体自己資本比率の推移】

	24/3 期 実績	24/9 期 予定	25/3 期 予定	25/9 期 予定	26/3 期 予定
自己資本比率	9.10%	9.1%程度	10.4%程度	10.5%程度	9.9%程度
Tier I 比率	7.39%	7.4%程度	8.7%程度	8.8%程度	8.2%程度

	26/9 期 予定	27/3 期 予定
自己資本比率	9.8%程度	9.7%程度
Tier I 比率	8.2%程度	8.1%程度

4-3 対象組織再編成子会社(きらやか銀行)に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

	項目	内容
1	種類	株式会社きらやか銀行第IV種優先株式
2	申込期日(払込期日)	平成24年12月28日
3	発行価額	1株につき200円
	非資本組入れ額	1株につき100円
4	発行総額	20,000百万円
5	発行株式数	100百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、定時株主総会に本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	12ヶ月日本円TIBOR+1.15% (平成25年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成25年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。ただし、8%を上限とする。)
	優先中間配当金	本優先配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権(転換予約権)	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成24年12月29日
	取得請求期間の終了日	平成36年9月30日
	当初取得価額(当初転換価額)	株式会社じもとホールディングス普通株式の平成24年12月21日(当日を含む)までの直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額 (※但し、本優先株式の発行日に先立つ5連続取引日までの期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	取得請求期間中の取得価額修正	毎月第3金曜日の翌日以降、当該第3金曜日まで(当該日含む)の直近の5連続取引日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値(※)の平均値に相当する金額 (※但し、取得価額修正日(当該日含む)に先立つ5連続取引日までの期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	55円
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日(当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む)の全ての日において、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値(※)が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限る。)が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。 (※但し、取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする30営業日の期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額。
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値(※)の平均値に相当する金額

	(※但し、一斉取得日に先立つ 45 連続取引日の期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
取得価額の上限	無し
取得価額の下限	55 円

	項目	内容
1	種類	株式会社きらやか銀行第V種優先株式
2	申込期日(払込期日)	平成 24 年 12 月 28 日
3	発行価額	1 株につき 200 円
	非資本組入れ額	1 株につき 100 円
4	発行総額	10,000 百万円
5	発行株式数	50 百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、定時株主総会に本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	預金保険機構が公表する各事業年度(公表年度の前事業年度)の「優先配当年率としての資金調達コスト」 (平成 25 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 25 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。) 但し、日本 TIBOR (12 ヶ月) または 8%のうちいずれか低い方を上限とする。
	優先中間配当金	本優先配当金の 2 分の 1 を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 (転換予約権)	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成 25 年 6 月 29 日
	取得請求期間の終了日	平成 49 年 12 月 28 日
	当初取得価額 (当初転換価額)	取得請求期間の開始日に先立つ(当該日は含まない)5 連続取引日における毎日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値(※)の平均値に相当する金額 (※但し、取得請求期間の開始日に先立つ 5 連続取引日までの期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	取得請求期間中の取得 価額修正	毎月第 3 金曜日の翌日以降、当該第 3 金曜日まで(当該日含む)の直近の 5 連続取引日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値(※)の平均値に相当する金額 (※但し、取得価額修正日(当該日含む)に先立つ 5 連続取引日までの期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	株式会社じもとホールディングスが同社の D 種優先株式の発行を決議する日の前営業日(当日を含む)までの直近の 5 連続取引日における毎日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値の平均値の 70%に相当する金額 但し、上記の計算の結果が 25 円を下回る場合の取得価額の下限は 25 円
10	金銭を対価とする取得 条項	当銀行は、平成 34 年 12 月 29 日以降、取締役会が別に定める日(当該取締役会の開催日までの 30 連続取引日(開催日を含む)の全ての日において、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値(※)が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り。)が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。 (※但し、取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする 30 営業日の期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。)

	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額。
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値（※）の平均値に相当する金額 （※但し、一斉取得日に先立つ45連続取引日の期間において当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、株式会社じもとホールディングス普通株式の終値に代えて当銀行の普通株式の終値とする。）
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	株式会社じもとホールディングスが同社のD種優先株式の発行を決議する日の前営業日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日における毎日の株式会社じもとホールディングス普通株式の終値の平均値の70%に相当する金額 但し、上記の計算の結果が25円を下回る場合の取得価額の下限は25円

第5 経営強化計画実施に伴う労務に関する事項

(1) 基本的考え方

今般の経営強化計画実施に向けて、東日本大震災に係る復興支援を契機とした資金供給機能を強化し、地域における中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制を構築するために労務態勢の整備に努めてまいります。

お客さまへの相談業務の強化を図るために、先進的業務に係る専門知識部署の設置における戦略的人員配置等、高度化、多様化するお客さまのニーズに対応できる人材を配置してまいります。

また、従業員の新規採用に当たっては、新卒採用を継続実施していくとともに、他業態からの中途採用や、専門的知識、金融知識を有する優れた人材の確保に努めてまいります。

(2) 経営強化計画の始期における従業員数

平成24年10月1日予定 1,012人

(3) 経営強化計画の終期における従業員数

平成27年3月末日予定 1,051人

(4) 経営の強化に充てる予定の従業員数

【従業員の推移見込み】

	24年3月 実績	24年7月 実績	24年10月 見込み	25年3月 計画	26年3月 計画	27年3月 計画
人員	981人	1,019人	1,012人	995人	1,031人	1,051人

(5) (4) 中、新規採用される従業員数 155人

(6) 経営の強化に伴い出向又は解雇される従業員数 なし

第6 業務実施金融機関における収益の見通し

6-1 平成24年3月期決算の概要

(1) 経営環境

平成24年3月期決算におきましては、東日本大震災により経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が続くなど、厳しい状況からのスタートとなりました。

その後、サプライチェーンの急速な復旧等と共に持ち直してきましたが、夏以降の急速な円高の進行や欧州の政府債務危機等を背景とした世界経済の減速が、景気の持ち直しを緩やかなものにしております。

日経平均株価につきましては3月末に1万円台を維持して取引を終え、年間では2年ぶりの上昇で、昨年3月末の終値を3%上回る結果となりました。

山形県内におきましては、雇用・所得環境が改善傾向を辿っているほか、消費についても回復傾向にあります。今後、東日本大震災の復旧・復興工事が本格化してくるとみられ、先行きの県内経済に対しプラスの影響を及ぼしていくことが期待されております。

このような経済環境のもと、当行は地域に根ざす金融機関として、お取引先企業の皆さまの事業を理解し、経営課題を共有しながら、共に解決する、“本業支援”を行うことで、地域経済の下支えを担っていきたいと考えており、経営強化計画に掲げた各種施策に取り組んでおります。

(2) 決算の概要（平成24年3月期決算：単体）

① 資産・負債の状況

平成24年3月末の貸出金残高につきましては、法人貸出が前年比239億78百万円、地方公共団体向け貸出が前年比117億79百万円増加したこと等から、前年比346億43百万円増加の9,265億93百万円となりました。

有価証券につきましては、預金等の運用残高の増加により、前年比290億86百万円増加の2,826億52百万円となりました。

一方、預金残高につきましては、前年比410億79百万円増加の1兆1,744億90百万円となりました。

内訳としましては、個人預金154億7百万円、法人預金300億42百万円の増加等によるものであります。

純資産につきましては、当期純利益を確保したことにより、前年比14億83

百万円増加の 520 億 87 百万円となりました。

【資産・負債の推移】(単体)

(単位；百万円)

	23年3月末 実績	23年9月末 実績	24年3月末		
			実績	23年9月末比	23年3月末比
資産	1,210,524	1,276,663	1,269,586	△ 7,077	59,062
うち貸出金	891,950	902,591	926,593	24,002	34,643
うち有価証券	253,566	296,322	282,652	△ 13,670	29,086
負債	1,159,920	1,226,840	1,217,498	△ 9,342	57,578
うち預金	1,133,411	1,193,367	1,174,490	△ 18,877	41,079
うち社債・借入金	7,400	14,500	15,440	940	8,040
純資産	50,604	49,823	52,087	2,264	1,483

※平成 23 年 3 月 22 日に劣後特約付社債の期限前償還を実施しております。

② 収益状況

資金利益につきましては、貸出金利回りの低下により、貸出金利息は減少したものの、預金増加に伴う有価証券利息の増加と、預金利回りの低下に伴う預金利息の減少により、前年比 3 億 46 百万円増加いたしました。

役務取引等利益につきましては、年金保険販売手数料等が増加したことから、前年比 3 億 3 百万円増加となりました。

その他業務利益につきましては、変動利付国債の売却等によるポートフォリオ入替のため、前年比 11 億 47 百万円減少の△8 億 32 百万円となりました。

一方、経費は、前年比 3 億 12 百万円減少の 156 億 45 百万円となりました。

人件費におきましては前年比 64 百万円増加しましたが、物件費につきましては「コスト構造改革プロジェクト」による抜本的な見直しを図り、コスト削減を継続実施し、前年比 3 億 59 百万円減少しました。

以上により、コア業務純益につきましては、前年比 9 億 61 百万円増加の 54 億 63 百万円となりました。

臨時損益につきましては、与信関連費用(不良債権処理額＋一般貸倒引当金)が、前年比 6 億 37 百万円増加し、13 億 44 百万円となりました。また、株式関係損益につきましては、前年比 4 億 31 百万円増加し、△4 億 66 百万円となりました。

この結果、経常利益につきましては、前年比 3 億 28 百万円減少し、16 億 36

百万円となり、当期純利益につきましては、前年比 3 億 65 百万円増加し、15 億 36 百万円となりました。

【損益状況の推移】（単体）

（単位：百万円）

	23年3月期	24年3月期			
	実績	実績	計画	計画比	前年比
業務粗利益	20,758	20,258	22,026	△ 1,768	△ 500
【コア業務粗利益】	20,459	21,108	22,026	△ 918	648
資金利益	19,362	19,708	20,793	△ 1,085	346
役務取引等利益	1,080	1,382	1,233	149	303
その他業務利益	315	△ 832	0	△ 832	△ 1,147
（うち国債等関係損益）	298	△ 850	0	△ 850	△ 1,149
経費	15,958	15,645	16,430	△ 785	△ 312
うち人件費	7,478	7,542	7,710	△ 168	64
うち物件費	7,741	7,382	7,880	△ 498	△ 359
一般貸倒引当金	0	△ 356	0	△ 356	△ 356
業務純益	4,800	4,969	5,596	△ 627	168
【コア業務純益】	4,501	5,463	5,596	△ 133	961
臨時損益	△ 2,835	△ 3,333	△ 3,571	238	△ 497
うち不良債権等処理額	706	1,700	2,000	△ 300	993
うち株式関係損益	△ 898	△ 466	0	△ 466	431
経常利益	1,964	1,636	2,025	△ 389	△ 328
特別損益	△ 811	△ 163	150	△ 313	647
税引前当期純利益	1,153	1,472	2,175	△ 703	319
法人税等	45	32	80	△ 48	△ 12
法人税等調整額	△ 62	△ 96	0	△ 96	△ 34
当期純利益	1,170	1,536	2,095	△ 559	365

6-2 収益の見通しの概要

平成 25 年 3 月期以降の収益計画につきましては、経営強化計画に基づく施策を着実に実行して、収益基盤の強化を図ってまいります。なお、平成 28 年 3 月期におきましては、勘定系システムの移行に係る経費を見込んでおります。

【損益状況の推移】（単体）

（単位：百万円）

	24年3月期 実績	25年3月期 計画	26年3月期 計画	27年3月期 計画
業務粗利益	20,258	20,443	20,828	21,102
【コア業務粗利益】	21,108	20,793	20,828	21,102
資金利益	19,708	19,232	19,003	18,879
役務取引等利益	1,382	1,561	1,825	2,222
その他業務利益	△ 832	△ 350	0	0
（うち国債等関係損益）	△ 850	△ 350	0	0
経費	15,645	15,020	14,777	14,916
うち人件費	7,542	7,683	7,822	7,961
うち物件費	7,382	6,617	6,235	6,235
一般貸倒引当金	△ 356	0	0	0
業務純益	4,969	5,423	6,051	6,186
【コア業務純益】	5,463	5,773	6,051	6,186
臨時損益	△ 3,333	△ 3,395	△ 4,341	△ 4,546
うち不良債権等処理額	1,700	1,610	3,068	3,480
うち株式関係損益	△ 466	△ 346	0	0
経常利益	1,636	2,028	1,710	1,640
特別損益	△ 163	△ 45	△ 151	△ 151
税引前当期純利益	1,472	1,983	1,559	1,489
法人税等	32	190	158	152
法人税等調整額	△ 96	60	0	0
当期純利益	1,536	1,733	1,401	1,336

第7 剰余金の処分の方針

7-1 配当に関する方針

当行は、従来より永続的な安定した経営に努めるとともに、配当につきましても中間配当及び期末配当の年2回の安定した配当を実施することを基本方針としております。

平成24年3月期には、約15億円の当期利益を確保しましたが、今後、予想される地域経済の低迷や金融環境全般の激変等への備えが必要と総合的に判断し、当初の予定どおり1株あたり1.5円の配当を予定しております。また、平成25年3月期の中間配当につきましても、1株あたり1.5円を考えております。

今後につきましては、経営強化計画を確実に実行し、中小企業事業者等貸出の増強により収益力を強化し、年2回の配当を継続していく予定でございます。また財務基盤の安定化の観点から、内部留保の蓄積に努めてまいります。

7-2 配当に向けた態勢整備

配当につきましては、経営強化計画に基づく施策を着実に実行し、収益基盤の強化を図り、内部留保に努め、利益剰余金を積み上げてまいります。

利益剰余金は平成24年3月期末において60億円となっております。平成36年3月期末において、202億円まで積み上がる見込みでございます。また、その後平成49年3月期末までに、さらに161億円積み上がる見込みでございます。

【当期純利益、利益剰余金の見通し】

(単位:億円)

	24/3 末 (実績)	25/3 末	26/3 末	27/3 末	28/3 末	29/3 末
当期純利益	15	17	14	13	30	36
利益剰余金	60	56	59	61	79	103

	30/3 末	31/3 末	32/3 末	33/3 末	34/3 末	35/3 末
当期純利益	36	24	24	24	24	24
利益剰余金	128	140	152	165	177	190

	36/3 末	37/3 末	38/3 末	39/3 末	40/3 末	41/3 末
当期純利益	24	24	24	24	24	24
利益剰余金	202	14	27	39	52	64

	42/3 末	43/3 末	44/3 末	45/3 末	46/3 末	47/3 末
当期純利益	24	24	24	24	24	24
利益剰余金	76	89	101	113	126	138

	48/3 末	49/3 末
当期純利益	24	24
利益剰余金	151	163

- * 平成 25 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの当期純利益につきましては、お取引先企業の抜本的な事業再生を行うため、子会社のきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社を介した追加の与信費用を見込んで算出しております。なお、平成 28 年 3 月期からは通常の与信費用に戻ることから 30 億円程度の当期純利益としております。また、平成 31 年 3 月期からは、過年度欠損金の繰越適用期間が終了することを想定しており、法人所得税が発生する計画としております。
- * 平成 25 年 3 月期の利益剰余金（その他利益剰余金）は、平成 24 年 10 月に設立します仙台銀行との共同持株会社の年間配当原資を確保するため、同社に配当したことによる減少を想定しております。
- * 平成 37 年 3 末の利益剰余金の減少については、平成 36 年 9 月に公的資金 200 億円の返済を行う計画としております。

7-3 役員に対する報酬及び賞与についての方針

当行は、平成 19 年 5 月 7 日、旧殖産銀行と旧山形しあわせ銀行が合併し誕生いたしました。その際、取締役の人員につきましては、両行合算 20 名を現在 8 名へと大きく削減し、報酬総額も大幅に減少いたしました。また、平成 23 年 6 月には、役員の業績向上、貢献意欲を高めることを目的に役員退職慰労金制度の廃止と役員報酬制度の見直しを行いました。

今後につきましても、業績を反映した役員報酬及び賞与の支払いを実施してまいります。

第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

8-1 経営管理に係る体制及び今後の方針

(1) 内部監査体制の強化

当行は、内部監査部署であります監査部を被監査部署から独立させ取締役会に直結した組織と位置付けております。

内部監査により不正等につながると思われる事象につきましては、モニタリングチームを編成し、追跡調査の実施等により監視活動を継続して強めております。

その他、内部監査で問題のありました営業店の改善強化を図るため、関連部と連携してフォローアップミーティングを実施し、問題点の把握と改善策等を協議しまして、営業店管理能力の向上を図り、その後改善状況につきましてフォローアップ監査を実施して実効性を高めております。今後も引き続き実施してまいります。

(2) 経営の客観性の確保

取締役会に対し、客観的な立場で評価・助言を行う機関として「経営諮問委員会」を平成22年5月21日に設置いたしました。

外部の有識者3名から経営方針や経営戦略及びコンプライアンス等につきまして、客観的な立場で評価・助言を頂き、経営の透明性を高めております。経営諮問委員会は原則としまして6ヶ月に1回の開催とするほか、必要に応じて開催致します。今後も引き続き当委員会を継続実施するとともに確認いただきました意見を業務運営に活かしていきたいと考えております。

8-2 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

取締役会に対し、客観的な立場で評価・助言を行う機関として「経営諮問委員会」を平成22年5月21日に設置いたしました。当委員会は外部の有識者3名を選任しており、経営方針や経営戦略及びコンプライアンス等について、客観的な立場で評価・助言を頂いております。

開催頻度としましては、毎年2回（1月と7月）としており、主な討議内容は、経営強化計画に対する履行状況の報告、経営戦略とその具体的な施策および実績に関する事項やコンプライアンスを中心とした内部管理態勢の実効状況ですが、引き続き委員会でいただいた意見・助言については、当行の

施策へ反映させていきたいと考えております。

また、監査役につきましては引き続き社外監査役3名を含む4名体制とし、監査、監督機能の強化に努めてまいります。

新たに平成24年10月に親会社となる予定のじもとホールディングスの役員として、社外取締役が1名、社外監査役が3名選任される予定であります。これを機により強固なガバナンス体制を構築してまいります。

8-3 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況及び今後の方針

（1）リスク管理体制強化のための方策

当行は、適切な経営管理のもと、業務全般にわたる法令遵守、顧客保護等の徹底および各種リスクの適切な管理を行うことによって、業務の健全性および適切性を確保するよう努めてまいります。

当行では、銀行業務で発生する様々なリスクを「法令遵守」、「顧客保護等」、「自己資本」、「統合的リスク」「信用リスク」、「資産査定」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」の9つのリスクカテゴリーに区分し、各リスクについて担当部が管理することとしております。各リスクの管理担当部署は、リスク運営部署がリスクについて適切な運営を行っているかモニタリング等により検証・指導しております。また、各リスクを総合的に捉える必要があることから、リスクの統括部署としてリスク管理部を設置しております。更に、リスク管理部を事務局とし、毎月常勤役員をメンバーとするリスク管理委員会を開催し、各リスクを総合的に捉えることにより業務の適切な運営に役立てております。

仙台銀行との経営統合を機に、更なるリスク管理の高度化を目指すべく、外部からリスク管理の知識と豊富な経験を持つ人材の招聘を予定しております。

① 信用リスク管理

平成24年度は、金融円滑化法の最終年度となっており、企業の再生支援を集中的に行う体制を整えてまいります。

平成24年5月には、当行完全子会社である「きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社」との間で会社分割を行い、従来当行事業再生部が所管していた企業再生支援、債権管理、回収に関する業務の権利義務等を当該子会社に承継し、お取引先企業の再生支援等に集中的に取り組んでまいりま

す。これにより、当行大口貸出先の信用リスクを集中的に管理し、抜本的な再生支援を進めることで、当行の経営課題の一つである不良債権比率の低減に努めてまいります。

また、当行融資部においては信用リスクの程度に応じお取引先を管理区分にグルーピングし、半期毎に債務者の実態把握に努め、経営状況の見直しを行ってまいります。今後は、お取引先の経営改善計画の策定支援や進捗状況の管理を通じて、本支店一体となって尚一層のコンサルティング機能の強化を図ってまいります。

本部の融資部、企業支援部主導で重点的に支援する「指導企業」につきましては、業況と資金繰りについて毎月常務会に付議し且つ取締役会へ報告を行い、経営陣と一体で企業の経営改善と信用リスク管理に取り組んでおります。

また、融資部においては、指導企業以外の融資先で業況管理が必要な先を「中間管理強化先」に指定し、金融円滑化による条件変更先と共に、定期的なモニタリングを継続してまいります。

大口与信先については、与信ポートフォリオの特徴を踏まえて、信用格付毎の与信限度額を遵守し、個社別の取組方針に基づいた対応により、当該先への与信集中リスクの分散を図ってまいります。

② 市場リスク管理

市場リスクにつきましては、市場リスク管理担当部署であるリスク管理部が統合リスク管理規程および市場リスク管理方針とそれぞれの関連規程に従ってリスク管理を行っております。

具体的には有価証券取引につきましてはポジション枠、決裁権限、一日当りの約定制限等の遵守状況をチェックするとともに、日次で市場リスク量を計測し資本配賦額の使用状況を確認しています。投資基準等を定めている市場リスク管理基準につきましては、配賦資本の状況に応じて毎期ポジション枠等の見直しを実施しております。

管理体制としましては有価証券残高や市場リスク管理基準の遵守状況、リスク量(VaR)等市場リスクの状況につきまして日次ベースで経営陣へ報告しております。

また、毎月リスク管理委員会におきまして市場リスク運営状況を報告することで適切に運営しております。ポジション枠超過の予兆や、リスク量が限度額に接近した時等アラームが警鐘される体制を布いており、その様な際には随時協議を行う体制としております。

リスク管理部では、市場リスクへの対応として不測の事態により時価が著しく低下する状況を想定し、月次でストレステストを実施しております。

具体的には金利が上昇する 5 パターンと株価が下落する 3 パターンそれらに為替が円高となる 2 パターンを組み合わせ、時価の変動と当行の自己資本に与える影響を把握しております。

また、VaR 法による管理(信頼区間 99%、観測期間 5 年、保有期間純投資 40 日・政策投資 240 日)のほか、金利リスクについてはアウトライヤー比率やベータ・ポイント・バリュー(BPV)、修正デュレーションを把握し管理しております。

株価リスクにつきましては金利リスクとの相関を考慮し、債券投資を補完する位置付けとして適切に管理してまいります。

③ 流動性リスク管理

流動性リスク管理につきましては、資金繰りの運用部門である市場金融部からリスク管理担当部署である経営企画部及びリスク管理統括部署のリスク管理部におきまして、日次で報告する体制を整え牽制機能を働かせております。また、関係部門が緊密な連携を図るため、週次で開催しております「ALLM小委員会」におきまして、預貸金管理部署等も含む流動性関連全部署が、情報の共有化を図る体制を構築し、継続してまいります。

④ オペレーショナルリスク管理

当行におきましては「事務リスク」「システムリスク」「レピュテーションリスク」「イベントリスク」を管理の対象としており、各々リスクに対し管理担当部署を決め管理の徹底を図ることにより、リスクの軽減・未然防止に努めております。

事務リスク・システムリスクにつきましては、常時現状を把握することでリスクの所在を明確化し、その軽減に努めるため、関連部署の協議機関であるオペレーショナルリスク小委員会を設置し、現状分析、改善対応策の検討、実施状況の評価等の協議を行っております。また、これらの結果を毎月開催されるリスク管理委員会へ報告し、PDCAサイクルに基づいた管理強化を図っております。

【機能強化のための前提条件】

収支計画を策定するにあたり、足元の経済情勢等を検討し、以下のとおり前提条件を想定いたしました。

新金融グループの主要な営業区域である宮城県と山形県の景気は、震災復興需要による押し上げ効果もあり、緩やかに回復傾向にあります。

しかしながら、震災の直接的または間接的な影響は依然として各方面に及んでおり、特に被害が甚大であった宮城県沿岸部においては、ほとんどの被災企業が生産活動を再開するに至っておりません。

未曾有の被災規模を勘案しますと、地域経済の本格的な復興・回復には相当の期間を要するものと見込んでおります。

このような環境下、中小企業等を取り巻く環境につきましては、相当の期間にわたり厳しい状況が続くと見込んでおります。

(金利)

金利の見通しにつきましては、平成24年7月末の水準にて推移するものと想定しております。

(為替)

為替（ドル／円）レートの見通しにつきましては、平成24年7月末の水準にて推移するものと想定しております。

(株価)

株価の見通しにつきましては、欧州信用不安等により先行きが不透明なことから、足元の株価水準に鑑み、保守的に計画期間内は8,000円にて推移するものと想定しております。

指標	23/3期 実績	24/7末 実績	24/9期 (前提)	25/3期 (前提)	25/9期 (前提)	26/3期 (前提)	26/9期 (前提)
無担保コールO/N (%)	0.06	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
TIBOR3M (%)	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33
10年国債 (%)	1.25	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
為替 (ドル／円) (円)	83.15	78.17	78.17	78.17	78.17	78.17	78.17
日経平均株価 (円)	9,755	8,695	8,695	8,000	8,000	8,000	8,000

指標	27/3 期 実績	27/9 末 実績	28/3 期 実績
無担保コールO/N (%)	0.09	0.09	0.09
TIBOR 3M (%)	0.33	0.33	0.33
10年国債 (%)	0.78	0.78	0.78
為替 (ドル/円) (円)	78.17	78.17	78.17
日経平均株価 (円)	8,000	8,000	8,000

※23/3 期、24/3 期、24/7 末の各実績値は、以下の数値を記載しております。

1. 無担保コールO/N : 日本銀行が公表する無担保コールO/N物レートの平均値
2. TIBOR 3M : 全国銀行協会が公表する全銀協 TIBOR
3. 10年国債 : 時事通信社が算出する終値レート
4. 為替 (ドル/円) : みずほコーポレート銀行が公表する午前 10 時時点の仲値レート
5. 日経平均株価 : 終値

「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」

附則第7条に規定されている提出書類

株式会社 きらやか銀行

目次

内閣府令附則第7条第1項第1号に係る書類

・第164期末（平成24年3月31日現在）貸借対照表（単体）	・・・	1
・第164期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） 損益計算書（単体）	・・・	2
・第164期末（平成24年3月31日現在）連結貸借対照表	・・・	20
・第164期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） 連結損益計算書	・・・	21
・自己資本比率の状況（単体）	・・・	41
・自己資本比率の状況（連結）	・・・	43
・第164期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） 株主資本等変動計算書（単体）	・・・	45
・第164期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） 連結株主資本等変動計算書	・・・	47
・総勘定元帳（貸借対照表）（平成24年7月31日現在）	・・・	49
・四半期報告書（第165期第1四半期）	・・・	50

内閣府令附則第7条第1項第10号に係る書類

・株式の引受けに係る申込みの理由書	・・・	88
・自己資本比率の見込み	・・・	89

第164期末 (平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	27,563	預金	1,166,270
現金	23,538	当座預金	33,355
預け金	4,025	普通預金	381,803
コーポレート	12,200	貯蓄預金	2,106
商品有価証券	227	通知預金	6,039
商品地方債	227	定期預金	728,560
有価証券	282,652	定期積金	12,103
国債	89,311	その他の預金	2,301
地方債	26,948	譲渡性預金	8,220
社債	101,753	コーポレート	10,000
株	7,300	借用金	9,640
その他の証券	57,337	借入金	9,640
貸出金	926,593	外国為替	15
割引手形	11,656	売渡外国為替	15
手形貸付	50,651	未払外国為替	0
証書貸付	781,976	社債	5,800
当座貸越	82,308	その他の負債	4,479
外国為替	533	未決済為替借	380
外国他店預け	526	未払法人税等	101
取立外国為替	7	未払費用	2,554
その他の資産	5,906	前受収益	553
未決済為替貸	179	従業員預り金	172
前払費用	2	給付補てん備金	24
未収収益	1,325	金融派生商品	0
金融派生商品	0	資産除去債務	102
その他の資産	4,397	その他の負債	591
有形固定資産	16,682	退職給付引当金	3,541
建物	5,150	睡眠預金払戻損失引当金	263
土地	10,830	再評価に係る繰延税金負債	2,287
建設仮勘定	12	支払承諾	6,979
その他の有形固定資産	689	負債の部合計	1,217,498
無形固定資産	825	(純資産の部)	
ソフトウェア	658	資本金	17,700
その他の無形固定資産	166	資本剰余金	24,178
繰延税金資産	4,769	資本準備金	15,641
支払承諾見返	6,979	その他資本剰余金	8,536
貸倒引当金	△ 15,347	利益剰余金	6,382
		利益準備金	307
		その他利益剰余金	6,075
		繰越利益剰余金	6,075
		自己株式	△ 1
		株主資本合計	48,259
		その他有価証券評価差額金	△ 149
		土地再評価差額金	3,977
		評価・換算差額等合計	3,828
		純資産の部合計	52,087
資産の部合計	1,269,586	負債及び純資産の部合計	1,269,586

第164期 [平成23年 4月 1日から
平成24年 3月 31日まで] 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		25,278
資 金 運 用 収 益	21,651	
貸 出 金 利 息	18,417	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,173	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	27	
預 け 金 利 息	3	
そ の 他 の 受 入 利 息	27	
役 務 取 引 等 収 益	2,883	
受 入 為 替 手 数 料	963	
そ の 他 の 役 務 収 益	1,919	
そ の 他 業 務 収 益	373	
外 国 為 替 売 買 益	16	
商 品 有 価 証 券 売 買 益	0	
国 債 等 債 券 売 却 益	354	
国 債 等 債 券 償 還 益	0	
そ の 他 の 業 務 収 益	0	
そ の 他 経 常 収 益	369	
償 却 債 権 取 立 益	160	
株 式 等 売 却 益	0	
そ の 他 の 経 常 収 益	208	
経 常 費 用		23,642
資 金 調 達 費 用	1,942	
預 金 利 息	1,657	
譲 渡 性 預 金 利 息	16	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	
借 用 金 利 息	19	
社 債 利 息	248	
そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役 務 取 引 等 費 用	1,501	
支 払 為 替 手 数 料	359	
そ の 他 の 役 務 費 用	1,141	
そ の 他 業 務 費 用	1,206	
国 債 等 債 券 売 却 損	1,185	
国 債 等 債 券 償 還 損	21	
営 業 経 費	16,828	
そ の 他 経 常 費 用	2,162	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	880	
貸 出 金 償 却	401	
株 式 等 売 却 損	249	
株 式 等 償 却	217	
そ の 他 の 経 常 費 用	413	
経 常 利 益		1,636

(単位：百万円)

科 目	金	額
特 別 利 益		160
固 定 資 産 処 分 益	7	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	153	
特 別 損 失		323
固 定 資 産 処 分 損	37	
減 損 損 失	286	
税 引 前 当 期 純 利 益		<u>1,472</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32	
法 人 税 等 調 整 額	△ 96	
法 人 税 等 合 計		<u>△ 64</u>
当 期 純 利 益		<u>1,536</u>

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 3年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、3年間の均等償却を行っております。

社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

なお、繰延資産は、その他資産に含めて計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能

見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,215百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理又は発生年度において全額費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（3,546百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報

告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

（役員退職慰労引当金）

平成23年5月13日開催の取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議し、平成23年6月28日開催の第163期定時株主総会において役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。これにより、当事業年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給未払分118百万円については「その他負債」に含めて計上しております。

（吸収分割契約の締結について）

平成24年3月23日開催の取締役会において、平成24年5月21日を効力発生日として、吸収分割により、当行事業再生部が所管する取引先の債権管理・再生支援・回収業務その他の関連業務の事業に関する権利義務等をきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社（以下「本件子会社」という。）に継承させることを決議するとともに、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
(平成23年3月31日現在)

商号	きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社
本店の所在地	山形県山形市十日町一丁目3番29号
代表者の氏名	代表取締役 遠田 浩司
資本金の額	50百万円
純資産の額	49百万円
総資産の額	49百万円
事業の内容	金銭貸付業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：百万円)

	売上高	営業損失(△)	経常損失(△)	純損失(△)
平成23年3月期	—	0	0	0

※平成23年3月期が設立初年度であり、それ以前の決算は行っておりません。

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成23年3月31日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
株式会社きらやか銀行	100.0

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	本件子会社は、当行の100%出資子会社です。
人的関係	当行は本件子会社に対し、取締役1名を派遣しております。
取引関係	当行は本件子会社に対し、不動産等の賃貸を行っております。

2. 当該吸収分割の目的

当行は、経営方針である「地域の皆様と共に生きる」に基づく最重点施策である「本業支援」の一環として、取引先企業の再生支援のため更なるコンサルティング機能の発揮を目指すものであります。そのために、平成23年2月22日設立したきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社との間で、関係当局の認可等を前提に、簡易・吸収分割の手法により、平成24年5月21日を効力発生日として会社分割を行うこととし、従来当行事業再生部が所管する企業再生支援、債権管理、回収に関する業務の権利義務等を本件子会社に承継し、企業再生支援に集中的に取り組んでまいります。また、同時に株式会社日本政策投資銀行との間で資本及び業務提携を締結しており、同行からの高度な再生支援ノウハウや資金を活用し、企業再生支援に取り組んでまいります。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容、その他の吸収分割契約の内容

(1) 当該吸収分割の方法

当行を分割会社とし、本件子会社を承継会社とする簡易吸収分割です。

(2) 吸収分割会社となる会社に割当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

本件会社分割により、本件子会社は、普通株式100,240株を当行に割当てます。また、分割交付金の支払いはありません。

(3) 吸収分割の日程

平成24年3月23日	会社分割にかかる取締役会
平成24年3月23日	会社分割契約締結
平成24年5月21日	会社分割の効力発生日
平成24年5月21日	会社分割登記日

なお、本件会社分割は、当行においては会社法第784条第3項に規定する簡易吸収分割に該当することから、当行の株主総会の承認決議を経ることなく行います。

4. 当該吸収分割に係る割当ての内容の算出根拠

本件子会社は当行の100%子会社であり、本件会社分割後においても当行が本件子会社の普通株式を100%保有し続けることから、当行と本件子会社の間で、承継させる資産負債の直近の帳簿価額に基づき、本件子会社の1株当たりの純資産額等を考慮して決定しております。

5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社
本店の所在地	山形県山形市十日町一丁目3番29号
代表者の氏名	代表取締役 遠田 浩司

資本金の額	55百万円
純資産の額	4,951百万円
総資産の額	4,951百万円
事業の内容	金銭貸付業

(注)上記の純資産の額及び総資産の額は、いずれも、平成23年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの想定される移動を加味した概算額であります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 1,035百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,812百万円、延滞債権額は43,662百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,091百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,565百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,656百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	31,823	百万円
その他	5	百万円

担保資産に対応する債務

預金	587	百万円
コールマネー	10,000	百万円
借入金	9,340	百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券15,151百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は572百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合

に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、72,532百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが62,803百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,216百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 18,282百万円
 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,748百万円
 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 300百万円が含まれております。
 13. 社債には、劣後特約付社債 5,800百万円が含まれております。
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 9,205百万円であります。
 15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 65百万円
 16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び車輛については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得原価相当額	有形固定資産	1,628	百万円
	無形固定資産	695	百万円
	合 計	2,323	百万円
2. 減価償却累計額相当額	有形固定資産	1,422	百万円
	無形固定資産	616	百万円
	合 計	2,039	百万円
3. 期末残高相当額	有形固定資産	205	百万円
	無形固定資産	78	百万円
	合 計	284	百万円
4. 未経過リース料期末残高相当額	1年内	284	百万円
	1年超	33	百万円

合 計	317 百万円
5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	474 百万円
減価償却費相当額	418 百万円
支払利息相当額	23 百万円
6. 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
7. 利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	
17. 関係会社に対する金銭債権総額	483百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額	1,151百万円
19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。	
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。	
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、144百万円であります。	

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	82 百万円
役員取引等に係る収益総額	14 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	27 百万円
その他の取引に係る収益総額	－ 百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役員取引等に係る費用総額	130 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,155 百万円
その他の取引に係る費用総額	－ 百万円
2. 特別利益に計上した貸倒引当金戻入益は、東日本大震災の影響による貸倒引当金の戻入益であります。	
3. 当事業年度において、当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止又は中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。	

減損損失 (単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	265
遊休	建物	山形県	1
遊休	その他	山形県	0
遊休	その他	新潟県	1
遊休	建物	東京都	16
遊休	その他	東京都	0
合計			286

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属するグループ、エリアに属さないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	16	0	—	16	注
合 計	16	0	—	16	

注 単元未満株式の買取請求による増加 0 千株

単元未満株式の買増（売渡）請求による減少 一千株

有価証券に関する注記

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成 24 年 3 月 31 日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成24年3月31日現在）

種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	—	—	—
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	3,965	4,085	120
その他	—	—	—
小計	3,965	4,085	120
国債	—	—	—
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,000	918	△ 81
小計	1,000	918	△ 81
合計	4,965	5,004	38

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,018
関連法人等株式	17
合計	1,035

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
株式	1,830	997	833
債券	191,450	189,641	1,808
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	—	—	—
国債	89,311	88,288	1,023
地方債	23,992	23,791	200
社債	78,146	77,561	584
その他	29,744	29,328	416
小計	223,025	219,967	3,058
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	—	—	—
株式	3,381	4,314	△ 932
債券	22,599	22,769	△ 170
国債	—	—	—

地方債	2,956	2,961	△ 5
社債	19,642	19,808	△ 165
その他	26,593	28,696	△ 2,103
小計	52,574	55,781	△ 3,207
合計	275,599	275,748	△ 149

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

貸借対照表計上額

(百万円)

株式	1,053
その他	—
合計	1,053

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	527	0	249
債券	181,965	338	727
国債	136,239	212	668
地方債	3,607	0	6
社債	42,118	124	51
その他	9,403	16	458
合計	191,895	355	1,434

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は198百万円（うち株式198百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について期末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

金銭の信託に関する注記

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	6,630	百万円
その他有価証券評価差額	52	
税務上の繰越欠損金	1,130	
退職給付引当金	1,276	
減価償却	201	
その他	1,822	
繰延税金資産小計	11,112	
評価性引当額	△ 6,335	
繰延税金資産合計	4,777	
繰延税金負債		
資産除去費用の資産計上額	7	
繰延税金負債合計	7	
繰延税金資産の純額	4,769	百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.44%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.75%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.38%となります。この税率変更により、繰延税金資産は462百万円減少し、法人税等調整額は462百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は327百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。
- また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は47百万円減少し、法人税等調整額は47百万円増加しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	246円15銭
1株当たりの当期純利益金額	9円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	4円02銭

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	きらやかカード(株)	100% (一)	債権被保証	被保証	△ 8,796	—	—
				支払保証料(注)	130	—	—

(注) 保証料率については、代弁率を基礎として、每期交渉の上決定しております。また、当事業年度末における債権被保証残高は92,431百万円であります。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	笹島 富二雄	0.01%	当行社外監査役 金銭債権	融資取引(注1)	△ 99	貸出金	50
	大久保 靖彦	0.03%	当行社外監査役 債権被保証	被保証(注2)	△ 11	—	—

(注1) 融資取引については、弁理士業運転資金及び不動産購入資金の返済として行った取引であり、取引条件は一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 代表権を有している蔵王ロープウェイ(株)への貸出金39百万円について保証を行っております。取引条件は一般取引条件と同様に決定しております。

重要な後発事象に関する注記

当行と株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といい、当行と仙台銀行を総称して、以下「両行」といいます。）は、平成 22 年 10 月 26 日に両行間で締結した「経営統合の検討開始に関する基本合意書」に基づき、平成 24 年 4 月 26 日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成 24 年 10 月 1 日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社じもとホールディングス」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合合意書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

1. 本株式移転の目的及び経緯

両行は、当初、平成 23 年 10 月を目処とした共同持株会社の設立による経営統合を発表し、経営統合委員会を発足してその準備を進めておりました。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生したため、両行は、地域経済の復興に向けた支援を最優先する見地から、経営統合日を延期することといたしました。その後、同年 5 月 18 日には前記経営統合委員会における検討・準備を再開し、震災復興支援に関する両行間での連携等のほか、経営統合に向けた準備を進めてまいりました。また、この間、仙台銀行は、復興支援に本格的に取り組んでいくための堅確な財務基盤を構築するべく、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成 23 年 9 月 30 日に第 I 種優先株式を発行し、自己資本の増強を実施いたしました。

以上のように、両行は、被災地にその経営基盤を有する金融機関の責務として、経営統合を一旦延期のうえ震災復興・地域振興のための取り組み・基盤強化を優先して進めてまいりましたが、復興支援態勢をさらに強化するために、早期に経営統合を完了して新金融グループの総合力を発揮していくことが重要であると判断いたしました。そして、平成 24 年 10 月 1 日を共同持株会社設立日として、両行間での経営統合に係る協議を進めることを決定しておりましたが、平成 24 年 4 月 26 日に、両行は「経営統合合意書」を締結し、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

この経営統合により、両行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものといたします。

2. 本株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

(1) 本株式移転の方法

両行の株主がそれぞれ保有する株式を、平成 24 年 10 月 1 日をもって共同持株会社に移転するとともに、両行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定です。但し、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。

(2) 株式移転に係る割当ての内容

会社名	当行	仙台銀行
株式移転比率	1	6.5

(注 1) 株式の割当比率

1. 当行の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 1 株を割当交付いたします。

2. 仙台銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式6.5株を割当交付いたします。
3. 当行の第Ⅲ種優先株式1株に対して、共同持株会社のA種優先株式1株を割当交付いたします。
4. 仙台銀行の第Ⅰ種優先株式1株に対して、共同持株会社のB種優先株式6.5株を割当交付いたします。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両行協議のうえ、変更することがあります。

なお、本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式：178,877,671株

上記数値は、当行の普通株式の発行済株式総数129,714,282株(平成24年3月末時点)、及び仙台銀行の普通株式の発行済株式総数7,591,100株(平成24年3月末時点)に基づいて算出しております。但し、両行は、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)までにそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成24年3月末時点で当行が保有する自己株式(16,521株)、平成24年3月末時点で仙台銀行が保有する自己株式(24,960株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、当行又は仙台銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成24年3月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

A種優先株式 100,000,000株

上記数値は、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式の発行済株式総数100,000,000株(平成24年3月末時点)に基づいて算出しております。

B種優先株式 130,000,000株

上記数値は、仙台銀行第Ⅰ種優先株式の発行済株式総数20,000,000株(平成24年3月末時点)に基づいて算出しております。

(注3) 共同持株会社の単元株式数

共同持株会社は、以下の株式数を1単元とする単元株制度の採用を予定しております。

普通株式：100株

A種優先株式：100株

B種優先株式：100株

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)その他の金融商品取引所において売却するこ

とはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

3. 本株式移転の日程

平成24年3月31日	定時株主総会及び種類株主総会に係る基準日（両行）
平成24年4月26日	経営統合合意書及び株式移転計画書承認取締役会（両行）
平成24年4月26日	経営統合合意書締結及び株式移転計画書作成（両行）
平成24年6月26日（予定）	株式移転計画承認定時株主総会及び種類株主総会（両行）
平成24年9月26日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（当行）
平成24年10月1日（予定）	共同持株会社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成24年10月1日（予定）	共同持株会社株式上場日

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行協議のうえ、日程を変更する場合があります。

4. 本株式移転の当事会社の概要

（平成23年12月31日時点）

① 商号	株式会社 仙台銀行	
② 事業内容	普通銀行業務	
③ 設立年月日	昭和26年5月25日	
④ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	
⑤ 代表者	取締役頭取 三井 精一	
⑥ 資本金	22,485百万円	
⑦ 発行済株式数	普通株式	7,591,100株
	第I種優先株式	20,000,000株
⑧ 預金残高（単体） （譲渡性預金含む）	880,502百万円	
⑨ 貸出金残高（単体）	498,873百万円	
⑩ 決算期	3月31日	
⑪ 業績概要	（単位：百万円）	
	決算期	23/3期
	純資産（連結）	12,137
	総資産（連結）	795,908
	経常収益（連結）	15,721
	経常利益（連結）	△1,408
当期純利益（連結）	△6,739	

5. 本株式移転により新たに設立する会社の状況

① 商号	株式会社 じもとホールディングス （英文表示：Jimoto Holdings, Inc.）
② 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務

③ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
④ 代表者及び役員 の 就任予定	<p>代表取締役会長 三井 精一 (現仙台銀行頭取)</p> <p>代表取締役社長 栗野 学 (現きらやか銀行頭取)</p> <p>取締役 馬場 豊 (現仙台銀行専務取締役)</p> <p>取締役 東海林賢市 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 鈴木 隆 (現仙台銀行常務取締役)</p> <p>取締役 須藤庄一郎 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 御園生勇郎 (現仙台銀行常務取締役)</p> <p>取締役 佐川 章 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 田中 達彦 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 芳賀 隆之 (現仙台銀行取締役)</p> <p>取締役 坂本 行由 (現きらやか銀行取締役)</p> <p>取締役(社外) 熊谷 満 (現仙台銀行取締役)</p> <p>監査役 長谷部俊一 (現仙台銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 笹島富二雄 (現きらやか銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 菅野 國夫 (現仙台銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 伊藤 吉明 (現きらやか銀行監査役)</p> <p>(注1) 取締役熊谷 満は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。</p> <p>(注2) 監査役笹島 富二雄、菅野 國夫及び伊藤 吉明は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。</p>
⑤ 資本金	2,000百万円
⑥ 資本準備金	500百万円
⑦ 決算期	3月31日

第164期末（平成24年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	27,563	預 金	1,165,419
コールローン及び買入手形	12,200	譲 渡 性 預 金	8,220
商 品 有 価 証 券	227	コールマネー及び売渡手形	10,000
有 価 証 券	282,059	借 用 金	9,640
貸 出 金	927,780	外 国 為 替	15
外 国 為 替	533	社 債	5,800
そ の 他 資 産	7,182	そ の 他 負 債	5,808
有 形 固 定 資 産	16,708	退 職 給 付 引 当 金	3,603
建 物	5,145	利 息 返 還 損 失 引 当 金	4
土 地	10,830	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	263
リ ー ス 資 産	29	繰 延 税 金 負 債	77
建 設 仮 勘 定	12	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,287
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	691	支 払 承 諾	6,979
無 形 固 定 資 産	835	負債の部合計	1,218,118
ソ フ ト ウ ェ ア	667	（純 資 産 の 部）	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	168	資 本 金	17,700
繰 延 税 金 資 産	5,076	資 本 剰 余 金	22,986
支 払 承 諾 見 返	6,979	利 益 剰 余 金	7,602
貸 倒 引 当 金	△ 16,652	自 己 株 式	△ 1
		株 主 資 本 合 計	48,286
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 75
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,977
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	3,901
		少 数 株 主 持 分	186
		純資産の部合計	52,375
資産の部合計	1,270,494	負債及び純資産の部合計	1,270,494

第164期

〔平成23年 4月 1日から
平成24年 3月 31日まで〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		25,881
資 金 運 用 収 益	21,805	
貸 出 金 利 息	18,634	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,110	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	27	
預 け 金 利 息	3	
そ の 他 の 受 入 利 息	28	
役 務 取 引 等 収 益	3,315	
そ の 他 業 務 収 益	384	
そ の 他 経 常 収 益	375	
償 却 債 権 取 立 益	160	
そ の 他 の 経 常 収 益	215	
経 常 費 用		24,110
資 金 調 達 費 用	1,947	
預 金 利 息	1,657	
譲 渡 性 預 金 利 息	16	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	0	
借 用 金 利 息	19	
社 債 利 息	248	
そ の 他 の 支 払 利 息	6	
役 務 取 引 等 費 用	1,563	
そ の 他 業 務 費 用	1,206	
営 業 経 費	17,182	
そ の 他 経 常 費 用	2,210	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	538	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,672	
経 常 利 益		1,770
特 別 利 益		160
固 定 資 産 処 分 益	7	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	153	
特 別 損 失		323
固 定 資 産 処 分 損	37	
減 損 損 失	286	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,606
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	67	
法 人 税 等 調 整 額	△ 41	
法 人 税 等 合 計		26
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,580
少 数 株 主 利 益		0
当 期 純 利 益		1,579

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

- ・きらやかカード株式会社
- ・きらやかキャピタル株式会社
- ・きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社
- ・山形ビジネスサービス株式会社

なお、前連結会計年度において非連結の子会社でありましたきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社は、重要性が増したことにより当連結会計年度末に連結の範囲に含めております。

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 2社

会社名

- ・株式会社東北バンキングシステムズ
- ・株式会社富士通山形インフォテック

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（3月末日）と一致しております。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価

証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年 ~ 50年

その他 3年 ~ 6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,215百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、連結される子会社及び子法人等の一部において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理又は発生連結会計年度において全額費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（3,546百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

クレジットカード業を営む連結される子会社において、債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求に備えるため、利息返還損失引当金を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 受取保証料(役務取引等収益)の計上基準

クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料(役務取引等収益)については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額(契約に基づく金額)を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業に

おける外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

(役員退職慰労引当金)

当行は、平成23年5月13日開催の取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議し、平成23年6月28日開催の第163期定時株主総会において役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。また、連結される子会社及び子法人等は、各社の取締役会及び株主総会において同様の決議をいたしました。これにより、当連結会計年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給未払分131百万円については「その他負債」に含めて計上しております。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.44%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.75%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.38%となります。この税率変更により、繰延税金資産が483百万円、繰延税金負債が10百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が10百万円、法人税等調整額が483百万円それぞれ増加しております。再評価に係る繰延税金負債は327百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は47百万円減少し、法人税等調整額は47百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く) 86百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,878百万円、延滞債権額は43,732百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,091百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,702百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,656百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	31,823	百万円
その他	5	百万円

担保資産に対応する債務

預金	587	百万円
コールマネー及び売渡手形	10,000	百万円
借入金	9,340	百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券15,151百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は572百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、87,565百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが66,982百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額を

することができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,216百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 18,320百万円
 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,748百万円
 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金300百万円が含まれております。
 13. 社債には、劣後特約付社債 5,800百万円が含まれております。
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は9,205百万円であります。
 15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 65百万円
 16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び車輛については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得原価相当額	有形固定資産	1,642	百万円
	無形固定資産	695	百万円
	合 計	2,338	百万円
2. 減価償却累計額相当額	有形固定資産	1,433	百万円
	無形固定資産	616	百万円
	合 計	2,049	百万円
3. 期末残高相当額	有形固定資産	209	百万円
	無形固定資産	78	百万円
	合 計	288	百万円
4. 未経過リース料期末残高相当額	1年内	286	百万円
	1年超	35	百万円
	合 計	322	百万円
5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
	支払リース料	478	百万円
	減価償却費相当額	421	百万円
	支払利息相当額	24	百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 14,015 百万円
年金資産（時価）	7,161
<hr/>	
未積立退職給付債務	△ 6,854
会計基準変更時差異の未処理額	1,062
未認識数理計算上の差異	4,740
未認識過去勤務債務（債務の減額）	3
<hr/>	
連結貸借対照表計上額の純額	△ 1,048
前払年金費用	2,555
退職給付引当金	△ 3,603

連結損益計算書に関する注記

- 「その他の経常費用」には、貸出金償却 518 百万円及び株式等償却 219 百万円を含んでおります。
- 特別利益に計上した貸倒引当金戻入益は、東日本大震災の影響による貸倒引当金の戻入益であります。
- 当連結会計年度において、当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止又は中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失 (単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	265
遊休	建物	山形県	1
遊休	その他	山形県	0
遊休	その他	新潟県	1
遊休	建物	東京都	16
遊休	その他	東京都	0
合計			286

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属するグループ、エリアに属さないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	129,714	—	—	129,714	
第Ⅲ種優先株式	100,000	—	—	100,000	
合 計	229,714	—	—	229,714	
自己株式					
普通株式	16	0	—	16	注
合 計	16	0	—	16	

注 単元未満株式の買取請求による増加 0千株
 単元未満株式の買増(売渡)請求による減少 一千株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	194百万円	1.50円	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日
	第Ⅲ種優先株式	173百万円	1.73円	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日
平成23年11月9日 取締役会	普通株式	194百万円	1.50円	平成23年 9月30日	平成23年 12月9日
	第Ⅲ種優先株式	162百万円	1.62円	平成23年 9月30日	平成23年 12月9日
合 計		724百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	194百万円	利益剰余金	1.50円	平成24年 3月31日	平成24年 6月27日
第Ⅲ種優先株式	162百万円	利益剰余金	1.62円	平成24年 3月31日	平成24年 6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、当行という）は、銀行業務としてローン事業、有価証券での資金の運用及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、主に預金によって資金調達を行っております。

当行では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

また、将来の為替・金利の変動によるリスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。

当行の一部の連結子会社では、クレジットカード業務、又は、ベンチャーキャピタル業務を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、その他保有目的で保有しているほか、一部の子会社ではベンチャーキャピタル業務として保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

また、外貨建金融商品から生じる為替変動リスクをヘッジするために、通貨関連取引（為替予約等）を行っております。外貨建金銭債権・債務の為替変動リスクを減殺するために行っている先物為替取引は、時価評価をしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行が、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者の信用度に応じて信用格付を付与し分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に利用しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価格が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被

るリスクをいいます。

当行において、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及びリスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

リスク管理部は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、リスク管理部は、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクをいいます。

当行は、日々の資金の運用、調達の状況の適切な管理を行い安定的な資金繰りを達成するとともに、状況に応じた流動性準備や資金調達手段の方法を定めるなど、流動性の確保に十分配慮した運営を行っております。

(4) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、有価証券及び預金・貸出金の市場リスク量(VaR)の算定にあたっては、分散・共分散法(保有期間40日(政策投資株式は240日)、信頼区間99%、観測期間5年間)を採用しております。

平成24年3月31日現在で当行の市場リスク量(VaR)は、全体で9,723百万円となっております。なお、当行では、有価証券について、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、平成23年度に実施したバックテストの結果、実際の損失がVaRを超えた回数はなく、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照 表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	27,563	27,563	—
(2) コールローン及び買入手形	12,200	12,200	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,965	5,004	38
その他有価証券	275,872	275,872	—
(4) 貸出金	927,780		
貸倒引当金（※1）	△15,628		
	912,152	918,082	5,929
資産計	1,232,753	1,238,722	5,968
(1) 預金	1,165,419	1,166,044	625
(2) 譲渡性預金	8,220	8,221	1
(3) コールマネー及び売渡手形	10,000	10,000	—
(4) 借入金	9,640	9,637	△2
(5) 社債	5,800	5,749	△50
負債計	1,199,079	1,199,653	574
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※3） 「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目として記載を省略している科目は以下のとおりです。

資産の部に計上されている科目で記載を省略した科目

「商品有価証券」、「外国為替」及び「支払承諾見返」

負債の部に計上されている科目で記載を省略した科目

「外国為替」及び「支払承諾」

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1週間以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,072百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は1,072百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティを価格決定変数とし、将来のキャッシュ・フローを想定し、算定した現在価値であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1週間以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当

該帳簿価額を時価としております。

また、劣後特約付借入金の時価は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を基礎に時価を算定しております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を基礎に時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約等）であります。これらの時価は、取引所取引については、東京証券取引所、東京金融取引所等における最終の価格、店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1) (※2)	1,125
② 非公募転換社債 (※3)	10
合 計	1,136

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について21百万円減損処理を行っております。

(※3) 非公募転換社債については、市場価格がなく、転換権を行使した場合の非上場株式の時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	4,025	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	12,200	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	999	1,985	1,980	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	10,084	22,241	64,900	47,145	105,217	3,984
貸出金	254,951	156,696	110,138	78,710	101,753	225,530
合 計	282,260	180,922	177,019	125,855	206,970	229,515

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (※)	1,015,150	124,100	26,168	—	—	—
譲渡性預金	8,020	200	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	10,000	—	—	—	—	—
借入金	9,340	—	—	—	300	—
社債	—	—	—	—	5,800	—
合計	1,042,510	124,300	26,168	—	6,100	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成24年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成24年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,965	4,085	120
	その他	—	—	—
	小計	3,965	4,085	120
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,000	918	△ 81
	小計	1,000	918	△ 81
合計		4,965	5,004	38

3. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表	株式	2,054	1,011	1,042

計上額が取得原価を超えるもの	債券	191,450	189,641	1,808
	国債	89,311	88,288	1,023
	地方債	23,992	23,791	200
	社債	78,146	77,561	584
	その他	29,785	29,367	417
	小計	223,289	220,020	3,269
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,381	4,314	△ 932
	債券	22,599	22,769	△ 170
	国債	—	—	—
	地方債	2,956	2,961	△ 5
	社債	19,642	19,808	△ 165
	その他	26,601	28,705	△ 2,103
	小計	52,582	55,789	△ 3,207
合計	275,872	275,810	62	

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	527	0	249
債券	181,965	338	727
国債	136,239	212	668
地方債	3,607	0	6
社債	42,118	124	51
その他	9,403	16	458
合計	191,895	355	1,434

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、198百万円（うち株式198百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

金銭の信託に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	246円93銭
1株当たりの当期純利益金額	9円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	4円14銭

重要な後発事象に関する注記

当行と株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といい、当行と仙台銀行を総称して、以下「両行」といいます。）は、平成22年10月26日に両行間で締結した「経営統合の検討開始に関する基本合意書」に基づき、平成24年4月26日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成24年10月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社じもとホールディングス」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合合意書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

1. 本株式移転の目的及び経緯

両行は、当初、平成23年10月を目処とした共同持株会社の設立による経営統合を発表し、経営統合委員会を発足してその準備を進めておりました。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したため、両行は、地域経済の復興に向けた支援を最優先する見地から、経営統合日を延期することといたしました。その後、同年5月18日には前記経営統合委員会における検討・準備を再開し、震災復興支援に関する両行間での連携等のほか、経営統合に向けた準備を進めてまいりました。また、この間、仙台銀行は、復興支援に本格的に取り組んでいくための堅確な財務基盤を構築するべく、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成23年9月30日に第I種優先株式を発行し、自己資本の増強を実施いたしました。

以上のように、両行は、被災地にその経営基盤を有する金融機関の責務として、経営統合を一旦延期のうえ震災復興・地域振興のための取り組み・基盤強化を優先して進めてまいりましたが、復興支援態勢をさらに強化するために、早期に経営統合を完了して新金融グループの総合力を発揮していくことが重要であると判断いたしました。そして、平成24年10月1日を共同持株会社設立日として、両行間での経営統合に係る協議を進めることを決定しておりましたが、平成24年4月26日に、両行は「経営統合合意書」を締結し、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

この経営統合により、両行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものといたします。

2. 本株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

(1) 本株式移転の方法

両行の株主がそれぞれ保有する株式を、平成24年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、両行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定です。但し、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。

(2) 株式移転に係る割当ての内容

会社名	当行	仙台銀行
株式移転比率	1	6.5

(注1) 株式の割当比率

1. 当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。
2. 仙台銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式6.5株を割当交付いたします。
3. 当行の第Ⅲ種優先株式1株に対して、共同持株会社のA種優先株式1株を割当交付いたします。
4. 仙台銀行の第Ⅰ種優先株式1株に対して、共同持株会社のB種優先株式6.5株を割当交付いたします。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両行協議のうえ、変更することがあります。

なお、本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式：178,877,671株

上記数値は、当行の普通株式の発行済株式総数129,714,282株(平成24年3月末時点)、及び仙台銀行の普通株式の発行済株式総数7,591,100株(平成24年3月末時点)に基づいて算出しております。但し、両行は、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)までにそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成24年3月末時点で当行が保有する自己株式(16,521株)、平成24年3月末時点で仙台銀行が保有する自己株式(24,960株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、当行又は仙台銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成24年3月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

A種優先株式 100,000,000株

上記数値は、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式の発行済株式総数100,000,000株(平成24年3月末時点)に基づいて算出しております。

B種優先株式 130,000,000株

上記数値は、仙台銀行第Ⅰ種優先株式の発行済株式総数20,000,000株(平成24年3月末時点)に基づいて算出しております。

(注3) 共同持株会社の単元株式数

共同持株会社は、以下の株式数を1単元とする単元株制度の採用を予定しております。

普通株式：100株

A種優先株式：100株

B種優先株式：100株

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

3. 本株式移転の日程

平成24年3月31日	定時株主総会及び種類株主総会に係る基準日(両行)
平成24年4月26日	経営統合合意書及び株式移転計画書承認取締役会(両行)
平成24年4月26日	経営統合合意書締結及び株式移転計画書作成(両行)
平成24年6月26日(予定)	株式移転計画承認定時株主総会及び種類株主総会(両行)
平成24年9月26日(予定)	東京証券取引所上場廃止日(当行)
平成24年10月1日(予定)	共同持株会社設立登記日(本株式移転効力発生日)
平成24年10月1日(予定)	共同持株会社株式上場日

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行協議のうえ、日程を変更する場合があります。

4. 本株式移転の当事会社の概要

(平成23年12月31日時点)

① 商号	株式会社 仙台銀行	
② 事業内容	普通銀行業務	
③ 設立年月日	昭和26年5月25日	
④ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	
⑤ 代表者	取締役頭取 三井 精一	
⑥ 資本金	22,485百万円	
⑦ 発行済株式数	普通株式	7,591,100株
	第I種優先株式	20,000,000株
⑧ 預金残高(単体) (譲渡性預金含む)	880,502百万円	
⑨ 貸出金残高(単体)	498,873百万円	
⑩ 決算期	3月31日	
⑪ 業績概要	(単位:百万円)	
	決算期	23/3期
	純資産(連結)	12,137
	総資産(連結)	795,908
	経常収益(連結)	15,721
	経常利益(連結)	△1,408
	当期純利益(連結)	△6,739

5. 本株式移転により新たに設立する会社の状況

① 商 号	株式会社 じもとホールディングス (英文表示: Jimoto Holdings, Inc.)
② 事 業 内 容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営 管理及びこれに付帯又は関連する業務
③ 本 店 所 在 地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
④ 代 表 者 及 び 役 員 の 就 任 予 定	<p>代表取締役会長 三井 精一 (現仙台銀行頭取)</p> <p>代表取締役社長 栗野 学 (現きらやか銀行頭取)</p> <p>取締役 馬場 豊 (現仙台銀行専務取締役)</p> <p>取締役 東海林賢市 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 鈴木 隆 (現仙台銀行常務取締役)</p> <p>取締役 須藤庄一郎 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 御園生勇郎 (現仙台銀行常務取締役)</p> <p>取締役 佐川 章 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 田中 達彦 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 芳賀 隆之 (現仙台銀行取締役)</p> <p>取締役 坂本 行由 (現きらやか銀行取締役)</p> <p>取締役(社外) 熊谷 満 (現仙台銀行取締役)</p> <p>監査役 長谷部俊一 (現仙台銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 笹島富二雄 (現きらやか銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 菅野 國夫 (現仙台銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 伊藤 吉明 (現きらやか銀行監査役)</p> <p>(注1) 取締役熊谷 満は会社法第2条第15号に定める社外取締 役です。</p> <p>(注2) 監査役笹島 富二雄、菅野 國夫及び伊藤 吉明は会社法 第2条第16号に定める社外監査役です。</p>
⑤ 資 本 金	2,000 百万円
⑥ 資 本 準 備 金	500 百万円
⑦ 決 算 期	3月31日

カード区分	計表番号	勘定区分	業態	銀行番号	(増)減	時 期			カード枚数
						年	月	区分	
1	2 4	5	6	7 10	11 14	15	19	20 22	
0	380	1	0	0508	0000	24	03	6 002	

自己資本比率の状況

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

標準的手法

(単位：百万円)

項 目	前 期 末	コード	当 期 末	項 目	前 期 末	コード		当 期 末
						23	25	
資 本 金	17,700		17,700	短 期 劣 後 債 務	-			-
非累積的永久優先株	-		-	準補完的項目不算入額	-			-
新株式申込証拠金	-		-	準補完的項目(C)	-			-
資 本 準 備 金	15,641		15,641	自己資本総額(A+B+C)(D)	58,850			58,989
そ の 他 資 本 剰 余 金	8,536		8,536	他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額	-			-
利 益 準 備 金	162		307	負債性資本調達手段及びこ れに準ずるもの	-			-
そ の 他 利 益 剰 余 金	5,254		6,075		-			-
そ の 他	-		-	期限付劣後債務及び期限付 優先株並びにこれらに準ず るもの	-			-
自 己 株 式	△ 1		△ 1		-			-
自己株式申込証拠金	-		-	短期劣後債務及びこれに準 ずるもの	-			-
社 外 流 出 予 定 額	△ 367		△ 356		-			-
その他有価証券の評価差損	-		-	非同時決済取引に係る控除額 及び信用リスク削減手法とし て用いる保証又はクレジット ・デリバティブの免責額に 係る控除額	-			-
新 株 予 約 権	-		-	内部格付手法採用行におい て、期待損失額が適格引当金 を上回る額の50%相当額	-			-
営 業 権 相 当 額	-		-	PD/LGD方式の適用対象となる 株式等エクスポージャーの期 待損失額	-			-
の れ ん 相 当 額	-		-	基本的項目からの控除分を除 く、自己資本控除とされる証 券化エクスポージャー及び信 用補完機能を持つI/0スト リップス	-			-
企業結合により計上される無 形固定資産相当額	-		-		-			-
証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額	-		-	控 除 項 目 不 算 入 額	-			-
内部格付手法採用行におい て、期待損失額が適格引当金 を上回る額の50%相当額	-		-	控 除 項 目 計 (E)	-			-
繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	-		-					
繰延税金資産の控除金額	-		-					
基 本 的 項 目 (A)	46,926		47,903					
償還を行う蓋然性を有する 株式等	-		-					
海外特別目的会社の発行す る優先出資証券	-		-					
土地の再評価額と再評価の直 前の帳簿価額の差額の45%相 当額	2,934		2,819					

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

				信用リスク・アセット算出手法		標準的手法	
(単位：百万円)							
項 目	前 期 末	コード	当 期 末	項 目	前 期 末	コード	当 期 末
						23 25 26	28
一 般 貸 倒 引 当 金	2,889		2,167				
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-		-	自 己 資 本 額 (D-E) (F)	58,850	0 1 0	58,989
				資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	583,827		601,276
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	6,100		6,100	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	7,950		6,843
負 債 性 資 本 調 達 手 段	-		-	マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	-		-
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 株	6,100		6,100	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	39,802		39,419
				信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	-		-
				オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 調 整 額	-		-
				リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (G)	631,580	0 2 0	647,539
補 完 的 項 目 不 算 入 額	-		-	T i e r 1 比 率 (A/G)	7.42%		7.39%
補 完 的 項 目 (B)	11,924		11,086	自 己 資 本 比 率 (F/G)	9.31%		9.10%

カード区分	計表番号	勘定区分	業 態	銀行番号	種別(通)	時 期			カード枚数	
1	2 4	5	6	7	10	11	14	15	19	20 22
0	652	1	0	05	08	0000	24	03	6	002

連結自己資本比率の状況
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	標準的手法
----------------	-------

(単位：百万円)

項 目	前 期 末	コード	当 期 末	項 目	前 期 末	コード	当 期 末
						23 25 26	38
資 本 金	17,700		17,700	短 期 劣 後 債 務	-		-
非累積的永久優先株	-		-	準補完的項目不算入額	-		-
新株式申込証拠金	-		-	準補完的項目(C)	-		-
資 本 剰 余 金	22,986		22,986	自己資本総額(A+B+C) (D)	59,295		59,373
利 益 剰 余 金	6,594		7,602				
自 己 株 式	△ 1		△ 1	他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額	-		-
自己株式申込証拠金	-		-				
社 外 流 出 予 定 額	△ 367		△ 356	負債性資本調達手段及びこ れに準ずるもの	-		-
その他有価証券の評価差損	-		-				
為 替 換 算 調 整 勘 定	-		-	期限付劣後債務及び期限付 優先株並びにこれらに準ず るもの	-		-
新 株 予 約 権	-		-				
連結子法人等の少数株主持分	141		126	短期劣後債務及びこれに準 ずるもの	-		-
うち海外特別目的会社の発 行する優先出資証券	-		-				
営 業 権 相 当 額	-		-	連結の範囲に含まれない金融 子会社及び金融業務を営む子 法人等、保険子法人等、金融 業務を営む関連法人等の資本 調達手段	-		-
の れ ん 相 当 額	-		-				
企業結合等により計上される 無形固定資産相当額	-		-				
証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額	-		-	非同時決済取引に係る控除額 及び信用リスク削減手法とし て用いる保証又はクレジット ・デリバティブの免責額に 係る控除額	-		-
内部格付手法採用行におい て、期待損失額が適格引当金 を上回る額の50%相当額	-		-				
繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	-		-	内部格付手法採用行におい て、期待損失額が適格引当金 を上回る額の50%相当額	-		-
繰延税金資産の控除金額	-		-				
基 本 的 項 目 (A)	47,053		48,057	PD/LGD方式の適用対象となる 株式等エクスポージャーの期 待損失額	-		-
償還を行う蓋然性を有する 株式等	-		-				
土地の再評価額と再評価の直 前の帳簿価額の差額の45%相 当額	2,934		2,819	基本的項目からの控除分を除 く、自己資本控除とされる証 券化エクスポージャー及び信 用補完機能を持つI /0スト リップス	-		-
一 般 貸 倒 引 当 金	3,207		2,397				

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	標準的手法
----------------	-------

(単位：百万円)

項 目	前 期 末	コード	当 期 末	項 目	前 期 末	コード		当 期 末	
						23	25		26
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-		-	控 除 項 目 不 算 入 額	-			-	
				控 除 項 目 (E)	-			-	
負債性資本調達手段等	6,100		6,100	自 己 資 本 額 (D-E) (F)	59,295	0	1	0	59,373
負債性資本調達手段	-		-						
期限付劣後債務及び期限付優先株	6,100		6,100	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	584,976				602,218
				オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	7,950				6,843
				マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	-				-
				オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	41,022				40,580
				信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	-				-
				オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 調 整 額	-				-
				リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (G)	633,949	0	2	0	649,642
補完的項目不算入額	-		-	T i e r 1 比 率 (A/G)	7.42%			7.39%	
補完的項目(B)	12,242		11,316	自 己 資 本 比 率 (F/G)	9.35%			9.13%	

第164期

〔 平成 23年 4月 1日から
平成 24年 3月 31日まで 〕

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	17,700
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	17,700
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	15,641
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	15,641
その他資本剰余金	
当期首残高	8,536
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	8,536
資本剰余金合計	
当期首残高	24,178
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	24,178
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	162
当期変動額	
利益準備金の積立	144
当期変動額合計	144
当期末残高	307
その他利益剰余金	
退職給与積立金	
当期首残高	-
当期変動額	-
当期末残高	-
繰越利益剰余金	
当期首残高	5,254
当期変動額	
利益準備金の積立	△ 144
剰余金の配当	△ 724
当期純利益	1,536
土地再評価差額金取崩額	153
当期変動額合計	820
当期末残高	6,075
利益剰余金合計	
当期首残高	5,417
当期変動額	
利益準備金の積立	-
剰余金の配当	△ 724
当期純利益	1,536
土地再評価差額金取崩額	153
当期変動額合計	965
当期末残高	6,382

(単位：百万円)

科 目	金 額
自己株式	
当期首残高	△ 1
当期変動額	
自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	△ 1
株主資本合計	
当期首残高	47,294
当期変動額	
剰余金の配当	△ 724
当期純利益	1,536
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金取崩額	153
当期変動額合計	965
当期末残高	48,259
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△ 493
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	344
当期変動額合計	344
当期末残高	△ 149
土地再評価差額金	
当期首残高	3,803
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	173
当期変動額合計	173
当期末残高	3,977
評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,310
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	518
当期変動額合計	518
当期末残高	3,828
純資産合計	
当期首残高	50,604
当期変動額	
剰余金の配当	△ 724
当期純利益	1,536
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金取崩額	153
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	518
当期変動額合計	1,483
当期末残高	52,087

第164期

平成 23年 4月 1日から
平成 24年 3月 31日まで

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	17,700
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	17,700
資本剰余金	
当期首残高	22,986
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	22,986
利益剰余金	
当期首残高	6,594
当期変動額	
剰余金の配当	△ 724
当期純利益	1,579
連結範囲の変動	△ 1
土地再評価差額金の取崩	153
当期変動額合計	1,007
当期末残高	7,602
自己株式	
当期首残高	△ 1
当期変動額	
自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	△ 1
株主資本合計	
当期首残高	47,279
当期変動額	
剰余金の配当	△ 724
当期純利益	1,579
自己株式の取得	△ 0
連結範囲の変動	△ 1
土地再評価差額金の取崩	153
当期変動額合計	1,007
当期末残高	48,286
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△ 473
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	398
当期変動額合計	398
当期末残高	△ 75
土地再評価差額金	
当期首残高	3,803
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	173
当期変動額合計	173
当期末残高	3,977
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,329
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	572
当期変動額合計	572
当期末残高	3,901

(単位：百万円)

科 目	金 額
少数株主持分	
当期首残高	141
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	45
当期変動額合計	45
当期末残高	186
純資産合計	
当期首残高	50,750
当期変動額	
剰余金の配当	△ 724
当期純利益	1,579
自己株式の取得	△ 0
連結範囲の変動	△ 1
土地再評価差額金の取崩	153
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	617
当期変動額合計	1,625
当期末残高	52,375

総勘定元帳

24年7月31日

〔 999 全店合計

(単位:円)

資産	出金金額	入金金額	残高	月中平残	負債・純資産	出金金額	入金金額	残高	月中平残
現金・預け金	433591558952	434187621024	24621339591	24784316458	預金	73358977911	71341084473	1219607447420	1214874553535
現金	398927435934	398845797190	19705964569	19171175860	当座預金	18256311343	14231474778	22620241454	22084567795
通貨	4545247743	5717419409	18098367364	18837766521	普通預金	41680869616	34804646545	384441278611	388836909954
小切手・手形	1631239807	377429397	1607597205	333409339	貯蓄預金	5796000	4266833	2089580660	2109055592
地金銀外国通貨	2091253	2137569	46692660	47114537	通知預金	32712626	220888292	4310236412	5077030530
預け金	34662031765	35339686265	4868682362	5566026061	定期預金	3144250884	3480249837	782814258649	781199521262
日銀当座預け金	31111153965	31527660397	3044448458	2934789179	定期積金	202470000	121012000	11032209300	11183008598
譲渡性預け金					別段預金	9972676570	18451773795	11752646256	3823620129
その他預け金	3550877800	3812025868	1824233904	2631236882	納税準備預金	49537300	15829233	258018255	269327607
コーポ・ローン	19200000000	24000000000	19200000000	30600000000	非居住者円預金			26676	26676
買現先勘定					外貨預金	14353572	10943160	288951147	291485392
買入手形					譲渡性預金			10220000000	10632903225
買入金銭債権					コーポ・マネー				
コマーシャルペーパー					売現先勘定				
その他買入金銭債権					債券貸借取引受入担保金				
商品有価証券			228761380	229703316	売渡手形				
金銭の信託					借入金			6300000000	10254838710
有価証券		350000	358038894207	345301888738	外国為替	17754061	29045090	12842614	4785327
国債			122343380532	115911958641	社債			5800000000	5800000000
地方債			34988119891	33712067568	本支店勘定	94608488522	91613614062	505356954157	
株式			130737444765	125701137604	特別本支店勘定振替				
外国証券			12124199332	12126261106	その他負債	36631742373	32407543393	6767648768	
その他の証券		350000	38254012586	38257662909	未決済為替借				
貸出金	14648033094	15496735851	881782396951	881459890324	未払法人税等				
割引手形	491032783	1406211116	8736286340	8862574489	未払費用				
貸付金	14157000311	14090524735	873046110611	872597315835	前受収益			175626488	
手形貸付	2869685728	3603524725	37841190618	37411496002	従業員預り金	30000		17705363	
証書貸付	2878440919	1488497354	776501996594	776642266765	給付補てん備金	228361	996741		
当座貸越	8408873664	8998502656	58702923399	58543553068	代理店借	354672	354672	26442102	
外国為替	3993000	13005681	490930761	514594483	未払配当金			3800	
本支店勘定	85281488372	88276362832	505356954157		未払送金為替				
特別本支店勘定振替					預金利子税等預り金	8	653384	60250094	
その他資産	40146555779	39966695426	9512516345		金融派生商品				
未決済為替借					仮受金	32687204259	32373628180	532680217	
前払費用					その他の負債	3943925073	31910416	5954940704	
未収収益					リース債務				
先物取引差入証拠金					賞与引当金				
先物取引差金勘定					役員賞与引当金			3173112697	
金融派生商品					退職給付引当金				
仮払金	40146391779	39839551015	5764789868		役員退職慰労引当金			263701564	
その他の資産	164000	127144411	3747726477		睡眠預金払戻損失引当金				
有形固定資産			17012258169		繰延税金負債				
建物			5167312945		再評価繰延税金負債			2287481154	
土地			10882756620		支払承諾	104266899	136248026	6657319786	
リース資産					純資産			51880226631	
建設仮勘定			73201533		資本金			17700000000	
その他の有形固定資産			888987071		新株式申込証拠金			24178152280	
無形固定資産	339850		832396015		資本剰余金			6026208920	
貸倒引当金			-7138330923		利益剰余金			3977212410	
投資損失引当金					土地再評価差額金				
繰延税金資産			4769169297		有価証券評価差額金				
支払承諾返	136248026	104266899	6657319786		繰延ヘッジ損益			-1346979	
損失	39546328	585400			自己株式				
資産合計	593047763401	602045623113	1821364605736		利益	4239957	200074967	3037870945	
					負債・純資産合計	204725469723	195727610011	1821364605736	

	個人預金	法人預金	公金預金	金融預金	流動性預金	定期性預金	(実質預金)	一般貸出	公共貸出	消費者ローン
残高	918666163703	230964427184	62057148499	7919708034	425472001648	793846467949	1217999850215	530201360022	80205447410	271375589519
月中平残	919208376424	227543879399	62875730113	5246567599	422200511607	792382529860	1214541144196	530052826445	80217640959	271189422920

四 半 期 報 告 書

(第165期第1四半期)

株式会社きらやか銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【役員の状況】	19
第4 【経理の状況】	20
1 【四半期連結財務諸表】	21
2 【その他】	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	32

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月13日
【四半期会計期間】	第165期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社きらやか銀行
【英訳名】	Kirayaka Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 栗野 学
【本店の所在の場所】	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
【電話番号】	023（631）0001（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 青木 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階 株式会社きらやか銀行 東京支店
【電話番号】	03（3365）1131（代表）
【事務連絡者氏名】	東京支店長 鈴木 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社きらやか銀行 東京支店 （東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成23年度第1四半期 連結累計期間	平成24年度第1四半期 連結累計期間	平成23年度
		(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
経常収益	百万円	6,161	6,318	25,881
経常利益	百万円	560	612	1,770
四半期純利益	百万円	782	574	—
当期純利益	百万円	—	—	1,579
四半期包括利益	百万円	885	△662	—
包括利益	百万円	—	—	2,350
純資産額	百万円	51,268	52,357	52,375
総資産額	百万円	1,261,329	1,323,392	1,270,494
1株当たり四半期純利益 金額	円	5.41	3.81	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	9.68
潜在株式調整後1株当 り四半期純利益金額	円	1.92	1.70	—
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額	円	—	—	4.14
自己資本比率	%	4.05	3.86	4.10

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに発生したリスクはありません。

2 【経営上の重要な契約等】

株式移転による経営統合合意について

当行と株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といい、当行と仙台銀行を総称して、以下「両行」といいます。）は、平成22年10月26日に両行間で締結した「経営統合の検討開始に関する基本合意書」に基づき、平成24年4月26日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成24年10月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社じもとホールディングス」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合合意書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

1. 株式移転の目的及び経緯

両行は、当初、平成23年10月を目処とした共同持株会社の設立による経営統合を発表し、経営統合委員会を発足してその準備を進めておりました。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したため、両行は、地域経済の復興に向けた支援を最優先する見地から、経営統合日を延期することといたしました。その後、同年5月18日には前記経営統合委員会における検討・準備を再開し、震災復興支援に関する両行間での連携等のほか、経営統合に向けた準備を進めてまいりました。また、この間、仙台銀行は、復興支援に本格的に取り組んでいくための堅確な財務基盤を構築するべく、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成23年9月30日に第I種優先株式を発行し、自己資本の増強を実施いたしました。

以上のように、両行は、被災地にその経営基盤を有する金融機関の責務として、経営統合を一旦延期のうえ震災復興・地域振興のための取り組み・基盤強化を優先して進めてまいりましたが、復興支援態勢をさらに強化するために、早期に経営統合を完了して新金融グループの総合力を発揮していくことが重要であると判断いたしました。そして、平成24年10月1日を共同持株会社設立日として、両行間での経営統合に係る協議を進めることを決定しておりましたが、平成24年4月26日に、両行は「経営統合合意書」を締結し、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

この経営統合により、両行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものといたします。

2. 移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

(1) 本株式移転の方法

両行の株主がそれぞれ保有する株式を、平成24年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、両行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定です。但し、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。

(2) 株式移転に係る割当ての内容

会社名	当行	仙台銀行
株式移転比率	1	6.5

(注1) 株式の割当比率

1. 当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。
2. 仙台銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式6.5株を割当交付いたします。
3. 当行の第Ⅲ種優先株式1株に対して、共同持株会社のA種優先株式1株を割当交付いたします。
4. 仙台銀行の第Ⅰ種優先株式1株に対して、共同持株会社のB種優先株式6.5株を割当交付いたします。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両行協議のうえ、変更することがあります。

なお、本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：178,877,671株

上記数値は、当行の普通株式の発行済株式総数129,714,282株（平成24年3月末時点）、及び仙台銀行の普通株式の発行済株式総数7,591,100株（平成24年3月末時点）に基づいて算出しております。但し、両行は、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までにそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成24年3月末時点で当行が保有する自己株式(16,521株)、平成24年3月末時点で仙台銀行が保有する自己株式(24,960株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、当行又は仙台銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成24年3月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

A種優先株式 100,000,000株

上記数値は、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式の発行済株式総数100,000,000株（平成24年3月末時点）に基づいて算出しております。

B種優先株式 130,000,000株

上記数値は、仙台銀行第Ⅰ種優先株式の発行済株式総数20,000,000株（平成24年3月末時点）に基づいて算出しております。

(注3) 共同持株会社の単元株式数

共同持株会社は、以下の株式数を1単元とする単元株制度の採用を予定しております。

普通株式：100株

A種優先株式：100株

B種優先株式：100株

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ること

を請求することが可能です。

3. 株式移転比率の算定根拠等

(1) 普通株式

①算定の基礎

両行は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、きらやか銀行は有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）を、また仙台銀行は株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）を第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、以下の株式移転比率算定書を受領いたしました。

トーマツは、本株式移転の諸条件等を分析したうえで、きらやか銀行普通株式について市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両行について倍率法、貢献度分析、エクイティDCF（Discounted Cash Flow）法及びDDM（Dividend Discount Model）による算定を行いました。なお、市場株価法による算定に際しては、きらやか銀行について、平成24年4月17日を基準日としています。また、ある一定時点での市場株価を採用することは異常な株価の変動を排除できないため、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び震災後延期していた経営統合協議再開の発表（平成24年1月25日）による影響を加味するため当該発表後から基準日までの期間の株価毎の出来高で加重平均した価格（出来高加重平均価格）に基づいています。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、きらやか銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、仙台銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法/倍率法	8.2 ～ 10.2
②	倍率法	6.0 ～ 6.9
③	エクイティDCF法	5.8 ～ 7.0
④	DDM	5.9 ～ 7.1
⑤	貢献度分析	6.5 ～ 7.5

トーマツは、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両行の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、平成24年3月期の財務予測については、両行の経営陣より大きな変動はないことの確認を得ております。トーマツによる株式移転比率の算定は、平成24年4月17日現在までの上記情報等を反映したものであり、株式移転比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。なお、トーマツが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

KPMGは、両行の普通株式価値について、配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）及び類似会社比較法を用いて算定を行いました。加えて、きらやか銀行の普通株式は東京証券取引所市場第二部に上場されており、市場株価が存在していることから、きらやか銀行の普通株式について

は株式市価法による算定も行いました。株式市価法による算定に際しては、算定基準日（平成24年4月17日）の終値、算定基準日以前の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値平均値及び出来高加重平均値、及び、本株式移転公表後の株価に対する影響を考慮する目的から、「仙台銀行ときらやか銀行の経営統合に関するお知らせ」が公表された平成24年1月25日の翌営業日以降算定基準日までの期間の終値平均値及び出来高加重平均値に基づき算定を行いました。

KPMGが各評価手法に基づき算出した株式移転比率は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、きらやか銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、仙台銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	DDM法	6.05 ～ 7.31
②	類似会社比較法/株式市価法	4.47 ～ 4.59
③	類似会社比較法	5.86 ～ 6.56

KPMGは、上記株式移転比率の算定に際して、両行から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行並びにその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務も含まれます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両行の財務予測については、両行の経営強化計画に基づき、両行の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断のもと合理的に準備・作成されたことを前提としております。また、KPMGが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、株式移転比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

②算定の経緯

上記のとおり、きらやか銀行はトーマツに、仙台銀行はKPMGに、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成24年4月26日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

③算定機関との関係

トーマツ及びKPMGは、いずれも両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(2) 優先株式

両行は、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式及び仙台銀行第Ⅰ種優先株式（両優先株式を総称して、以下「対象優先株式」といいます。）については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮したうえで、共同持株会社にて新たに発行して割当交付する各優先株式の発行要項において、対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を定めることとし、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式1株につき共同持株会社のA種優先株式1株を割当交付し、また、仙台銀行第Ⅰ種優先株式1株につき共同持株会社のB種優先株式6.5株を割当交付することで合意しております。従いまして、第三者機関による算定は行っておりません。

4. 本株式移転により新たに設立する会社の状況

① 商号	株式会社じもとホールディングス
② 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務
③ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
④ 代表者及び役員の 就任予定	<p>代表取締役会長 三井 精一 (現仙台銀行頭取)</p> <p>代表取締役社長 栗野 学 (現きらやか銀行頭取)</p> <p>取締役 馬場 豊 (現仙台銀行専務取締役)</p> <p>取締役 東海林賢市 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 鈴木 隆 (現仙台銀行常務取締役)</p> <p>取締役 須藤庄一郎 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 御園生勇郎 (現仙台銀行常務取締役)</p> <p>取締役 佐川 章 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 田中 達彦 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 芳賀 隆之 (現仙台銀行取締役)</p> <p>取締役 坂本 行由 (現きらやか銀行取締役)</p> <p>取締役(社外) 熊谷 満 (現仙台銀行取締役)</p> <p>監査役 長谷部俊一 (現仙台銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 笹島富二雄 (現きらやか銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 菅野 國夫 (現仙台銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 伊藤 吉明 (現きらやか銀行監査役)</p> <p>(注1) 取締役熊谷 満は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。</p> <p>(注2) 監査役笹島 富二雄、菅野 國夫及び伊藤 吉明は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。</p>
⑤ 資本金	2,000百万円
⑥ 資本準備金	500百万円
⑦ 決算期	3月31日

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、コールローン及び有価証券等の増加により前連結会計年度末比528億98百万円増加の1兆3,233億92百万円となりました。負債は、預金等の増加により前連結会計年度末比529億17百万円増加の1兆2,710億35百万円となりました。また、純資産は、少数株主持分が増加したものの、その他有価証券評価差額金の減少等により、前連結会計年度末比18百万円減少の523億57百万円となりました。

主要な勘定残高につきましては、貸出金は前連結会計年度末比300億88百万円減少の8,976億92百万円となりました。有価証券は前連結会計年度末比398億71百万円増加の3,219億30百万円となりました。総預金(譲渡性預金含む)は前連結会計年度末比560億46百万円増加の1兆2,296億85百万円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、貸出金利回りの低下により貸出金利息が減少しましたが、有価証券利息配当金が増加しました結果、前第1四半期連結累計期間比1億57百万円増加の63億18百万円となりました。

一方、経常費用は、預金金利の低下により預金利息が減少したものの、貸倒引当金繰入額が増加しました結果、前第1四半期連結累計期間比1億5百万円増加の57億5百万円となりました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の経常利益は、前第1四半期連結累計期間比52百万円増加の6億12百万円となりました。

また、四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間において、東日本大震災の影響による貸倒引当金戻入益2億39百万円を計上していたことから、前第1四半期連結累計期間比2億8百万円減少の5億74百万円となりました。

セグメントごとの損益状況につきましては、「銀行業」は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比2億8百万円増加の62億23百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比78百万円増加の6億28百万円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は、前第1四半期連結累計期間比61百万円増加の46億65百万円、役員取引等収支は15百万円減少の3億56百万円、その他業務収支は30百万円増加の△5百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は、前第1四半期連結累計期間比19百万円減少の1億37百万円、役員取引等収支は0百万円減少の1百万円、その他業務収支は16百万円減少の0百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、資金運用収支が前第1四半期連結累計期間比41百万円増加の48億2百万円、役員取引等収支が14百万円減少の3億58百万円、その他業務収支が15百万円増加の△4百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	4,604	156	—	4,761
	当第1四半期連結累計期間	4,665	137	—	4,802
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	5,130	184	27	5,287
	当第1四半期連結累計期間	5,134	156	19	5,271
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	525	27	27	525
	当第1四半期連結累計期間	468	19	19	468
役員取引等収支	前第1四半期連結累計期間	371	1	—	372
	当第1四半期連結累計期間	356	1	—	358
うち役員取引等収益	前第1四半期連結累計期間	799	2	—	802
	当第1四半期連結累計期間	768	2	—	771
うち役員取引等費用	前第1四半期連結累計期間	427	1	—	429
	当第1四半期連結累計期間	412	1	—	413
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	△35	16	—	△19
	当第1四半期連結累計期間	△5	0	—	△4
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	2	16	—	18
	当第1四半期連結累計期間	171	0	—	172
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	38	—	—	38
	当第1四半期連結累計期間	176	—	—	176

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門においては、役務取引等収益は前第1四半期連結累計期間比31百万円減少の7億68百万円となりました。

また、役務取引等費用は前第1四半期連結累計期間比15百万円減少の4億12百万円となりました。

国際業務部門においては、役務取引等収益は前第1四半期連結累計期間比0百万円減少の2百万円となりました。

また、役務取引等費用も前第1四半期連結累計期間比0百万円減少の1百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	799	2	—	802
	当第1四半期連結累計期間	768	2	—	771
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	277	—	—	277
	当第1四半期連結累計期間	262	—	—	262
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	233	2	—	236
	当第1四半期連結累計期間	238	2	—	241
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	4	—	—	4
	当第1四半期連結累計期間	5	—	—	5
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	9	—	—	9
	当第1四半期連結累計期間	7	—	—	7
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	16	—	—	16
	当第1四半期連結累計期間	16	—	—	16
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	35	0	—	35
	当第1四半期連結累計期間	33	0	—	34
うち投信窓販業務	前第1四半期連結累計期間	98	—	—	98
	当第1四半期連結累計期間	65	—	—	65
うち保険窓販業務	前第1四半期連結累計期間	91	—	—	91
	当第1四半期連結累計期間	107	—	—	107
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	427	1	—	429
	当第1四半期連結累計期間	412	1	—	413
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	86	1	—	88
	当第1四半期連結累計期間	87	1	—	89

(注) 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	1,175,474	289	—	1,175,764
	当第1四半期連結会計期間	1,219,280	284	—	1,219,565
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	408,225	—	—	408,225
	当第1四半期連結会計期間	427,820	—	—	427,820
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	759,662	—	—	759,662
	当第1四半期連結会計期間	788,638	—	—	788,638
うちその他	前第1四半期連結会計期間	7,586	289	—	7,876
	当第1四半期連結会計期間	2,821	284	—	3,105
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	3,500	—	—	3,500
	当第1四半期連結会計期間	10,120	—	—	10,120
総合計	前第1四半期連結会計期間	1,178,974	289	—	1,179,264
	当第1四半期連結会計期間	1,229,400	284	—	1,229,685

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については「国際業務部門」に含めております。
 2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門 (除く特別国際金融取引勘定分)	870,085	100.00	897,692	100.00
製造業	92,162	10.59	92,037	10.25
農業、林業	1,824	0.21	2,128	0.24
漁業	46	0.01	17	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1,000	0.11	950	0.10
建設業	65,456	7.52	59,528	6.63
電気・ガス・熱供給・水道業	941	0.11	1,541	0.17
情報通信業	2,007	0.23	3,294	0.37
運輸業、郵便業	14,323	1.65	17,283	1.93
卸売業、小売業	79,729	9.16	77,836	8.67
金融業、保険業	49,699	5.71	66,532	7.41
不動産業、物品賃貸業	131,463	15.11	137,399	15.31
各種サービス業	114,622	13.17	110,060	12.26
地方公共団体	65,556	7.54	79,525	8.86
その他	251,246	28.88	249,549	27.80
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	870,085	—	897,692	—

(注) 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。また、研究開発活動については該当事項はありません。

(3) 主要な設備

① 主要な設備の新設、除却等について、当第1四半期連結累計期間に新たに確定した計画は、次のとおりであります。

新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	仙台長町支店	宮城県 仙台市 太白区	新設	銀行業	店舗	247	1	自己資金	平成24年 6月	平成24年 12月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	500,000,000
第Ⅲ種優先株式	500,000,000
計	500,000,000

(注) 当行の発行可能株式総数は、500,000,000株であり、普通株式および第Ⅲ種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、500,000,000株とする旨定款に規定しております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	129,714,282	同左	東京証券取引所 (市場第二部)	(注) 2, 3
第Ⅲ種優先株式 (注) 1	100,000,000	同左	—	(注) 2, 4, 5, 6, 7, 8
計	229,714,282	同左	—	—

(注) 1. 第Ⅲ種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式数は100株であります。

3. 株主としての権利内容に制限のない当行における標準となる株式であります。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当銀行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数が増減します。

(2) 行使価額修正条項の内容

① 修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正されます。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(3)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、(注) 6. (5) ⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

② 修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

(3) 行使価額等の下限

下限取得価額は55円（ただし、(注) 6. (5) ⑧による調整を受ける）。

(4) 当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第Ⅲ種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

6. 第Ⅲ種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 第Ⅲ種優先配当金

① 第Ⅲ種優先配当金

当銀行は、定款第48条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という。）または第Ⅲ種優先株式の登録株

式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された当銀行の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株につき、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「第Ⅲ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第Ⅲ種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 第Ⅲ種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第Ⅲ種優先配当年率

第Ⅲ種優先配当年率＝初年度第Ⅲ種優先配当金÷第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第Ⅲ種優先配当金」とは、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、第Ⅲ種優先株式の発行決議日を第Ⅲ種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、183/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第Ⅲ種優先配当年率

第Ⅲ種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）+1.15%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第Ⅲ種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第Ⅲ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第Ⅲ種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第Ⅲ種優先配当年率は8%とする。

③ 非累積条項

ある事業年度において第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第Ⅲ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対しては、第Ⅲ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第Ⅲ種優先中間配当金

当銀行は、定款第49条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「第Ⅲ種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当銀行の残余財産を分配するときは、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株につき、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過第Ⅲ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過第Ⅲ種優先配当金相当額

第Ⅲ種優先株式1株当たりの経過第Ⅲ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下

「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第Ⅲ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対して第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第Ⅲ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第Ⅲ種優先株主は、定時株主総会に第Ⅲ種優先配当金の額全部(第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第Ⅲ種優先配当金額全部(第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第Ⅲ種優先配当金の額全部(第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

第Ⅲ種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第Ⅲ種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第Ⅲ種優先株主がかかる取得の請求をした第Ⅲ種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該第Ⅲ種優先株主に対して交付するものとする。

② 取得を請求することができる期間

平成22年10月1日から平成36年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに、第Ⅲ種優先株主が取得の請求をした第Ⅲ種優先株式数に第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額(以下「取得価額」という)は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下、「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

下限取得価額は55円(ただし、下記⑧による調整を受ける。)

⑧ 取得価額の調整

イ. 第Ⅲ種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付

と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する意味を有する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交

付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B)および(F)の場合には0円、上記イ. (C)ないし(E)の場合には価額（ただし、(D)の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ. (C)ないし(E)および上記ハ. (D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ. (E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ. (A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7)②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第Ⅲ種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第Ⅲ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第Ⅲ種優先株主に対して交付するものとする。なお、第Ⅲ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに、第Ⅲ種優先株式1株につき、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第Ⅲ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3)③に定める経過第Ⅲ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第Ⅲ種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第Ⅲ種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第Ⅲ種優先株式を取得するのと引換えに、各第Ⅲ種優先株主に対し、その有する第Ⅲ種優先株式数に第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。

第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または合併および株式無償割当て

① 分割または合併

当銀行は、株式の分割または合併を行うときは、普通株式および第Ⅲ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第Ⅲ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い第Ⅲ種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10) その他

第Ⅲ種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(11) 単元株式数

100株

（なお、当銀行の単元株式数は、全部の種類株式について、100株である。）

(12) 会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当銀行は、第Ⅲ種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、第Ⅲ種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、第Ⅲ種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

7. 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしておりません。

8. 第Ⅲ種優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

これは、当銀行が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年6月30日	—	229,714	—	17,700,000	—	15,641,423

- (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

- (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

- ① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第Ⅲ種優先株式 100,000,000	—	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,500	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (単元株式数100)
完全議決権株式(その他)	普通株式 129,496,500	1,294,965	同上
単元未満株式	普通株式(注)2 201,282	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	229,714,282	—	—
総株主の議決権	—	1,294,965	—

(注)1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式21株が含まれております。

- ② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町三 丁目2番3号	16,500	—	16,500	0.00
計	—	16,500	—	16,500	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
現金預け金	27,563	29,008
コールローン及び買入手形	12,200	54,500
商品有価証券	227	229
有価証券	※2 282,059	※2 321,930
貸出金	※1 927,780	※1 897,692
外国為替	533	549
その他資産	7,182	7,390
有形固定資産	16,708	16,834
無形固定資産	835	753
繰延税金資産	5,076	5,042
支払承諾見返	6,979	6,185
貸倒引当金	△16,652	△16,724
資産の部合計	1,270,494	1,323,392
負債の部		
預金	1,165,419	1,219,565
譲渡性預金	8,220	10,120
コールマネー及び売渡手形	10,000	—
借入金	9,640	11,200
外国為替	15	8
社債	5,800	5,800
その他負債	5,808	12,029
退職給付引当金	3,603	3,549
利息返還損失引当金	4	4
睡眠預金払戻損失引当金	263	229
繰延税金負債	77	54
再評価に係る繰延税金負債	2,287	2,287
支払承諾	6,979	6,185
負債の部合計	1,218,118	1,271,035
純資産の部		
資本金	17,700	17,700
資本剰余金	22,986	22,986
利益剰余金	7,602	7,819
自己株式	△1	△1
株主資本合計	48,286	48,504
その他有価証券評価差額金	△75	△1,301
土地再評価差額金	3,977	3,977
その他の包括利益累計額合計	3,901	2,676
少数株主持分	186	1,176
純資産の部合計	52,375	52,357
負債及び純資産の部合計	1,270,494	1,323,392

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
経常収益	6,161	6,318
資金運用収益	5,287	5,271
(うち貸出金利息)	4,628	4,490
(うち有価証券利息配当金)	642	766
役務取引等収益	802	771
その他業務収益	18	172
その他経常収益	※1 52	※1 103
経常費用	5,600	5,705
資金調達費用	525	468
(うち預金利息)	455	392
役務取引等費用	429	413
その他業務費用	38	176
営業経費	4,315	4,223
その他経常費用	※2 291	※2 424
経常利益	560	612
特別利益	247	18
固定資産処分益	7	1
貸倒引当金戻入益	※3 239	※3 17
特別損失	7	—
固定資産処分損	7	—
税金等調整前四半期純利益	800	631
法人税、住民税及び事業税	9	16
法人税等調整額	6	34
法人税等合計	16	50
少数株主損益調整前四半期純利益	783	580
少数株主利益	0	6
四半期純利益	782	574

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	783	580
その他の包括利益	102	△1,243
その他有価証券評価差額金	102	△1,243
四半期包括利益	885	△662
親会社株主に係る四半期包括利益	876	△651
少数株主に係る四半期包括利益	9	△10

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響額は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
破綻先債権額	1,878百万円	1,607百万円
延滞債権額	43,732百万円	43,795百万円
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	4,091百万円	4,030百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
	9,205百万円	9,522百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
償却債権取立益	27百万円	償却債権取立益 74百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
貸出金償却	37百万円	貸出金償却 27百万円
貸倒引当金繰入額	37百万円	貸倒引当金繰入額 153百万円
株式等償却	57百万円	株式等償却 126百万円

※3. 特別利益に計上した貸倒引当金戻入益は次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	
東日本大震災の影響による貸倒引当金の戻入益	239百万円	東日本大震災の影響による貸倒引当金の戻入益	17百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	
減価償却費	353百万円		242百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	194	1.50	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金
	第Ⅲ種優先 株式	173	1.73	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	194	1.50	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金
	第Ⅲ種優先 株式	162	1.62	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	合計
	銀行業	計		
経常収益				
外部顧客に対する経常収益	5,993	5,993	173	6,166
セグメント間の内部経常収益	22	22	138	160
計	6,015	6,015	311	6,326
セグメント利益	550	550	27	578

(注)1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	550
「その他」の区分の利益	27
セグメント間取引消去	△12
持分法投資利益	4
持分法適用会社からの配当金の控除	△12
貸倒引当金の調整	△0
その他の調整額	2
四半期連結損益計算書の経常利益	560

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	合計
	銀行業	計		
経常収益				
外部顧客に対する経常収益	6,157	6,157	185	6,342
セグメント間の内部経常収益	66	66	138	204
計	6,223	6,223	323	6,547
セグメント利益	628	628	41	670

(注)1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	628
「その他」の区分の利益	41
セグメント間取引消去	△54
持分法投資利益	9
持分法適用会社からの配当金の控除	△12
貸倒引当金の調整	△0
その他の調整額	△0
四半期連結損益計算書の経常利益	612

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
コールローン及び買入手形	12,200	12,200	—
有価証券			
その他有価証券	275,872	275,872	—
貸出金	927,780		
貸倒引当金	△15,628		
	912,152	918,082	5,929
預金	1,165,419	1,166,044	625
譲渡性預金	8,220	8,221	1

(注) 1. コールローン及び買入手形の時価の算定方法

これらは、約定期間が短期間（1週間以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

2. 有価証券の時価の算定方法

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,072百万円増加、「その他有価証券評価差金」は1,072百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティを価格決定変数とし、将来のキャッシュ・フローを想定し、算定した現在価値であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

3. 貸出金の時価の算定方法

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

4. 預金及び譲渡性預金の時価の算定方法

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

当第1四半期連結会計期間(平成24年6月30日)

科目	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
コールローン及び買入手形	54,500	54,500	—
有価証券			
其他有価証券	316,780	316,780	—
貸出金	897,692		
貸倒引当金	△15,796		
	881,896	890,267	8,371
預金	1,219,565	1,220,100	535
譲渡性預金	10,120	10,121	1

(注) 1. コールローン及び買入手形の時価の算定方法

これらは、約定期間が短期間(1週間以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

2. 有価証券の時価の算定方法

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、平成20年度中間連結会計期間末から、市場価格に替えて経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としておりました。

しかし、市場価格と合理的に算定された価額の乖離幅が縮小していることから、市場価格を時価とすることが合理的と判断し、当第1四半期連結会計期間末から市場価格をもって連結貸借対照表計上額としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

3. 貸出金の時価の算定方法

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結会計期間末における四半期連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

4. 預金及び譲渡性預金の時価の算定方法

要求払預金については、当四半期連結会計期間末に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(有価証券関係)

※ 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	5,325	5,435	110
債券	212,411	214,049	1,637
国債	88,288	89,311	1,023
地方債	26,753	26,948	195
社債	97,369	97,788	418
その他	58,072	56,386	△1,685
合計	275,810	275,872	62

当第1四半期連結会計期間(平成24年6月30日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照 表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	5,111	4,612	△498
債券	255,970	258,282	2,311
国債	106,353	106,990	637
地方債	32,012	32,551	538
社債	117,604	118,740	1,136
その他	56,902	53,885	△3,016
合計	317,984	316,780	△1,203

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前第1四半期連結累計期間における減損処理額は、株式36百万円であります。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、株式123百万円であります。

有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について四半期連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は全て実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものはありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	5.41	3.81
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	782	574
普通株主に帰属しない金額	百万円	80	80
うち中間優先配当額(注)	百万円	80	80
普通株式に係る四半期純利益	百万円	702	494
普通株式の期中平均株式数	千株	129,698	129,697
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	1.92	1.70
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	80	80
うち中間優先配当額(注)	百万円	80	80
普通株式増加数	千株	277,777	207,881
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		_____	_____

(注) 前第1四半期連結累計期間の当該中間優先配当額は、平成23年9月30日を基準日として配当を予定している額のうち、前第1四半期連結累計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。

また、当第1四半期連結累計期間の当該中間優先配当額は、平成24年9月30日を基準日として配当を予定している額のうち、当第1四半期連結累計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月13日

株式会社きらやか銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	和郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南波	秀哉	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪	寺信	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きらやか銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きらやか銀行及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月13日
【会社名】	株式会社きらやか銀行
【英訳名】	Kirayaka Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 栗野 学
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社きらやか銀行 東京支店 (東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取栗野学は、当行の第165期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

株式の引受けに係る申込みの理由書

平成 24 年 9 月 6 日

本店所在地	山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
会社名	株式会社きらやか銀行
代表者の役職・氏名	取締役頭取 栗野 学

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則 9 条 1 項に基づく株式の引受けに係る申し込みの理由は以下のとおりであります。

記

1. 東日本大震災による取引先の被災状況

(1) 仙台地区における直接的被災状況

仙台地区の事業性貸出先で直接的被害を受けた対象先の貸出残高は 50 件の 11,053 百万円、住宅ローン、アパートローン先では、建物流出 11 件 377 百万円、建物全壊 14 件 327 百万円、建物半壊 5 件 102 百万円、一部損壊 16 件 367 百万円、浸水 36 件 1,114 百万円でありました。

(2) 間接的被災状況

全取引先に震災に関する調査を行った結果、震災において何らかの間接的な影響があると回答した先は、全体で 1,254 先でした。うち仙台地区は 266 先、仙台地区以外では 988 先となりました。「影響あり」と回答した先の貸出残高は、全体で 156,376 百万円、うち仙台地区は 23,351 百万円、仙台地区以外は 133,025 百万円となっております。

事業性貸出先（調査対象先）に占める間接的被害を受けた先の割合は、全取引先の 15.96%となっており、うち仙台地区では同地区の 34.02%、仙台地区以外では 13.96%となっております。貸出残高に占める間接被害を受けた取引先の総貸出残高の割合では、全体の 28.93%となっており、仙台地区で 37.53%、仙台地区以外で 27.81%を占めております。

2. 被災者への信用供与の状況

震災の影響を受けた先への新規融資の状況は、全体で 1,151 件、28,235 百万円、うち直接被害先が 113 件、2,959 百万円、間接被害先が 1,038 件、25,276 百万円となっております。

3. 震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編を行う金融機関としての株式の引受けに係る申込み

未だ被災地域におきましては厳しい経済環境にあり、今後の復興支援に向けて地域金融機関の役割が非常に重要であると考えております。

当行は、仙台銀行との組織再編成による共同持株会社の設立にあたり、両行同一歩調による震災復興支援を共同して推進していくことが必要であると考えており、持株会社グループとして、自己資本の充実を図り、貸出余力を創造することにより、大震災からの復興支援並びに中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献していきたいと考えております。今般、さらなる金融機能の強化を図ることを目的に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」附則 9 条 1 項の規定に基づく震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編を行う金融機関として、株式の引受けに係る申し込みを申請するものです。

以上

自己資本比率の見込み

きらやか銀行の自己資本比率の見込み

平成 24 年 3 月末における当行の連結自己資本比率は 9.13%、単体自己資本比率は 9.10%であり、国内基準である 4.00%を上回っております。

しかしながら、東日本大震災の中長期的な影響による信用リスク拡大懸念に対応するため、さらなる財務基盤の健全性を確保し、また、今後本格化する復興支援に係る資金需要拡大に向け、地域への円滑な資金提供機能を果たしていくためには、予防的に自己資本の増強が必要と判断いたしました。

今後の自己資本比率の見込みとしましては、10%程度と考えており、収益力の強化による自己資本の積み上げをはかり、10%程度を確保してまいります。

【単体自己資本比率の見込み】

	24/3 期 実績	24/9 期 予定	25/3 期 予定	25/9 期 予定	26/3 期 予定
自己資本比率	9.10%	9.1%程度	10.4%程度	10.5%程度	9.9%程度
Tier I 比率	7.39%	7.4%程度	8.7%程度	8.8%程度	8.2%程度

	26/9 期 予定	27/3 期 予定
自己資本比率	9.8%程度	9.7%程度
Tier I 比率	8.2%程度	8.1%程度